広島市水防計画

目 次

【水防計画】

第1章	総則	401
第1節	計画の目的及び位置付け	401
第2節	計画の内容	401
第1	基本事項	401
第2	細部事項	401
第3節	用語の定義	401
第2章	情報の収集及び連絡	402
第1節	気象情報・水防情報等の収集	402
第1	気象情報・水防情報の収集	402
第2	水位・潮位・雨量の観測	402
第2節	気象情報・水防情報等の伝達	402
第1	気象情報・水防情報の伝達	402
第2	水位周知下水道における水位到達情報の伝達	403
第3節	住民情報の収集等	403
第4節	情報の連絡方法	403
第3章	水防応急活動	404
第1節	水防要員の出動	404
第1	出動の指令	404
第2	出動の事前協議	406
第2節	水防要員の安全配慮	406
第3節	警戒・広報活動の実施	406
第1	警戒・広報要員の任務	406
第2	関係者への措置要請及び報告	406
第4節	被害状況等の調査	407
第1	調査要員の任務	407
第2	被害状況等の報告	407
第3	被害報告の取りまとめ及び県への報告	407
第5節	応急工作の実施等	407
第1	応急工作の実施	407
第2	応急工作の関連措置	407
第6節	水防資機材の整備・運用	408
第1	水防倉庫の位置及び水防資機材の備蓄	408
第2	備蓄資機材の使用・補給	408
第3	国及び県が所有する備蓄資機材の活用	408

第7節	緊急輸送の実施	408
第1	緊急輸送車両	408
第2	優先通行標識	408
第8節	応援要請	408
第1	警察への応援要請	408
第2	自衛隊及び他の地方公共団体等への応援要請等	408
第9節	関連応急対策	409
第4章	避難対策	410
第1節	注意喚起、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保	410
第1	注意喚起、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達の判断基準等	410
第2	注意喚起	410
第3	高齢者等避難	411
第4	避難指示等	412
第5	避難指示等の発令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	413
第2節	住民説明の実施及び関係機関への報告等	414
第1	高齢者等避難の伝達又は避難指示等の発令を行った場合の住民説明の実施等。	414
第2	関係機関への通知及び報告	414
第3節	災害種別に応じた避難・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	415
第1	洪水への対応	415
第2	土砂災害への対応	418
第3	高潮への対応	421
第4	津波への対応	423
第5	内水(雨水出水)への対応	426
第4節	避難誘導	427
第5節	避難路の確保	428
第6節	指定緊急避難場所等の開設等	428
第1	指定緊急避難場所の開設	428
第2	指定緊急避難場所等の段階的な開設	428
第3	指定緊急避難場所の管理運営	428
第4	指定緊急避難場所の避難状況等の報告	428
第5	指定避難所の開設	429
第6	指定避難所の管理運営	429
第7	指定避難所の避難状況等の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	429
第8	男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営のための支援	430
第7節	避難指示等の解除	430
第1	避難指示等の解除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	430
第2	避難指示等の解除の際の助言	430
第5章	水防訓練・教育	431
第1節	水防訓練	431
第2節	水防教育	431

第6章	河川管理者による水防活動への協力	432
第1節	河川管理者の協力	432
第2節	太田川河川事務所長による協力	432
第1	河川管理者の水防活動への協力の範囲	432
第2	河川管理者の協力が必要な事項	433
第3	河川に関する情報の提供	434
第7章	雑則	434
第1	身分証票	434
第2	水防活動実績報告	434
別表第1	水位・潮位及び雨量の観測場所	435
別表第2	水位・潮位及び雨量の通報系統及び収集系統	442
別表第3	気象又は水防に関する情報の伝達	443
別表第4	水位周知下水道における水位到達情報の通知	443
別表第5	水防上重要な場所	444
別表第6	市有水防倉庫一覧表《消防局警防課》	478
別表第7	水防倉庫の備蓄基準《消防局警防課》	479
別表第8	国及び県の所有する備蓄機材	480
別表第9	消防機関の車両等《消防局施設課》	488
別表第1	O 市有建設車両	489
別表第1	1 優先通行標識	489
別表第1	2 水防信号施設等	490
別表第1	3 身分証票	497
別表第1	4 水防活動実績報告書	498
別表第1	5 水防活動実績報告書(作成例)	499

第1章 総則

《危機管理室》

第1節 計画の目的及び位置付け

この計画は、水防法(昭和24年法律第193号)第4条の規定による指定水防管理団体としての本市が、市域における水害を警戒し、防ぎょし、軽減するため、水防上必要な事項について、同法第33条の規定に基づき、広島県水防計画に応じて定め、広島市防災会議に諮って策定した計画であるとともに、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、広島市防災会議が作成する広島市地域防災計画の部門計画である。

第2節 計画の内容

第1 基本事項

この計画に定める水防上必要な基本事項は、次のとおりとし、この計画に定めのない事項については、広島市地域防災計画の「基本・風水害対策編」(以下「地域防災計画」という。)によるものとする。

- 1 気象情報・水防情報等の収集及び連絡に関する事項
- 2 警戒・広報活動、被害状況等の調査、応急工作の実施、水防資機材の整備・運用等水防応急活動に関する事項
- 3 避難情報及び避難場所の開設等避難対策に関する事項
- 4 水防訓練及び教育に関する事項
- 5 その他水防活動に必要な事務に関する事項

第2 細部事項

この計画を円滑に運用するため、この計画に基づく水防上の諸活動の展開に必要な細部事項は、水防組織を構成する関係部局において定めなければならない。

第3節 用語の定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 水 害 洪水、高潮、豪雨及び津波により生じる堤防の決壊、浸水、 がけ崩れ等の被害をいう。

2 水 防 組 織 地域防災計画に定める災害警戒本部及び災害対策本部を いう。

3 水 防 要 員 水防組織を構成する部局に属する者で、この計画における 一連の活動に従事する者をいう。

4 水防上重要な場所 事前調査に基づき、水防活動上、特に警戒を要すると認め、 指定した堤防、護岸、溜池、急傾斜地、造成宅地等をいう。

第2章 情報の収集及び連絡

第1節 気象情報・水防情報等の収集

《危機管理室災害対策課》

第1 気象情報・水防情報の収集

危機管理担当局長は、広島地方気象台、国土交通省太田川河川事務所、県から気象 又は水防に関する情報を電話、ファクシミリ、端末機、インターネットにより収集す る。

第2 水位・潮位・雨量の観測

1 観測の指令

危機管理担当局長は、次の場合において、水位、潮位及び雨量の観測員に観測を行うことを指令する。

(1) 水位の観測 広島地方気象台から洪水注意報が発表され、危機管理担当局長

が必要と認めたとき。又は国土交通省太田川河川事務所と広島地 方気象台が共同で行う指定河川洪水予報が発表され、危機管理担

当局長が必要と認めたとき。

(2) 潮位の観測 広島地方気象台から高潮等に関する注意報が発表され、危機管 理担当局長が必要と認めたとき。

(3) 雨量の観測 危機管理担当局長が必要と認めたとき (通常は自動的に観測する。)。

2 観測要領

前項に基づく観測員の観測及び観測結果の通報は次による。

- (1) 水位の観測員は、水位の変動を監視し、水位を堤防からの落差により測定し、異常水位又は越水のおそれがあるときは随時通報する。
- (2) 潮位の観測員は、潮位の状況を監視し、潮位又は堤防からの落差、風向及び波高を測定し、異常潮位又は越波、越水のおそれがあるときは随時通報する。
- (3) 雨量の観測員は、特別に指示があった場合を除き、毎正時に1時間ごとの雨量を測定し、通報する。
- 3 観測場所

水位、潮位及び雨量の観測は、別表第1に定める観測場所において行う。

4 観測結果の通報

観測結果の通報系統は、別表第2のとおりとする。

第2節 気象情報・水防情報等の伝達

《各局等、危機管理室災害対策課、各区区政調整課・地域起こし推進課、各消防署》

第1 気象情報・水防情報の伝達

危機管理担当局長は、広島地方気象台、国土交通省太田川河川事務所、県から気象 又は水防に関する情報を受けたときは、別表第3に定めるところにより各局等及び各 区へ伝達する。

伝達を受けた各局等及び各区の長は、速やかにその内容を水防要員に周知させるとともに、必要に応じ関係機関への連絡及び住民への広報を行うなど適切な措置を講じる。

第2 水位周知下水道における水位到達情報の伝達

1 種類及び発表基準

本市は、市長により指定した水位周知下水道について、水位が内水氾濫危険水位(雨水出水特別警戒水位)に達したときは、その旨を当該水位周知下水道の水位を示して水防管理者及び量水標管理者に通知し、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種類	発表基準
内水氾濫危険情報 (雨水出水特別警戒 水位到達情報)	基準地点の水位が内水氾濫危険水位(雨水出水特別警戒 水位)に到達したとき

2 本市が行う水位到達情報の通知 別表第4のとおり。

第3節 住民情報の収集等

《各局等、危機管理室災害対策課、消防局警防課、各区区政調整課・地域起こ し推進課、各消防署》

各局等及び各区の長は、災害の前兆現象や防災施設等の異常の通報を受けたときは、危機管理担当局長に報告するとともに、現地調査を行うほか、避難指示など適切な措置を講じる。

第4節 情報の連絡方法

《危機管理室災害対策課》

情報の連絡方法は、「地域防災計画(基本・風水害対策編)第3章 災害応急対策、第3節 情報の収集及び伝達」による。

第3章 水防応急活動

第1節 水防要員の出動

第1 出動の指令

《危機管理室、消防局警防課、各区区政調整課・地域起こし推進課、各消防署》 区長、消防署長又は消防団長は、太田川河川事務所、西部建設事務所又は広島港湾 振興事務所から水防警報が発令されたとき又はその他水防上必要と認めるときは、水 防要員に出動の準備等を行わせ、又は出動の指令を行う。

1 状況に応じた活動内容

水防要員の出動等は、災害種別ごとに、おおむね次のとおりとする。

(1) 洪水等

状況	活動内容
1 太田川河川事務所又は西部建設事務所から水防警報「待機」が発表されたとき。	1 気象情報、水位情報等の収集 2 水防巡視・活動に備えて待機
2 河川の水位が水防団待機水位に達 したとき。	
1 太田川河川事務所又は西部建設事務所から水防警報「準備」が発表されたとき。 2 河川の水位が氾濫注意水位に達したとき。	1 気象情報や各地の雨量・水位の状況等の収集・把握 2 河川堤防等の巡視 3 土のう積み等の浸水防止対策の実施 4 状況に応じた避難情報の伝達及び周知 5 住民から異常通報があった地域(過去に災害があった場所を含む。)や危険区域への巡視の強化 6 水防資機材等の準備
1 太田川河川事務所又は西部建設事務所から水防警報「出動」が発表されたとき。 2 河川の水位が避難判断水位に達したとき。	1 浸水により危険となることが予想される地域への高齢者等避難の伝達及び周知2 状況に応じて、避難場所の開設及び避難誘導
1 太田川河川事務所又は西部建設事務所から水防警報「指示」が発表されたとき。 2 河川の水位が氾濫危険水位に達したとき。 3 雨水出水特別警戒水位(内水氾濫危険水位)に達したとき。	1 浸水により危険となることが予想される地域への避難指示の伝達及び周知 2 避難場所の開設及び避難誘導 3 応急工作の実施

(2) 高潮

状況	活動内容
1 広島港湾振興事務所から水防警報「待機・準備」が発表されたとき。 2 太田川河川事務所又は西部建設事務所から水防警報「待機」が発表されたとき。	1 台風の進路や高潮に関する気象情報 等の収集 2 水防巡視・活動に備えて待機
1 広島港湾振興事務所から水防警報 「待機・準備」が発表されたとき。 2 太田川河川事務所又は西部建設事 務所から水防警報「準備」が発表さ れたとき。 3 潮位の予測が T.P. +2.1m以上の とき。	1 沿岸低地部(過去に災害があった場所を含む。)の護岸の巡視2 土のう積み等の浸水防止対策の実施3 広報車等による注意喚起の広報の実施4 水防資機材等の準備

- 広島港湾振興事務所から水防警報 沿岸低地部(過去に災害があった場所 「出動」が発表されたとき。 を含む。)の護岸の巡視の強化 太田川河川事務所又は西部建設事 浸水により危険となることが予想され 務所から水防警報「出動」が発表さ る地域への高齢者等避難の伝達及び周知 れたとき。 状況に応じて、避難場所の開設及び避 潮位の予測が T.P. + 2.5m以上の 難誘導 太田川河川事務所又は西部建設事 浸水により危険となることが予想さ 務所から水防警報「指示」が発表さ れる地域への避難指示の発令 れたとき。 避難場所の開設及び避難誘導
- 2 河川水位が氾濫危険水位に達したとき。
- 3 応急工作の実施

(3) 土砂災害

状況	活動内容
強い雨が降っているとき。	1 気象情報等の収集
	2 水防巡視・活動に備えて待機
大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3	1 気象情報や各地の雨量・出水の状況等の
相当情報)が発表され、土砂災害に関す	収集・把握
るメッシュ情報(※)に大雨警報基準	2 土砂災害危険区域(過去に災害があった
超過が表示されたとき。	場所を含む)の巡視
	3 広報車等による注意喚起の広報の実施
	4 水防資機材等の準備
大雨警報(警戒レベル3相当情報)が	1 住民から異常通報があった地域や危険区
発表され、土砂災害に関するメッシュ	域への巡視の強化
情報(※)に危険度(3時間後に基準値	2 該当地域への高齢者等避難の伝達及び周
を超過)が表示されたとき。	知
	3 状況に応じて、避難場所の開設及び避難
	誘導
	4 必要と認める場合には、応急工作の実施
大雨警報(警戒レベル3相当情報)又	1 該当地域への避難指示の伝達及び周知
は土砂災害警戒情報(警戒レベル4相	2 避難場所の開設及び避難誘導
当情報)が発表され、土砂災害に関する	3 応急工作の実施
メッシュ情報(※)に危険度(2時間後、	
1時間後又は実況で基準値を超過)が表	
一示されたとき。	

※ 広島県土砂災害危険度情報で表示される土砂災害の危険度に応じたメッシュ情報(危険 度判定)(実況で特別警報基準値超過、実況で基準値超過、1時間後に基準値超過、2時間 後に基準値超過、3時間後に基準値超過を区分して表示)

(4) 津波

状況	活動内容
太田川河川事務所から水防警報 「待機」が発表されたとき。	1 津波に関する情報、地震による堤防決壊情 報等の収集
	2 水防巡視・活動に備えて待機 3 水防資機材等の準備
太田川河川事務所、西部建設事務所又は広島港湾振興事務所から水防警報「出動」が発表されたとき。	1 沿岸低地部の護岸の巡視 2 状況に応じて、避難所の開設及び避難誘導 3 必要と認める場合には、応急工作の実施 4 津波浸水により危険となることが予想され る地域への避難指示の伝達及び周知 5 避難場所の開設及び避難誘導

- ※1 水防要員は、自らの避難に要する時間及び津波到達予想時刻を考慮し、活動限界時間を 設定した上で活動する。
- ※2 自身の危険性が高いと判断したときは、避難を優先する。
- ※3 地震の揺れによって、堤防の決壊(破堤)による浸水が発生した場合には、浸水の状況 を考慮して活動を行う。

- 2 出動の指令区分
 - (1) 警戒・広報出動
 - (2) 調査出動
 - (3) 応急工作出動
 - (4) その他特命出動

第2 出動の事前協議

《各区区政調整課・地域起こし推進課、各消防署》

区長、消防署長及び消防団長は、水防要員の出動を円滑に行うため、あらかじめ出動指令の方法、出動分担、出動区域及び出動人員等必要な事項を協議しておく。

第2節 水防要員の安全配慮

《危機管理室、消防局消防団室・警防課、各区区政調整課・地域起こし推進課、各消防署》

水防要員は、安全管理を徹底し、水防要員自身の安全確保に留意する。

- 1 水防活動現場(警戒巡視箇所等を含む。)への出動等に当たっては、危険箇所(洪水 等の浸水想定区域や土砂災害警戒区域等)や気象情報、水防警報などの情報収集に努 め、常に二次災害の発生を想定して経路や活動場所の選定等を行う。
- 2 水防活動時には、救命胴衣等の身の安全を確保する装備を着用するとともに、救命 ボート等の資機材を有効に活用する。
- 3 土石流による土砂等の堆積状況など、災害の状況や地理条件を考慮して、全体が監視できる安全な場所等への警戒員の配置及び水防要員の退避場所の選定を最優先に行い、これを全ての水防要員に周知する。
- 4 水防活動や避難誘導などに当たっては、水防要員の危険を回避するため、安全性が 高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間と津波到達時刻等を考慮すると ともに、水防要員が自身の危険性が高いと判断したときは、自身の避難を優先する。
- 5 警戒員等から緊急退避の警笛(長声2回)又はサイレンが発せられた場合や、山鳴り、地響き、異様な臭い等の異常な現象を感じた場合には、水防要員は自らも警笛等で周囲に緊急退避を伝達しながら、あらかじめ選定された場所へ退避する。

第3節 警戒・広報活動の実施

第1 警戒・広報要員の任務

《各区区政調整課・地域起こし推進課・維持管理課・地域整備課、各消防署》 警戒・広報出動の指令を受けた水防要員(以下「警戒・広報要員」という。)は、河 川、海岸、急傾斜地等のうち、別表第5に掲げる水防上重要な場所及び過去に災害の あった場所を中心に巡回し、必要に応じて地域住民の水害に対する警戒の呼びかけ等 の広報活動を行うとともに、次の事項を発見したときは、直ちに区長、消防署長又は 消防団長に報告しなければならない。

- 1 護岸や堤防の越水・亀裂・欠け崩れ等
- 2 山崩れ・がけ崩れ等
- 3 その他水防上危険と認める事項

第2 関係者への措置要請及び報告

《各区区政調整課・地域起こし推進課・維持管理課・地域整備課、各消防署》

1 区長、消防署長又は消防団長は、警戒・広報要員から水防上危険な事項について報告があったときは、必要な指示を行うとともに、直ちに河川・海岸堤防等の関係者に

連絡して必要な措置を求めなければならない。この場合、区長、消防署長及び消防団長は必要に応じて求める措置について協議する。

2 前項の規定により関係者に必要な措置を求めた場合は、その状況を危機管理担当局長に報告する。

第4節 被害状況等の調査

第1 調査要員の任務

《各区区政調整課・地域起こし推進課・維持管理課・地域整備課、各消防署》 調査出動の指令を受けた水防要員(以下「調査要員」という。)は、直ちに被害場所 等の調査を行い、被害の種別及び程度又は応急工作の要否等必要な事項を、区長、消 防署長又は消防団長に報告しなければならない。

第2 被害状況等の報告

《各区区政調整課・地域起こし推進課・維持管理課・地域整備課、各消防署》

- 1 区長、消防署長又は消防団長は、調査要員から被害状況等について報告があったときは、必要な指示を行うとともに、危機管理担当局長に報告する。
- 2 堤防の決壊等の重要な被害については、当該区域を管轄する警察署及び河川管理者にその状況を通報する。

第3 被害報告の取りまとめ及び県への報告

《危機管理室》

- 1 危機管理担当局長は、区長・消防署長又は消防団長から報告を受けたときは、被害 状況の取りまとめを行うとともに、必要と認める各局等及び各区の長に連絡する。
- 2 市長(危機管理室)は、「地域防災計画(基本・風水害対策編)第3章 災害応急対 策、第3節 情報の収集及び伝達」に定めるところにより、県に対して被害状況の報告 を行う。

第5節 応急工作の実施等

第1 応急工作の実施

《各区維持管理課・農林課・地域整備課、各消防署》

- 1 応急工作出動の指令を受けた水防要員(以下「工作要員」という。)は、水害が発生 し、又はまさに発生しようとしているときは、速やかに応急工作を実施し、被害の拡 大防止又は発生防止に努めなければならない。
- 2 区長は、応急工作の実施に当たり特に専門的技術を必要とするときは、その技術を指導するため、あらかじめ指名した職員(以下「技術指導員」という。)を派遣する。

第2 応急工作の関連措置

《各区維持管理課・農林課・地域整備課、各消防署》

- 1 工作要員は、応急工作の実施に際し、二次災害の発生防止等安全確保を図るため、 必要に応じて警戒区域の設定又は監視員の配置等必要な措置を講じる。
- 2 水防要員(消防団員を除く。)は、応急工作を実施したときは、工作時又は事後において現場写真の撮影等記録保存を図る。

第6節 水防資機材の整備・運用

第1 水防倉庫の位置及び水防資機材の備蓄

《消防局警防課》

- 1 市有の水防倉庫の位置は、別表第6及び資料編「水防計画附図」のとおりである。
- 2 水防資機材の備蓄基準は、別表第7のとおりとする。

第2 備蓄資機材の使用・補給

《消防局総務課・警防課、各消防署》

- 1 備蓄資機材の使用は、管理責任者たる消防署長が決定し、出庫する。
- 2 消防署長は、所轄水防倉庫の出庫資機材が備蓄基準数の過半に達したときは、消防 局長に緊急補給を要請しなければならない。
- 3 消防局長は、前項の要請があったときは、資機材の配置替え又は緊急購入等により 補給する。

第3 国及び県が所有する備蓄資機材の活用

《危機管理室、消防局警防課》

- 1 備蓄資機材が不足するような緊急事態に際して、国及び県の所有する備蓄資機材を 使用する場合には、太田川河川事務所長、西部建設事務所長又は広島港湾振興事務所 長に要請する。
- 2 国及び県の所有する備蓄資機材は、別表第8のとおりである。

第7節 緊急輸送の実施

第1 緊急輸送車両

《道路交通局道路管理課、消防局施設課、各区建築課》

- 1 応急工作等に必要な人員又は水防資機材等の緊急輸送は、原則として消防機関又は 市有車両等により行う。
- 2 消防機関の有する車両等は、別表第9のとおりである。
- 3 市有建設車両は、別表第10のとおりである。

第2 優先通行標識

《道路交通局道路管理課、消防局施設課、各区建築課》

緊急輸送等に使用する車両に取り付ける優先通行標識は、別表第11のとおりとする。

第8節 応援要請

第1 警察への応援要請

《各区区政調整課・地域起こし推進課、各消防署》

区長又は消防署長は、水防のため必要があるときは、当該区域を管轄する警察署長 に対し警察官の出動を求めることができる。

第2 自衛隊及び他の地方公共団体等への応援要請等

《危機管理室》

自衛隊又は他の地方公共団体等への応援要請等は、「地域防災計画(基本・風水害対策編)第3章 災害応急対策、第25節 応援要請及び協力要請」に定めるところにより行う。

第9節 関連応急対策

《各局等、各区》

この章における水防応急活動の実施に際し、救難・救助・保健衛生活動等関連する応急対策については、「地域防災計画(基本・風水害対策編)第3章 災害応急対策」に定めるところによる。

第4章 避難対策

第1節 注意喚起、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

《危機管理室、各区区政調整課・地域起こし推進課、各消防署》

第1 注意喚起、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達の判断基準等

注意喚起、高齢者等避難、避難指示の伝達を行う判断の基準は、本章第3節による ものとし、次の点に留意しつつ、今後の気象予測等を勘案するとともに、危険区域の 巡視活動を行いながら対応する。

なお、台風や津波などの災害に対して警戒する場合においては、気象庁が発表する 台風の中心気圧・進路等の情報や津波に関する情報を勘案するほか、巡視活動による 状況把握に努めながら、注意喚起、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を段階的 に発表・発令する。

《今後の気象予測等を勘案する際の注意事項》

1 土砂災害を警戒する場合

大雨注意報が発表された後、土砂災害の危険性を判断する際には、土砂災害に関するメッシュ情報(※)等を情報として活用し、市域に影響を及ぼす雨域の動き方や急激に発生する雨雲等に十分注意しつつ、気象庁が発表する降水短時間予報、広島地方気象台と広島県土木建築局砂防課が発表する土砂災害警戒情報及び広島地方気象台等からの気象予測等の情報を踏まえる。

また、局地的な大雨や集中豪雨の頻発を踏まえ、降雨の実況監視強化、雨域の発達、 移動過程の観測を行うため、XRAIN GIS 版を活用する。

その他、大雨警報(土砂災害)発表後は、実効雨量(72時間半減期)を、本市が土砂災害の危険性を把握する土砂災害に関するメッシュ情報(※)の補完情報として参照する。

- ※ 広島県土砂災害危険度情報で表示される土砂災害の危険度に応じたメッシュ情報(危険度判定)(実況で特別警報基準値超過、実況で基準値超過、1時間後に基準値超過、2時間後に基準値超過、3時間後に基準値超過を区分して表示)
- 2 高潮を警戒する場合

予測潮位が基準値を超えた場合において、高潮の危険性を判断する際は、広島地方 気象台が発表する潮位予測とともに、低気圧又は台風の中心気圧や進路のほか、広島 県防災情報システムからの潮位予測等の情報を踏まえる。

3 洪水を警戒する場合

基準水位に達した場合において、洪水の危険性を判断する際には、今後の降雨に関する情報のほか、上流域での既往降水量、上流の水位観測情報及び国土交通省太田川河川事務所、県等からの水位情報を踏まえる。

また、局地的な大雨や集中豪雨の頻発を踏まえ、降雨の実況監視強化、雨域の発達、 移動過程の観測を行うため、XRAIN GIS 版を活用する。

4 津波を警戒する場合

国外での地震・火山噴火等による津波の影響を「遠地地震に関する情報」として発表された場合において、津波の危険性を判断する際は、広島地方気象台等からの情報を踏まえる。

第2 注意喚起

危機管理室長又は副区長は、水害が発生するおそれがあると認められる場合は、市域全体又は必要な区域に降雨、潮位、河川の水位、防災施設の異常等の情報を知らせ、住民等に注意を喚起し、状況に応じて避難の準備をすることや住民等が自ら危険性を判断して避難すること(以下「自主避難」という。)を促す。なお、注意喚起は適切な避難行動につながるよう、分かりやすく、かつ、危機意識が高まるような内容で伝達

する。

7 00				
区分	実施の時期	伝達内容	伝達方法	
注意喚起	災害が発生す るおそれがあ り、注意喚起す るとき。	(7) 気象情報 (1) 留意事項	(ア) 市防災行政無線 (イ) 市防災情報共有システム (ウ) 市防災情報メール配信システム (聴覚障害者へのFAX、避難行動要支援者等への電話通知含む。) (エ) 市ホームページ (オ) SNS(X、Facebook、LINE)	

第3 高齢者等避難

区長又は危機管理担当局長は、気象状況等によって、災害が発生するおそれがあり、 人の生命又は身体を災害から守り、その他災害の拡大を防止するため、必要があると 認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者その他の者(以下「居 住者等」という。)に対し、不要不急の外出を控えることや、避難のための準備を呼び かけるとともに、要配慮者及び避難支援等関係者に対し避難行動の開始を促す。

高齢者等避難の対象区域は、あらかじめ定めた災害種別ごとに人的被害の発生するおそれのある区域を基本とし、発令する。

高齢者等避難は、適切な避難行動につながるよう、分かりやすく、かつ、危機意識が高まるような内容で伝達する。

区分	実施の時期	伝達内容	伝達方法
高齢者等避難		(イ) 発令理由 (ウ) 対象を (エ) 避難事 (オ) 留意 ※(エ) は 所の開設 に合、その 合、その を を を の は の に の に の に の に の に の に の に の に の に	(ア) 市防災行政無線 (イ) 市防災情報共有システム (ウ) 市防災情報メール配信システム (聴覚障害者へのFAX、避難行動要支援者等への電話通知含む。) (エ) 市ホームページ (オ) SNS (X、Facebook、LINE) (カ) 県防災情報システムを通じたLアラート (キ) 避難誘導アプリ ※ その他、河川の放流警報設備など、災害状況に応じて活用する。

第4 避難指示等

1 避難指示

- (1) 市長又は区長は、水害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者に対し、避難のための立退きを指示する。
- (2) 避難指示の発令者については、原則区長とする。ただし、区の応急組織体制が整う前に、緊急に避難指示を発令する必要がある場合や、津波による避難指示を発令する必要がある場合は市長が発令する。

2 緊急安全確保

- (1) 災害が発生している又は災害の発生が極めて差し迫った状況において、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市長又は区長は、居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への待避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示する。
- (2) 緊急安全確保の指示などの避難措置については、原則区長が発令する。ただし、区の応急組織体制が整う前に、緊急安全確保を発令する必要がある場合は市長が発令する。
- 3 市長又は区長が不在の場合の取扱い

市長又は区長が不在の時に、避難指示等を発令する状況が生じた場合は、次に記載する代理者が基準に基づき、躊躇なく避難指示等を発令する。

ナロジアナの坦人		74 4 0 70 14	
市長が不在の場合			区長が不在の場合
代理順位	代理者	代理順位	代理者
1	危機管理室担任副市長	1	副区長
2	上記以外の副市長	2	建設部長又は農林建設部長
3	危機管理担当局長	3	厚生部長
4	危機管理室長	_	_

4 急激な気象の変化への対応

急激な気象の変化に対応するため、災害警戒本部設置以前においても、避難指示等の判断基準に達した場合は、次に記載する者が避難指示等を発令する。

市長が不在の場合		区長が不在の場合	
代理順位	代理者	代理順位	代理者
1	危機管理室担任副市長	1	副区長
2	上記以外の副市長	2	建設部長又は農林建設部長
3	危機管理担当局長	3	厚生部長
4	危機管理室長	_	_

第5 避難指示等の発令

- 1 実施担当機関:原則区長
- 2 避難指示等の区分

区分	実施の時期	伝達内容	伝達方法
避難指示 緊急警戒レベル4 警戒	実施の時期災害が発生状を災れり、災又めにおりが発害しておりが発害しておりとな極況にらめるいが状にる	(ア) 発令(ク) (エ) (オ) (ア) (エ) (オ) (ドン)の合、達の母と場事避いに合、達は関いのののである。 (***) (**	伝達方法 (ア) 市防災情報線 (イ) 市防災情報共 ステム (ウ) 市防災情報 ステムステム (ウ) 市防災情報 ステムの アムス 避知 の 下 A X 、
			作依頼する。

- 3 市長及び区長は、避難指示等を発令しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定地方行政機関又は県に対し、避難指示等に関する事項について助言を求めることができる。
- 4 市長及び区長は、避難指示等の発令の必要があると認めるときは、夜間・早朝の時間帯や避難場所の開設等の諸事情を勘案せず、躊躇することなく発令する。

また、急激に気象が変化し危険性が高まった場合には、避難が必要との判断を迅速な避難指示等の発令につなげるため、避難場所の開設を待つことなく、迅速に発令する。

区長は、避難指示等を発令する場合、事前に、市長(危機管理室)にその旨を報告する。

なお、事前に市長に報告するいとまのない場合は、事後速やかに市長(危機管理室)に報告する。

- 5 市長及び区長は、必要と認める場合は、警察及び自衛隊に対し、避難指示等の伝達について協力を要請する。
- 6 区長は、避難指示等を発令する場合は、必要に応じて警察、消防団、自主防災組 織その他防災関係機関に対し、協力を依頼する。
- 7 避難指示等を伝達する場合は、自主防災組織の協力を得て組織的な伝達も併せて 行い、聴覚障害者や視覚障害者など要配慮者にも配慮して、伝達漏れのないよう留 意する。

また、遠隔操作化されていないサイレンについては、あらかじめ定められた消防職員・消防団員へ区役所・消防署からサイレン吹鳴の操作依頼を行う。

- 8 市長は、避難指示等の周知を図るため、テレビ・ラジオ等の放送機関に協力を求め、放送を依頼する。
- 9 避難指示等を発令する場合において、立退き先を指定するときは、本市が指定する指定緊急避難場所の中から選定する。

- 10 区長、消防局長又は消防署長は、水害が発生し、又はまさに発生しようとする場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して立入禁止又は制限等必要な措置を講じる。
- 11 区長、消防局長又は消防署長は、警戒区域を設定しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定地方行政機関又は県に対し、警戒区域の設定に関する事項について助言を求めることができる。
- 12 避難指示等の発令に当たっては、ただちに適切な行動につながるよう、分かりやすく、かつ、危機意識が高まるような内容で伝達する。

また、避難場所を開設するいとまがなく、避難指示等を発令した場合、避難場所を 開設していないことや、それぞれの場所で各自が何らかの安全な行動をとるといった 付帯的な文言を付けた情報を発信する。

第2節 住民説明の実施及び関係機関への報告等

《各区区政調整課・地域起こし推進課、危機管理室》

第1 高齢者等避難の伝達又は避難指示等の発令を行った場合の住民説明の実施等

区長は、住民と一体となった防災活動を確保するため、高齢者等避難の伝達又は避難指示等を発令した場合には、避難時又は事後において、避難を要した状況等について自主防災組織等を通じるなどして住民等への説明を行うとともに、住民等の避難状況の把握に努める。

第2 関係機関への通知及び報告

- 1 市長は、避難指示等を発令したとき、速やかにその旨を県知事へ報告する。 また、避難の必要がなくなったときも、その旨を公表するとともに、県知事へ報告する.
- 2 区長は、避難指示等を発令したとき、当該区域を管轄する警察署長へ通知する。

第3節 災害種別に応じた避難

《各区区政調整課・地域起こし推進課、危機管理室災害予防課・災害対策課、各消防署》

第1 洪水への対応

1 段階に応じた対応

では	の 行 動
注意報 (警戒レベル2) が 発表された場合	ラジオ等を通じ
洪水警報 (警戒レベル3相当情報)が発表された場合	に注意する。
1 避難判断水位(レベル3水位) 要な区域(※1)に、警戒レベ 避難の準	
が通知された場合 2 漏水・侵食を発見したとの通報を受けた場合 【災害警戒本部】 【災害警戒本部】 【災害警戒本部】 「災害警戒本部】 「災害警戒本部」 「災害等税本部」 「災害務務を受ける 「災害務務を使ける 「災害務務を使りる 「災害務務を使ける 「災害務務を使ける 「災害務務を使ける 「災害務務を使ける 「災害務務を使ける 「災害務務を使ける 「災害務務を使ける 「災害務務を使ける	着及び避難支援 背は、避難行動を
1 「氾濫危険情報」が通知され た場合 2 河川管理者から水位が堤防高 又は背後地盤高を越えることが 予想されることの情報を得た場 合 3 異常な漏水・侵食を発見した との通報があった場合 4 巡視等により、漏水・侵食に よる堤防の決壊や越水・溢水の 発生による湯水のおそれがあ	避難対場の表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表

【警戒レベル5 (緊急安全確保)】 災害が発生し、又は切迫してい る状況において、指定緊急避難場 所等へ立退き避難することがかえ って危険であり、住民等に対し立 退き避難を中心とした避難行動か ら直ちに命を守るための行動をと るよう促す必要があると発令権者 が判断した場合

(災害が切迫している状況例)

段

- 1 異常な漏水の進行や亀裂・す べり等により決壊のおそれが高 まったとの通報があった場合
- 2 水位が氾濫開始相当水位に到 達、又は堤防高や背後地盤高に 到達するおそれが高い場合 (災害発生の例)
- 「氾濫発生情報」が通知され た場合
- 4 堤防の決壊や越水・溢水が発 生した場合

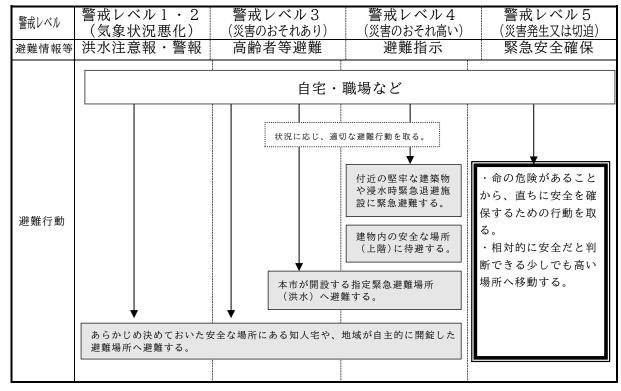
必要な区域に、警戒レベル 5 (緊急安全確保)を発令す 発生・切迫した段階での行 る。ただし、災害が発生・切迫 動であり、 適切なタイミン している状況を、必ず把握で|グで「立退き避難」をしなか きるとは限らないため、警戒 った又はできなかったこと レベル5 (緊急安全確保)は必により、避難し遅れた居住 ず発令できるものではない。

警戒レベル5(緊急安全確しる。 保)を発令した区域には、具体 1 命の危険があることか 的な災害の発生状況やとり得 る行動等を可能な限り伝達す ることに注力する。

者等がとる次善の行動であ

- ら、直ちに安全を確保す るための行動をとる。
- 2 指定緊急避難場所等へ の避難がかえって危険で ある場合は、相対的に安 全だと判断できる少しで も高い場所へ移動する。
- 3 「緊急安全確保」は必ず 発令される情報ではない ことに注意する。
- 基準水位の設定がない河川については、洪水警報が発表され、気象庁が公表する洪水警報の危険度分布で「警 戒」が出現した場合(流域雨量指数が洪水警報基準に到達する場合)や、洪水警報の危険度分布で「危険」が出 現した場合(流域雨量指数が洪水警報基準を大きく超過する場合)に、必要に応じて警戒レベル3(高齢者等避 難)又は警戒レベル4(避難指示)を発令する。
- 警戒レベル3以上の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過すること が予想される場合、又は立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合には、防災関 係機関等から情報収集を行い、必要に応じて早めに警戒レベル3(高齢者等避難)又は警戒レベル4(避難指示) を発令する。
- 異常洪水時防災操作が開始される場合には、防災関係機関等から情報収集を行い、必要に応じて警戒レベル4 (避難指示)を発令する。
- 状況欄に該当しない場合においても、災害のおそれがあり早めの立退き避難等が必要な場合には、警戒レベル 3 (高齢者等避難) 又は警戒レベル4 (避難指示)を発令する。
- 洪水浸水想定区域を目安とし、基準を超過した水位観測所の受持ち区間内からの浸水が想定される区域を対 ₩ 1 象とする。
- ※2 遠くに避難する場合は、近所の人に避難先を知らせておく。
- 堅固な建築物の上階に住む人は、あらかじめ3日分程度の水や食料を備えておけば移動しない方が安全である。 ж3 洪水ハザードマップ等を活用し、日頃から地域の浸水想定状況を確認のうえ、一時的な避難先とする浸水時 緊急退避施設や堅固な建築物等の所在、避難経路を確認しておく。

2 避難方法



3 洪水浸水想定区域における警戒避難体制

水防法第 14 条の規定に基づき指定された、太田川水系太田川、根谷川、三篠川、天満川、旧太田川、元安川、古川、安川、水内川、府中大川、鈴張川、南原川、瀬野川水系瀬野川、八幡川水系八幡川、岡ノ下川水系岡ノ下川に係る洪水浸水想定区域については、それぞれの洪水浸水想定区域ごとに、次のとおり警戒避難体制を定める。

また、広島県が公表した太田川水系京橋川及び猿猴川に係る洪水浸水想定区域についても、上記に応じて警戒避難体制を定める。

(1) 洪水浸水想定区域内の住民等は、気象台から洪水警報の発表があった場合は、テレビやラジオ等から情報収集する。

なお、状況に応じて、あらかじめ決めておいた知人宅や地域が自主的に開錠した 洪水の影響がない避難場所に自主避難する。

- (2) 洪水浸水想定区域内の住民等は、前兆現象などに注意し、異常を感じた場合は、身の安全を確保したうえで、区役所や消防署へ通報する。
- (3) 洪水浸水想定区域内の住民等は、本市から高齢者等避難の伝達があった場合は、不要不急の外出を控え、避難の準備を行う。また、要配慮者及び援助者は、避難行動を開始する。

なお、状況に応じあらかじめ決めておいた知人宅、地域が自主的に開錠した避難 場所又は本市が開設する指定緊急避難場所等に避難する。

(4) 洪水浸水想定区域内の住民等は、本市から避難指示の発令があった場合や堤防から水があふれる(越水)危険や堤防の決壊(破堤)のおそれがあると判断した場合は、原則として橋梁を渡らず、指定緊急避難場所の中から本市が開設した施設又はあらかじめ決めておいた知人宅、堅固な建築物の上階等にすぐ避難する。

また、地下施設にいる者は施設管理者等の行う避難誘導に従い、本市が開設した 指定緊急避難場所や堅固な建築物の上階に避難する。

なお、浸水などにより、本市が開設した避難場所等への避難に危険が伴う場合は、 近くの浸水時緊急退避施設や堅固な建築物の上階等に緊急避難する。

- (5) 避難に当たっては、自主防災組織等が中心となって、要配慮者に配慮し、地域ぐるみで行動するよう努めるものとする。
- (6) 資料編2-2-2に掲げる地下街等の管理者等は、避難確保・浸水防止計画を作成し、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練を行うとともに、自衛水防組織を置く。
- (7) 資料編2-2-2に掲げる地下街等以外の地下施設の管理者等は、消防法に基づ く消防計画に定める避難誘導を行うとともに、浸水防止対策等により利用者の安全 を確保する。
- (8) 資料編2-2-2に掲げる要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画を作成し、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、自衛水防組織を置くよう努める。
- (9) 本市は、地下街等が取り組む避難確保・浸水防止計画の作成・見直しや訓練実施、 自衛水防組織の編成等の自衛水防の取組を推進するため、当該地下街等の管理者等 に対して、必要な指導・支援を行うとともに、報告された避難確保・浸水防止計画 をホームページ等で公表する。
- (10) 本市は、避難確保計画の作成・見直しや訓練実施等の取組を推進するため、当該 要配慮者利用施設の管理者等に対して、必要な指導・支援を行う。
- (II) 本市は、水防法に基づき、資料編2-2-2に掲げる施設(所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員(要配慮者利用施設は自衛水防組織が設置された場合)に限る。)に対して洪水予報等必要な情報を広島市防災情報メール配信システム等により伝達する。

また、本市からの情報伝達を希望する地下施設に対しても、同様とする。

第2 土砂災害への対応

1 段階に応じた対応

邸					
段階	状 況	本市の体制	本市の対応	住民の行動	
第1段階	【状況把握】 大雨注意報(警戒レベル2) が発表された場合	【注意体制】	気象情報や各地の雨量・出水の状況 等を収集・把握する。	象情報に十分注意する。	
第2段階	【注意喚起】 1 大雨警報(土砂災害)(警戒 レベル3相当情報)が発表さ れた場合 2 前兆現象など身の危険を感 じた場合			気象情報に十分注意する。	
	【警戒レベル3 (高齢者等避難)】 大雨警報(警戒レベル3相当情報)が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報(※3)に危険度(3時間後に基準値超過)が表示された場合		1 防災行政無線等により、必要な区域(※1)に、警戒レベル3(高齢者等避難)を発令する。 2 原則として、小学校区に1箇所の拠点的な指定緊急避難場所を開設する。	難の準備を行う(持っていく ものの整理、避難場所の確認・ 確保、家族との連絡など)。 2 要配慮者及び援助者は、避 難行動を開始する。 3 状況に応じ、あらかじめ決 めておいた安全な場所に開める。 知人宅や地域が自主的に開設した避難場所、市が開設難 した避難場所、市が開設難 も。(※2)	
第4段階	【警戒レベル4 (避難指示)】 1 大雨警報(警戒レベル3相当情報)又は土砂災害警戒情報 (警戒レベル4相当情報)が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報に危険度(2時間後に基準値超過、1時間後に基準値超過又は基準値超過、実況で基準値超過又は基準値超過が表示された場合 2 土砂災害の前兆現象(湧き・水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等)が発見された場合 3 土砂災害緊急情報が通知された場合	【災害対策本部】	1 必要な区域(※1)に、警戒レベル 4 (避難指示)を発令する。 急激に気象が変化し、危険が高 まった場合は、指定緊急避難場の開設を待たず、迅速に発令する。 約1分 約5秒 約1分 【サイレン】【休止】【サイレン】 2 被害の程度、避難者の人数等を勘 案の上、順次必要な指定緊急避難場 所を開設する。 3 大雨特別警報(土砂災害)が発患 道は、警戒レベル4(避難指示)の発令区域が適切であるとともに、再び避難行動を促すために警戒レベル4(避難指示)発令の周知を図る。	1 直ちに避難する。 2 指定緊急嫌場所への移動 中に、急激な気象変化に合場を 移動が困難はななないである。 を基準の移動にのを がの堅固な移動にの安全 場合には待避する。 大況が落ち着い移動する。 (※4)	
	~~~≪警戒レベル4までに必ず避難≫~~~				

【警戒レベル5 (緊急安全確保 災害が発生し、又は切迫して いる状況において、指定緊急避 難場所等へ立退き避難するこ とがかえって危険であり、住民 等に対し立退き避難を中心と した避難行動から直ちに命を 守るための行動をとるよう促 す必要があると発令権者が判 断した場合

第 (災害が切迫している状況例) 1 斜面のひび割れ、大量の湧【災害対策本部】 き水の発生、地鳴りなど土砂 災害発生の前兆現象の通報が

あった場合 2 土砂災害に関するメッシュ 情報に危険度(実況で特別警 報基準値超過)が表示され、 引き続き、土壌雨量指数の上 昇が見込まれる場合 (災害発生の例)

3 土砂災害(がけ崩れや土石 流)の発生が確認された場合

必要な区域に、警戒レベル5(緊 急安全確保)を発令する。ただし、切迫した段階での行動であり、 災害が発生・切迫している状況を、適切なタイミングで「立退き避 必ず把握できるとは限らないため、難」をしなかった又はできなか 警戒レベル5(緊急安全確保)は必ったことにより、避難し遅れた ず発令できるものではない。

警戒レベル5(緊急安全確保)をる。 発令した区域には、具体的な災害の 1 発生状況やとり得る行動等を可能 な限り伝達することに注力する。

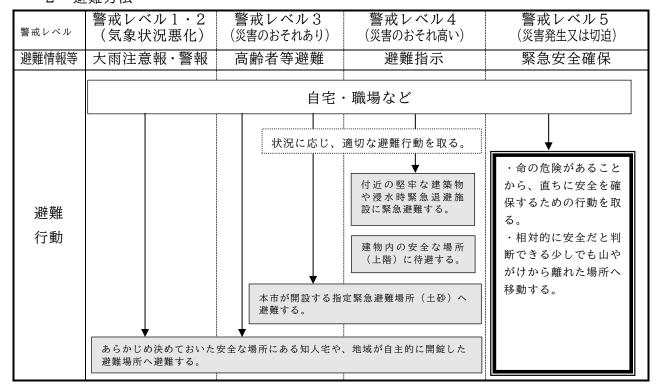
緊急安全確保は、災害が発生・ 居住者等がとる次善の行動であ

命の危険があることから、 直ちに安全を確保するための 最善の行動をとる。

- 指定緊急避難場所等への避 難がかえって危険である場合 は、相対的に安全だと判断で きる少しでも山や崖から離れ た場所へ移動する。
- 「緊急安全確保」は必ず発 令される情報ではないことに 注意する。
- 警戒レベル3以上の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予 想される場合、又は立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合には、防災関係機関等 から情報収集を行い、必要に応じて早めに警戒レベル3(高齢者等避難)又は警戒レベル4(避難指示)を発令する。
- 状況欄に該当しない場合においても、災害のおそれがあり早めの立退き避難等が必要な場合には、警戒レベル3 (高齢者等避難) 又は警戒レベル4 (避難指示) を発令する。
- ※1 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域とし、危険が確認された盛土等その他の危険区域は自主防災組織など とあらかじめ協議して設定する区域とする。
- ※2 遠くに避難する場合は、近所の人に避難先を知らせておく。
- 広島県土砂災害危険度情報で表示される土砂災害の危険度に応じたメッシュ情報(危険度判定)(実況で特別警報 基準値超過、実況で基準値超過、1 時間後に基準値超過、2 時間後に基準値超過、3 時間後に基準値超過を区分して表示)
- ※4 屋外の移動に危険が伴う場合は、①堅固な建築物の上階に移動する、②木造建築物でも上階のしかも山の反対側 のほうに移動することにより、少しでも危険性が低くなる。

なお、土砂災害ハザードマップ等を活用し、日頃から地域の土砂災害警戒区域や避難所、避難経路等を確認しておく。 大雨警報(土砂災害)発表後は、実効雨量(72時間半減期)を、本市が土砂災害の危険性を把握する土砂災害 に関するメッシュ情報の補完情報として参照する。

#### 避難方法



#### 3 土砂災害警戒区域における警戒避難体制

土砂災害防止法第7条の規定に基づき土砂災害警戒区域(以下「警戒区域」という。) の指定を受けた区域(資料編2-2-9参照)について、住民等が行う警戒避難体制 を定める。なお、本市は、土砂災害防止法第8条に基づく警戒避難体制を「地域防災 計画(基本・風水害対策編)第2章 災害予防計画 第2節 風水害予防計画 第4 土 砂災害・宅地災害等の予防対策 6 警戒避難体制の整備」のとおり定める。

#### (1) 平時から行う事項

- ア 警戒区域の住民等は自らの住む地域の危険性を把握する。
- イ 土砂災害は発生を予測することが難しいこと、命の危険を脅かすことが多いことから、気象情報や避難指示等の発令によって立ち退き避難をできるだけ早く行うことが必要であることを認識する。
- ウ 土砂災害に対する避難指示等は、警戒区域を対象として発令されることを認識 する。
- エ 本市と地域住民等は協力して、避難場所及び避難路を選定して周知する。
- オ 本市と地域住民等は協力して、土砂災害のハザードマップの作成を行う。
- カ 土砂災害ハザードマップ等を活用し、日頃から地域の土砂災害警戒区域の範囲 や避難場所、避難経路等を確認し、定期的に避難訓練等を実施する。
- キ 資料編2-2-10 に掲げる要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画を作成し、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行う。
- ク 本市は、避難確保計画の作成・見直しや訓練実施等の取組を推進するため、当 該要配慮者利用施設の管理者等に対して、必要な指導・支援を行う。

#### (2) 緊急時に行う事項

- ア 警戒区域の住民等は、気象台から大雨警報(土砂災害)が発表された場合は、 広島市防災情報メール、テレビやラジオ、広島市防災ポータル、気象庁ホームページ、土砂災害ポータルサイトひろしま等から積極的に情報収集し、今後の気象 状況に留意するとともに、避難のための準備を行う。夜間から翌日早朝までの間 に強い雨が降る可能性がある場合など必要に応じ、あらかじめ決めておいた安全 な場所にある知人宅等への自主避難を行う。
- イ 警戒区域の住民等は、小さな落石、湧き水の濁りや地鳴り・山鳴り等の土砂災 害の前兆現象を発見した場合は、いち早く自主避難するとともに、身の安全を確 保した上ですぐに区役所や消防署に連絡する。
- ウ 本市から高齢者等避難の伝達があった場合は、不要不急の外出を控え、避難の 準備を行うとともに、必要に応じ、本市が指定する指定緊急避難場所の中から開 設される避難場所やあらかじめ自分で決めておいた知人宅等に自主避難する。

特に、警戒区域内の避難に時間を要する要配慮者等は、あらかじめ定める自主 防災組織等の援助者等の支援を受け、本市が開設する指定緊急避難場所等に避難 する。

- エ 警戒区域の住民等は、本市から避難指示等が発令された場合は、あらかじめ決めておいた知人宅や本市が開設した指定緊急避難場所に直ちに避難する。ただし、急激な気象変化により指定緊急避難場所が開設されていない場合や、屋外を移動することでかえって危険な場合は、近隣のより安全な場所や堅固な建物の上階へ移動したり、それさえ危険な場合は、屋内でも上階のしかも山の反対側に待避する
- オ 遠くに避難する場合は、近所の人に避難先を知らせておく。
- カ 避難に当たっては、自主防災組織が中心になって、要配慮者に配慮し、地域ぐ るみで行うものとする。

# 第3 高潮への対応

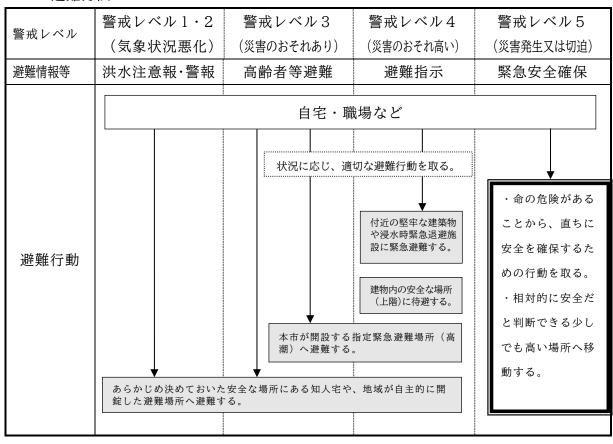
1 段階に応じた対応

段階 状 況 本市の体制 本 市	の対応 住民の行動					
2 th 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	や高潮に関する気 テレビ・ラジオ等を通じて 集・把握する。 気象情報に注意する。					
高潮注意報 (警戒レベル3相 当情報) が発表され、本市の全 部又は一部が台風の暴風域内 に入ることが見込まれるとき。	無線等により、諸者的の避難備やのというをある。援行、大変をあると、大況では、大況では、大況では、大況では、大況では、大況では、大況では、大況では					
難)】 要な区域(※ バル3 (高i 当情報)が発表され、本市の全部又は一部が台風の暴風 2 原則とし	無線等により、必 1 不要不急の外出を控え、 ※2)に対し警戒レ 齢者等避難)を発 で、小学校区に1 な指定緊急避難場 1 不要不急の外出を控え、 避難の準備を行う(持っていくものの整理、避難場場がで確保、家族との連絡など)。 2 要配慮者及び援助者は、 避難行動を開始する。					
1 高潮警報(警戒レベル4相 当情報)又は高潮特別警報 (警戒レベル4相当情報)が 発表され、本市の全部又は一部が台風の暴風域内に入る ことが確実であると予測され、重大な被害が発生するお それがある場合。 2 巡視等により越波・越流のおそれがあると判断した場合	域(※2)に警戒レ 1 直ちに避難する。 難指示)を発令す 2 指定緊急避難場所等への 位が上昇し、危険 た場合は、指定緊急では、、では、、では、、では、、では、、では、、では、、の間、のなながでいる。 では、、では、、では、、では、、では、、では、、では、、では、、では、、では、					
世代初川と)	~~~《警戒レベル4までに必ず避難》~~~					

【警戒レベル5 (緊急安全確保 緊急安全確保は、災害が発生・ 必要な区域に、警戒レ 災害が発生し、又は切迫して ベル5(緊急安全確保)を切迫した段階での行動であり、適 いる状況において、指定緊急避 発令する。ただし、災害が切なタイミングで「立退き避難」を 難場所等へ立退き避難するこ 発生・切迫している状況しなかった又はできなかったこと とがかえって危険であり、住民 を、必ず把握できるとはにより、避難し遅れた居住者等が 等に対し立退き避難を中心と 限らないため、警戒レベとる次善の行動である。 した避難行動から直ちに命を ル5(緊急安全確保)は必 1 命の危険があることから、直 守るための行動をとるよう促 ず発令できるものではな ちに安全を確保するための行動 す必要があると発令権者が判 い。 をとる。 断した場合 【災害対策本部】 2 警戒レベル5(緊急安 2 指定緊急避難場所等への避難 (災害が切迫している状況例) 全確保)を発令した区域 がかえって危険である場合は、 1 越波・越流のおそれや海岸 には、具体的な災害の発 相対的に安全だと判断できる少 堤防等の倒壊のおそれが高 しでも高い場所へ移動する。 生状況やとり得る行動等 まったとの通報があった場 を可能な限り伝達するこ3 「緊急安全確保」は必ず発令 とに注力する。 される情報ではないことに注意 (災害発生の例) する。 2 異常な越波・越流が発生し た場合 海岸堤防等が倒壊した場

- 警戒レベル3以上の発令が必要となるような潮位上昇が見込まれる台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合には、防災関係機関等から情報収集を行い、必要に応じて早めに警戒レベル3(高齢者等避難)又は警戒レベル4(避難指示)を発令する。
- 状況欄に該当しない場合においても、災害のおそれがあり早めの立退き避難等が必要な場合には、警戒レベル 3 (高齢者避難) 又は警戒レベル4 (避難指示)を発令する。
- ※1 遠くに避難する場合は、近所の人に避難先を知らせておく。
- ※2 高潮浸水想定区域を基本とし、必要に応じ自主防災組織など地域住民とあらかじめ協議して設定する区域とする。
- ※3 堅固な建築物の上階に住む人は、あらかじめ3日分程度の水や食料を備えておけば移動しない方が安全である。 また、洪水ハザードマップ等を活用し、日頃から地域の浸水想定状況を確認のうえ、一時的な避難先とする 浸水時緊急退避施設や堅固な建築物等の所在、避難経路を確認しておく。

#### 2 避難方法



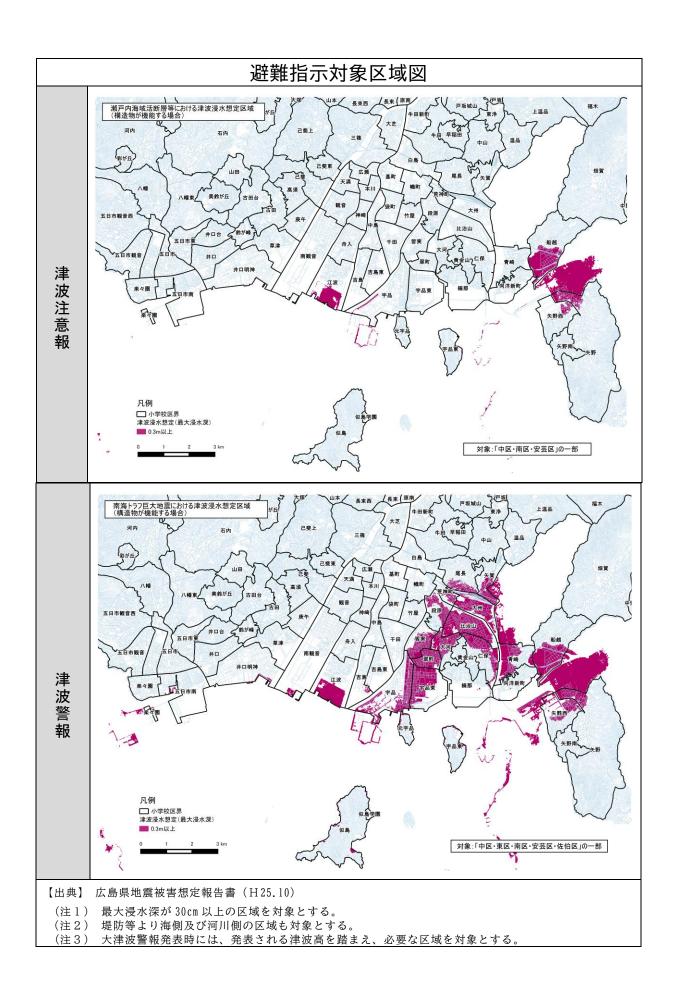
#### 第4 津波への対応

1 状況に応じた対応

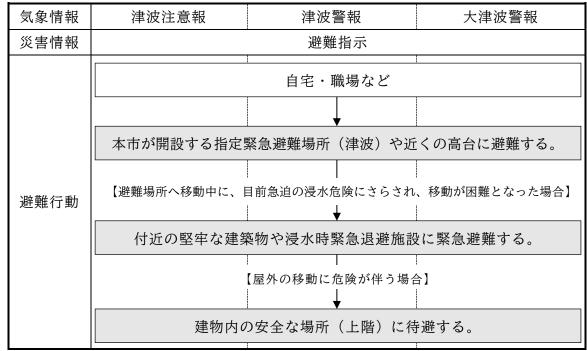
1 状況に応じた対応					
状況	本市の体制	本市の対応	住民の行動(※5)		
		1 必要な区域(※3)に避難指示を発令する(※4)。	1 直ちに避難する。 2 指定緊急避難場所等への 移動中に、目前急迫の浸水危		
		約1分 約5秒 約1分 【サイレン】【休止】【サイレン】	険にさらされ、移動が困難と なった場合は、付近の堅固な 建築物や浸水時緊急退避施		
津波注意報、 津波警報又は大 津波警報が発表	【災害対策本部】	2 必要な指定緊急避難場 所を開設するとともに、開 設した指定緊急避難場所を	設に避難する。屋外の移動に 危険が伴う場合には、建物内 の安全な場所(上階)に待避 する。(※6)		
された場合(※ 1)		周知する。	する。(※ 6)   状況が落ち着くのを待っ   て、より安全な場所へ移動す   る。		
			3 人命に関わる緊急事態が 発生した場合は、119 番通報 をはじめあらゆる手段を用 い、区役所又は消防署へ連絡 する。		
国 外 で の 地 震・火山噴火等		1 津波に関する気象情報 等を収集・把握する。 2 必要に応じ、防災行政 無線等により、沿岸部の住	テレビ・ラジオ等を通じて津 波等の情報に注意する。		
による津波の影響を「遠地地震 に関する情報」 として発表され	【必要に応じた体制】 (※ 2)	民に津波に対する注意喚起を促す。			
た場合					

- ※1 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くても1分程度以上の長い揺れを感じた場合も同様とする。
- ※2 津波注意報等が発表された場合は、原則として上記と同様の対応を行う。
- ※3 津波注意報、津波警報が発表された場合ごとに定めた区域とする。
- ※4 構造物の機能支障等の通報を受けた場合は、必要な区域に避難情報を発信・発令する。
- ※5 住民の行動は、震災対策編第4章第3節の津波災害の予防対策を参考にする。
- ※6 堅固な建築物の上階に住む人は、あらかじめ3日分程度の水や食料を備えておけば移動しない方が安全である。

また、津波浸水想定区域図等を活用し、日頃から地域の浸水想定状況を確認の上、一時的な避難先とする浸水時緊急退避施設や付近の堅固な建築物等の所在、避難経路を確認しておく。



#### 2 避難方法



3 津波災害警戒区域における警戒避難体制

津波防災地域づくりに関する法律に基づき、県知事により指定を受けた津波災害警戒区域について次のとおり警戒避難体制を定める。

- (1) 津波災害警戒区域内の住民等は、自らの住む地域の危険性を認識する。
- (2) 津波災害警戒区域内の住民等は、津波注意報や津波警報、大津波警報が発表された場合には、直ちに海岸付近や川辺などから離れ、急いで高台などの安全な場所へ避難する。

また、地下施設にいる者は施設管理者等の行う避難誘導に従い、本市が開設した 指定緊急避難場所や津波災害警戒区域外の安全な高台に避難する。

なお、浸水などにより、本市が開設した避難場所等への避難に危険が伴う場合は、 近くの浸水時緊急退避施設や堅固な建築物の上階等に緊急避難する。

- (3) 避難に当たっては、自主防災組織等が中心となって、要配慮者に配慮し、地域ぐるみで行動するよう努めるものとする。
- (4) 津波は繰り返し襲ってくることから、津波注意報や津波警報、大津波警報が解除されるまでは、避難行動を継続し、海岸付近や川辺には近づかない。
- (5) 資料編2-2-11に掲げる地下街等の管理者等は、避難確保・浸水防止計画を 作成し、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のた めの訓練を行うとともに、自衛水防組織を置く。
- (6) 資料編2-2-11に掲げる地下街等以外の地下施設の管理者等は、消防法に基づく消防計画に定める避難誘導を行うとともに、浸水防止対策等により利用者の安全を確保する。
- (7) 資料編2-2-11に掲げる要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画を作成し、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、 自衛水防組織を置くよう努める。
- (8) 本市は、地下街等が取り組む避難確保・浸水防止計画の作成・見直しや訓練実施、自衛水防組織の編成等の自衛水防の取組を推進するため、当該地下街等の管理者等に対して、必要な指導・支援を行うとともに、報告された避難確保・浸水防止計画を市ホームページ等で公表する。
- (9) 本市は、避難確保計画の作成・見直しや訓練実施等の取組を推進するため、当該要配慮者利用施設の管理者等に対して、必要な指導・支援を行う。
- (10) 本市は、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、資料編2-2-11に掲げる施設(所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員(避難促進施設は自衛水防組

織が設置された場合)に限る。)に対して洪水予報等必要な情報を広島市防災情報メール配信システム等により伝達する。

また、本市からの情報伝達を希望する地下施設に対しても、同様とする。

#### 第5 内水(雨水出水)への対応

1 段階に応じた対応

段階	状況	本市の体制	本市の対応	住 民 の 行 動
第 1 段階	【状況把握】 大雨注意報が発 表された場合	【注意体制】	気象情報や各地の雨量・ 出水の状況等を収集・把握 する。	
	【状況把握】 大雨警報(浸水害) が発表された場合	【警戒体制】	防災行政無線等により、 注意喚起を行う。	1 テレビ・ラジオ等を通じて 気象情報に十分注意する。 2 状況に応じ、建物内の安全 な場所(上階)等へ避難する。

※ 下水道局が管理するシステムにより内水氾濫危険情報(雨水出水特別警戒水位到達情報)が発表された場合は、地下街管理者へ内水氾濫危険情報(雨水出水特別警戒水位到達情報)の周知を行うとともに、警戒レベル4(避難指示)の発令を行う。また、地下街等への進入防止や低い場所からの立退きを必要な区域に指示する。さらに、災害が発生し、又は切迫している状況において、直ちに命を守るための行動をとるよう促す必要があると発令権者が判断した場合は、警戒レベル5(緊急安全確保)を発令する。

#### 2 避難方法

内水(雨水出水)は、浸水が極めて短時間で発生するが、氾濫規模が小さく、浸水が短時間で解消することから、屋内での安全確保措置を基本とする。

- 3 内水浸水想定区域における警戒避難体制 水防法第 14 条の 2 の規定に基づき指定した千田地区については、次のとおり警戒 避難体制を定める。
  - (1) 資料編2-2-2に掲げる地下街等の管理者等は、避難確保・浸水防止計画を作成し、利用者の雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び雨水出水時の浸水の防止のための訓練を行うとともに、自衛水防組織を置く。
  - (2) 資料編2-2-2に掲げる地下街等以外の地下施設の管理者等は、消防法に基づく消防計画に定める避難誘導を行うとともに、浸水防止対策等により利用者の安全を確保する。
  - (3) 本市は、地下街等が取り組む避難確保・浸水防止計画の作成・見直しや訓練実施、自衛水防組織の編成等の自衛水防の取組を推進するため、当該地下街等の管理者等に対して、必要な指導・支援を行うとともに、報告された避難確保・浸水防止計画をホームページ等で公表する。
  - (4) 本市は、水防法に基づき、水防管理者、量水標管理者及び資料編2-2-2に掲げる地下街等(所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に限る。)に対して内水 氾濫危険情報を下水道局水位情報自動通報システムにより伝達する。

また、本市からの情報伝達を希望する地下施設に対しても、同様とする。



水防法第14条の2の規定に基づき指定した千田地区

# 第4節 避難誘導

《各区区政調整課·地域起こし推進課、区災害対策本部避難収容班を構成する 局等、各消防署》

- 1 声かけ避難は、自主防災組織等が主体となって行う。消防団員、消防職員、警察官 等は可能な限りこれを支援する。
- 2 避難誘導は、消防職員、区職員、消防団員、警察官等及び自主防災組織等と連携を密にし、避難者が安全かつ迅速に避難できるよう組織的に行う。
- 3 速やかな避難ができるよう平素から住民に避難誘導アプリや防災マップの周知を 図るとともに、指定緊急避難場所等、避難路沿いの要所等に誘導に当たる職員等を可 能な限り配置し、避難者の速やかな避難誘導を行う。
- 4 避難誘導に当たっては、要配慮者に配慮する。特に高齢者、障害者等自力での避難が困難な者に対しては、事前に援助者を決めておくなど支援体制を整備し、円滑かつ 迅速な避難の確保を図る。
- 5 避難誘導に当たる本市職員及び防災関係機関の職員等は、正確な情報把握に努め、 指定緊急避難場所等や避難路の状況が悪化した場合には、時機を失することなく再避 難等の措置を講じる。
- 6 帰宅途上者に対しては、交通情報等を伝達するとともに、帰宅困難な場合には適切 な指定緊急避難場所等への誘導を行う。

### 第5節 避難路の確保

《各区区政調整課・地域起こし推進課》

指定緊急避難場所等又は避難路に障害物あるいは危険物がある場合は、当該物件の除去、 保安その他必要な措置を講じ、避難の円滑化を図る。

区長は、避難誘導を行うため、避難路の確保が必要と認めるときは、市災害対策本部を通じ、防災関係機関又は災害協力事業者等に対し、協力を依頼する。ただし、緊急を要する場合は、直接協力を依頼できる。

# 第6節 指定緊急避難場所等の開設等

《各区区政調整課・地域起こし推進課、区災害対策本部避難収容班を構成する 局等》

#### 第1 指定緊急避難場所の開設

区長は、避難者を収容するため、必要と認めるときは、本市が指定する指定緊急避難場所の中から、災害種別に応じ、地域の特性、被害の程度、避難者の人数等を勘案の上、職員を派遣し、指定緊急避難場所を開設する。

なお、気象、道路等の状況を勘案して、職員の派遣が遅れる場合等にあっては、あらかじめ鍵等を寄託している自主防災組織等の代表者等に対して開錠を依頼し、その 後職員を派遣するものとする。

#### 第2 指定緊急避難場所等の段階的な開設

避難場所は下表のとおり、災害の危険度の各段階に応じて開設することとする。

之地 3// 16/ 1 X = 00 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X = 0 / 1 X			
避難情報	指定緊急避難場所等		
注意喚起	事前に地域で定めている施設を避難場所として必要に応 じて自主的に開錠		
警戒レベル3 高齢者等避難	原則として、小学校区に1箇所拠点的な指定緊急避難場 所を開設		
警戒レベル4 避難指示	必要な指定緊急避難場所を順次開設		

#### 第3 指定緊急避難場所の管理運営

- 1 区長は、原則として、開設した指定緊急避難場所に職員(保健師を除く。)を管理要員として常駐させ、自主防災組織及び施設管理者の協力を得て避難者の保護に当たる。なお、そこでの滞在が困難な要配慮者がいる場合は、必要に応じて、「福祉避難所の設置及び管理運営に係る協定」を締結している福祉施設等の中から福祉避難所の設置を検討する。
- 2 区長は、避難者に適宜正確な情報の提供等を行うとともに、避難者の状況等を早期 に把握する。また、区長は、職員の交代に際し、マニュアルに基づき効率的な引継ぎ が行われるよう指示する。
- 3 区長は、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として、マニュアル等に基づき、 指定緊急避難場所の衛生管理に可能な限り努めるとともに、要配慮者及び女性や子ど も、性的マイノリティなどのニーズに対応できるよう配慮する。また、必要に応じて、 施設管理者と調整の上、家庭動物のためのスペース確保に努める。

#### 第4 指定緊急避難場所の避難状況等の報告

1 区長は、指定緊急避難場所を開設したときは、直ちにその旨を市長(危機管理室)

に報告する。ただし、福祉避難所の開設については健康福祉局健康福祉企画課へ報告 する。

2 区長は、避難者数、その他必要事項を施設別に取りまとめ、市長(危機管理室)へ 報告する。ただし、福祉避難所については健康福祉局健康福祉企画課へ報告する。

#### 第5 指定避難所の開設

区長は、災害の発生により住家を失った被災者が臨時的に宿泊・滞在する場所が必要であると認める場合には、地域の特性、避難者の人数等を勘案の上、指定避難所を開設し、職員を管理要員として派遣する。

#### 第6 指定避難所の管理運営

- 1 区長は、原則として、開設した指定避難所に職員(保健師を除く。)を管理要員として 常駐させ、自主防災組織及び施設管理者の協力を得て避難者の保護に当たる。なお、そこ での滞在が困難な要配慮者がいる場合は、必要に応じて、「福祉避難所の設置及び管理運 営に係る協定」を締結している福祉施設等の中から福祉避難所の設置を検討する。
- 2 区長は、避難者に適宜正確な情報の提供等を行うとともに、避難者の状況等を早期に把握する。また、区長は、職員の交代に際し、マニュアルに基づき効率的な引継ぎが行われるよう指示する。
- 3 区長は、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として、マニュアル等に基づき、 指定避難所の衛生管理に可能な限り努めるとともに、避難生活が長期化する場合には、 避難者の心身の健康確保のための健康相談の実施、プライバシー及び入浴機会の確保 並びに要配慮者及び女性や子ども、性的マイノリティなどのニーズに対応できるよう、 また、女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するよう配慮する。

例えば、授乳室や男女別のトイレ、物干し場、更衣室、休養スペース等の設置や、乳幼児連れ、女性のみの世帯や要配慮者等に考慮した居住スペース(多目的トイレなど)の設定に努めるとともに、必要に応じて、施設管理者と調整の上、家庭動物のためのスペースの確保に努める。

仮設トイレ・更衣室・入浴施設等の設置場所は、昼夜を問わず、安心して使用できる場所を選ぶ等、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるとともに、指定避難所の運営に男女両方が関わることや、特定の活動が性別や年齢等によって偏らないようにすること等に努める。

- 4 区長は、関係機関、地域住民及びボランティア等の協力を得て、飲料水、食料、生活必需品及び仮設テント等を効率的に配給するとともに、指定避難所の安全と秩序の維持に努める。
- 5 指定避難所での要配慮者に対する配慮については、基本・風水害対策編「第3章 災害応急対策 第23節 災害時における要配慮者等への避難支援等 第1 要配慮者の安否確認と要望の把握 3 指定避難所等での要配慮者に対する配慮」に定めるところにより、適時適切に実施する。
- 6 健康福祉局長は、指定避難所の近隣の高齢者施設等の協力を得て、被災者が入浴で きる協定の締結を検討する。
- 7 道路交通局長は、入浴施設が指定避難所に近接した場所にない場合は、バス協会等 と連携し、当該指定避難所から入浴施設までの交通手段の確保に努める。
- 8 健康福祉局長は、指定避難所における被災者支援を総括する。

#### 第7 指定避難所の避難状況等の報告

- 1 区長は、指定避難所を開設したときは、直ちにその旨を市長(危機管理室)に報告する。ただし、福祉避難所の開設については健康福祉局健康福企画課へ報告する。
- 2 区長は、避難者数、避難者の健康状態その他必要事項を施設別に取りまとめ、市長 (危機管理室)へ報告する。ただし、福祉避難所については健康福祉局健康福企画課 へ報告する。
- 3 区長は、必要な支援を積極的に行うため、指定避難所以外に避難している者や車中 避難者がいる場合、さらに、在宅避難者がいる場合、その状況を可能な限り把握し、

市長(危機管理室)に報告する。

#### 第8 男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営のための支援

男女共同参画や性的マイノリティの視点を取り入れた避難所運営を確保するため、 避難者等からの相談を受けるなど、必要な指導・支援に努める。

# 第7節 避難指示等の解除

《危機管理室、各区区政調整課・地域起こし推進課》

#### 第1 避難指示等の解除

区長は、現地の状況や今後の気象予報等を勘案し、避難の必要がなくなったと認められるときは、避難指示等を解除する。区長が発令したものについては、自らがこれを行うとともに、速やかに市長(危機管理室)に報告する。

市長又は区長は、避難指示等を解除したときは、避難指示等の発令の場合と同様にその周知を図る。

#### 第2 避難指示等の解除の際の助言

市長は、避難指示等(土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合におけるものに限る。)を解除しようとする場合において、必要があると認めるときは、国土交通大臣又は県知事に対し、当該解除に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、助言を求められた国土交通大臣又は県知事は、必要な助言をするものとする。

# 第5章 水防訓練・教育

# 第1節 水防訓練

《危機管理室、消防局警防課、各区地域起こし推進課、各消防署》

- 1 水防法第32条の2の規定による水防訓練は、次の訓練種目の中から、単独又は総合して毎年1回以上行う。
  - (1) 水防要員の非常招集訓練
  - (2) 有線又は無線を利用した情報連絡訓練
  - (3) 住民を対象とした避難訓練
  - (4) 水防資機材の緊急輸送又は水防工法の実技訓練
- 2 各局等及び各区の長は、前項の規定による訓練のほか、所属の水防要員に対して担当業務についての訓練を実施するよう努めなければならない。

### 第2節 水防教育

《各局等、各区》

各局等及び各区の長は、次のときは所属の水防要員に対して水防活動に必要な教育を実施する。

- 1 水防計画又はこれに基づく実施要綱等を制定又は改正したとき。
- 2 水防要員に異動があったとき。
- 3 その他関係部局の長が必要と認めたとき。

# 第6章 河川管理者による水防活動への協力

# 第1節 河川管理者の協力

河川管理者である国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所長及び広島県知事は、自 らの業務等に照らし可能な範囲で、本市が行う水防活動に次の協力を行う。

- 1 本市に対する、河川に関する情報の提供
- 2 重要水防箇所の合同点検の実施
- 3 本市が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- 4 本市の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際しての、河川管理者の応急復旧資 器材又は備蓄資器材の提供
- 5 本市の人材で不足するような緊急事態に際しての、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

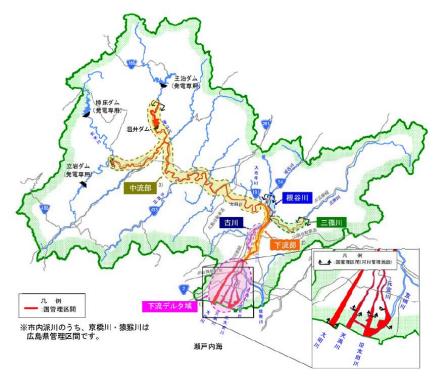
# 第2節 太田川河川事務所長による協力

国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所長(以下この節において、「河川管理者」という。)と広島市は、本市が行う水防活動に対する河川管理者の協力について、以下のとおり定める。

#### 第1 河川管理者の水防活動への協力の範囲

河川管理者の水防活動への協力の対象区間は、国管理区間とする。

河川名等	上流端	下流端	延長 (km)
おおたがわ太田川	広島県山県郡安芸太田町字野為 1138 番 の 2 地先の国道橋	海に至る	73.8
きゅうおおたがわ 旧太田川	太田川からの分派点	海に至る	8.67
天満川	旧太田川からの分派点	海に至る	6.4
<b>売</b> 要加	旧太田川からの分派点	旧太田川への合流点	5.4
产坂州	左岸:広島県広島市東区戸坂千足 2 丁目 901番の2地先 右岸:広島県広島市東区戸坂千足 2 丁目 954番の2地先	太田川への合流点	0.1
^{ふるかわ} 古川	太田川からの分派点	太田川への合流点	7.2
a geento 三篠川	左岸:広島県広島市安佐北区狩留家町字 黒王 1028 番地先 右岸:広島県広島市安佐北区狩留家町字 六宗 1018 番地先	太田川への合流点	9.45
ねのたにがわれ谷川	左岸:広島県広島市安佐北区可部町下町 屋字土居 426 番の 2 地先 右岸:広島県広島市安佐北区可部町下町 屋字横側 2270 番地先	太田川への合流点	5.45
たまやまがわ 滝山川	左岸:広島県山県郡安芸太田町字猪山国 有林地先 右岸:広島県山県郡安芸太田町字猪山向 イ山黒滝 323 番 30 地先	太田川への合流点	12.9



#### 第2 河川管理者の協力が必要な事項

河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、本市が行う水防のための活動に次の協力を行う。

1 本市に対する、河川に関する情報の提供

内容	提供手段	提供方法等
	太田川河川事務所ホームページ	http://www.cgr.mlit.go.jp/ootagawa/map/index.html
雨量・水位のデータ	市町村向け川の防災情報(要ID・PW)	http://citv.river.go.ip/title_citv.html
肉重・水位のナータ	広島県ホームページ(広島県防災WEB)	http://www.bousai.pref.hiroshima.jp/info/disp?disp=R10100
	TV(地上デジタル放送)	NHK(総合:1チャンネル)のデータ放送(生活・防災情報)
河川(定点)のライブ映像	太田川河川事務所ホームページ	http://www.cgr.mlit.go.jp/ootagawa/map/camera_seishi_ichiran.html
河川水位・潮位の予測	太田川・小瀬川水位予測システム	予測結果により必要に応じて、
川川小江 湘江077 测	太田川・小瀬川潮位予測システム	第3の連絡窓口で情報提供
洪水時の河川巡視結果 排水機場等河川管理施設の操作状況 CCTV画像(キャブチャによる静止画像) ヘリ巡視画像 洪水痕跡・浸水状況調査結果	主にメール	水防管理団体の要望により、 第3の連絡窓口で情報提供

#### 2 河川管理施設を利用した避難情報の周知

本市は、次の協定及び実施要領に基づき、河川管理者が所有する警報施設及び情報 掲示板を用い、地域住民に避難情報を周知することができる。

#### <協定内容>

- ・高瀬堰、大芝水門及び祇園水門放流警報設備協定書
- ・高瀬堰、大芝水門及び祇園水門放流警報設備実施要領
- 3 出水期前の合同点検及び訓練の実施

河川管理者と本市が出水期前に重要水防箇所及び水防資器材の備蓄状況を現地点検 し、洪水時の水防活動が速やかに行えるよう意志疎通を図る。

- 4 河川管理者・本市が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
  - 河川管理者は本市の求めに応じ、「水防訓練」、「水防技術講習会」及び「防災に関する講習会」へ職員を派遣し、防災技術の向上・防災意識の啓発の支援を行う。

必要に応じて、本市は、河川管理者が実施する「排水機場や排水ポンプ車の運転訓練」に参加し、河川管理施設周辺の水防活動が速やかに行えるよう準備を行う。

- 5 河川管理者の備蓄資器材・災害対策機械の提供・貸与
  - 河川管理者は、本市及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、応急復旧資器材及び備蓄資器材の提供又は貸与を行う。経費の負担については、「中国地方における災害時の支援に関する申し合わせ」のとおりとする。
- 6 水防に関する情報又は資料の収集に係る河川管理者の職員の派遣 本市の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集

及び提供するため、河川管理者は職員の派遣を行う。

<協定等の内容>

災害時における相互協力に関する基本協定書

#### 7 水防活動の記録及び広報活動での協力

河川管理者及び本市は、洪水時及び洪水後において水防活動の記録及び被災情報・水文観測資料等の基礎的な情報だけでなく、必要に応じてパンフレットなどの広報資料の共有や広報誌掲載・配布・防災イベントなどで協力し、効率的に地域住民等の防災意識の啓発に努める。

#### 第3 河川に関する情報の提供

連絡方法は、原則、メール又は FAX 及び電話連絡とし下記のとおりとする。また、 緊急時についてはホットライン(太田川河川事務所長と広島市長が直接電話連絡)で の連絡により迅速な対応を行う。

<第2のうち、1、2、3、6の項目>

	河川管理者	水防管理団体		
窓口	太田川河川事務所 流域治水課	広島市危機管理室 危機管理課		
TEL	082-222-9245	082-504-2653		
FAX	082-222-2432	082-504-2802		
メール	ootagawa-saigai@cgr.mlit.go.jp	kikikanri@city.hiroshima.lg.jp		

#### <第2のうち、4、5の項目>

	指定地方行政機関	水防管理団体
窓口	中国地方整備局 防災室	広島市危機管理室 危機管理課
TEL	082-221-9231	082-504-2653
FAX	082-227-2651	082-504-2802
メール	bousai@cgr.mlit.go.jp	kikikanri@city.hiroshima.lg.jp

# 第7章 雑則

#### 第1 身分証票

《危機管理室》

水防法第 49 条第 2 項の規定に基づく水防要員の身分証票は、別表第 1 3 のとおりとする。

#### 第2 水防活動実績報告

《危機管理室》

市長(危機管理室)は、水防活動が終結したときは、洪水又は高潮による水害について別表第14に示す水防活動実績報告書及び第15に示す水防活動状況報告書を速やかに作成し、県に報告する。

# 別表第1 水位・潮位及び雨量の観測場所

- 1 水位の観測場所
  - (1) 広島市水位観測場所《各消防署》

行政区	河川及び岸別	観測場所	観測担当			
	元安川左岸	大手町五丁目 21 番 南大橋東詰				
中 区	旧太田川右岸	舟入本町 20 番 住吉橋西詰	中消防署			
	天満川左岸	舟入町8番 観船橋東詰北側				
南 区	猿猴川右岸	上東雲町(平和橋から東大橋の間)	南消防署			
西 区	八幡川右岸	己斐本町二丁目3番4号				
	八幅川石序	(己斐本町会館東側八幡川水門)	西消防署			
	太田川右岸	四仟忉有				
	八幡川左岸	井口四丁目 1-1 (広川スタジオ南西)				
	太田川右岸	八木町 39(ハワートンストーブ宅北側)				
安佐南区	古川右岸	安佐南消防署				
	古川左岸	古川左岸 中筋四丁目 19 番西側				
	太田川左岸	太田川左岸 可部町今井田 太田川漁業組合付近				
	根の谷川右岸	三入一丁目 土居橋西詰				
	南原川右岸	可部八丁目 南原川樋門付近				
	大毛寺川右岸	亀山九丁目 迎川橋南詰				
安佐北区	鈴張川左岸	安佐町大字飯室 最高寺橋	安佐北消防署			
	湯坂川右岸	狩留家町 長町橋				
	三篠川左岸	狩留家町 西中橋				
	小河原川左岸	小河原町 住田橋				
	大山川右岸					
	熊野川右岸	阿戸町舛越 舛越橋				
安芸区	瀬野川左岸	上瀬野南一丁目 熊田鉄工㈱前	安芸消防署			
	瀬野川右岸	中野三丁目 安芸区役所中野出張所前				

- (注)この水位観測場所は、低地等でその流域の危険を予知するうえで重要な場所を示す。
  - (2) 広島県水位観測所《県西部建設事務所》

						堤防高		基準水位	(m)	
河ノ	河川名			情報 入手先	位置	左岸(m) 右岸(m)	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	避難判断水位	氾濫注意水位	水防団待機水位
安	Ш	上	安		安佐南区相田二丁目 地先	5.20 5.20	3.25	2.85	2.70	2.35
瀬里	野川	石	原	//	安芸郡海田町石原 地先	4.60 4.30	2.90	2.20	1.90	1.10
瀬里	野川	瀬	野	//	安芸区瀬野一丁目 1123 地先	4.40 4.05	2.00	1.80	1.50	_
八巾	番川	中	地	//	佐伯区八幡東一丁目 33	4.00 4.75	3.50	3.15	2.50	1.70
三和	篠 川	向	原	//	安芸高田市向原町長 田字田屋 3462-2 地 先	4.00 3.12	1.30	1.15	1.05	0.65
根名	川谷	三入	南	//	安佐北区三入三丁目	3.58 3.66	1.65	1.35	1.30	0.75
水口	为 川	菅	沢	//	佐伯区湯来町菅沢 字向志割 531 地先	6.86 6.94	3.50	3.25	2.40	1.50

				堤防高		基準水位	(m)	
河川名	観測 情報 位		位置	左岸(m) 右岸(m)	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	避難判断水位	氾濫注意水位	水防団待機水位
八幡川	小深川	河川情報 センター	佐伯区五日市町 下小深川椎木 33-3	5.80 4.20	_	-	_	_
//	白 川	"	佐伯区五日市町向原	5.70 6.78	_	_	_	_
石内川	石 内	//	佐伯区五日市町石内 字平田 3712-3	5.23 4.83	-	ı	_	_
//	高 井	//	佐伯区八幡東四丁目 35-5-6 地先	5.46 山付け	-	-	_	-
梶毛川	上 中	"	佐伯区五日市町大字 石内 3470-1 地先	5.59 5.59	_	_	_	_
猿猴川	段原	"	南区段原末広町地先	4.40 4.40	(2.15)	-	_	_
京橋川	段原	//	南区段原末広町地先	4.40 4.40	(2.15)	-	_	-
鈴張川	向 田	"	安佐北区安佐町飯室 字向田 4401-4	4.03 3.62	2.45	2.10	1.45	_
府中大川	大 須	"	安芸郡府中町大須 三丁目	3.57 3.61	2.30	1.90	1.40	_
//	温品	"	東区温品7丁目	12.86 12.86	1.45	1.15	1.00	_
吉山川	久 地	"	安佐北区安佐町久地 字城下 4492	3.96 3.73	_	-	_	_
大毛寺川	亀 山	//	安佐北区亀山	3.86 4.05	_	l	_	-
岡ノ下川	岡ノ下	"	佐伯区五日市中央地 先	2.57 2.81	_		_	
岡ノ下川	中州橋	"	佐伯区五日市中央 4 丁目 7 地先	4.06 4.21	2.10	1.65	1.45	-
南原川	南 原	//	安佐北区可部町上町 屋字下小野	2.91 3.14	2.00	1.90	1.05	

(注) 猿猴川及び京橋川は水位周知河川に指定されていないが、各基準水位に相当する数値を表記する。

#### (3) 国土交通省水位観測所《国土交通省太田川河川事務所》

	観測	情報		堤防高		水	位(	(m)		
河川名	所名	入手先	位置	左岸(m) 右岸(m)	計画高 水位	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	避難判断 水位	氾濫注意 水位	水防団待機 水位	零点高
太田川	加計		山県郡安芸太田町加 計中ノ渡	7.64 7.49	7.11	3.70	2.90	2.00	0.00	167.80
"	飯室	//	安佐北区安佐町大字 飯室	8.24	10.25	7.10	6.00	3.80	2.50	47.50
//	土 居	//	山県郡安芸太田町 土居	10.07 10.30	7.74	5.00	4.60	4.00	3.10	265.35
//	中 野	//	安佐北区可部一丁目	9.53 8.84	8.08	6.90	6.20	5.50	4.30	15 <b>.</b> 32
//	玖 村	//	安佐北区落合二丁目	9.40 9.20	7.37	_	_	4.50	2.70	10.00
//	矢口第2	//	安佐北区口田五丁目	_ _	8.55	_	-	5.20	3.40	6.00
//	矢口第1	//	安佐北区口田一丁目	11.05 11.04	8.72	7.40	6.10	5.00	3.40	4.50
//	長和久	//	安佐南区長束一丁目	9.32 10.24	7.58	_	-	1	_	0.00
//	祇 園 大 橋	//	西区大宮三丁目	10.12 9.11	7.13	7.00	6.40	4.30	2.90	0.00
//	草 津	"	西区草津港一丁目	_ _	4.40	_	_	_	_	0.00
水内川	湯来	//	佐伯区湯来町麦谷	5.50 5.15	_	3.05	2.80	2.30	_	147.63

	観測	情報		堤防高		水	位 (	(m)		
河川名	所名	入手先	位置	左岸(m) 右岸(m)	計画高 水位	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	避難判断水位	氾濫注意 水位	水防団待機 水位	零点高
根谷川	上原橋	河川情報 センター	安佐北区可部二丁 目		2.58	_	ı	1.50	0.80	21.96
//	新川橋	//	安佐北区可部南二 丁目	5.80 6.00	3.91	3.80	2.60	2.20	1.30	17.00
三篠川	白木		安佐北区白木町小 越	- -	_	1.90	1.75	1.75	_	115.50
//	中深川	"	安佐北区深川四丁 目	6.90 6.20	5.24	3.30	3.00	2.80	2.00	18.00
//	上 庄	"	安佐北区深川三丁 目	1 1	5.87	-	-	4.40	2.90	15.50
天満川	三篠橋	//	中区基町1番地	6.55 6.05	5.02	3.20	2.80	2.70	2.50	-0.50
旧太田川	"	"	"	// //	1	4.60	4.20	2.70	2.50	
元安川	"	"	"	// //	_	3.80	3.40	2.70	2.50	
旧太田川	江波	//	中区江波南二丁目	_ _	4.44	2.70	2.70	2.50	2.00	-0.04
古川	古 川	//	安佐南区古市一丁 目	-	6.30	5.90	4.20	_	_	2.90
京橋川	工兵橋		東区牛田本町五丁 目	6.85 7.75	_	_	-	_	_	-0.14
太田川	吉和郷		山県郡安芸太田町 吉和郷	_	-	-	-		_	305.62
西宗川	西宗	_	山県郡安芸太田町 大字穴字芦杉	_	_	_				119.00

### 2 潮位の観測場所

# (1) 広島県潮位観測所《県広島港湾振興事務所》

港	名	所	在	地	情報入手先	摘	要
+	é	<b>丰豆皮</b> 口;	<b>海出一</b> 十1	<del></del>		広島港湾振興事	務所
広	島	南区宇品	<b>伊</b> 戸 — 」 [	∃	広島県ホームページ	第六管区海上保	共用 民安本部

#### (2) 広島市潮位観測場所

行政区	観 測 場 所	観測担当
南区	宇品海岸二丁目 23-39 (南消防署水上出張所桟橋)	南消防署水上隊

#### 3 雨量の観測場所

### (1) 広島市雨量観測所《危機管理室災害対策課》

行政区	観 測 所 名	種別	観測場所	通信方法
中 区	中消防署	自記	中区大手町五丁目 20-12	テレメーター
東区	東消防署温品出張所	自記	東区温品五丁目 3-1	テレメーター
南区	南消防署似島出張所	自記	南区似島町字家下 752-74	テレメーター
西区	西消防署	自記	西区都町 43-10	テレメーター
	安佐南消防署祇園出張所	自記	安佐南区祇園二丁目 48-11	テレメーター
	安佐南消防署上安出張所	自記	安佐南区上安五丁目 8-14	テレメーター
安佐南区	安佐南消防署	自記	安佐南区緑井一丁目 10-3	テレメーター
	安佐南消防署沼田出張所	自記	安佐南区伴東四丁目 18-6	テレメーター
	戸山分団阿戸車庫	自記	安佐南区沼田町大字阿戸 1416-7	テレメーター
	口田分団矢口車庫	自記	安佐北区口田南七丁目 18-22	テレメーター
	安佐北消防署高陽出張所	自記	安佐北区真亀一丁目 3-6	テレメーター
	狩小川分団湯坂車庫	自記	安佐北区狩留家町 625-1	テレメーター
	三入分団桐原車庫	自記	安佐北区可部町大字桐原 759-3	テレメーター
	三田分団畑車庫	自記	安佐北区白木町大字三田 7184-4	テレメーター
	志屋分団梶名車庫	自記	安佐北区白木町大字志路 5512-1	テレメーター
安佐北区	大林分団大杉車庫	自記	安佐北区大林三丁目 10-4	テレメーター
女佐礼区	亀山分団大畑車庫	自記	安佐北区可部町大字綾ヶ谷 2664-3	テレメーター
	亀山分団亀山車庫	自記	安佐北区亀山南三丁目 14-5	テレメーター
	亀山分団亀山西車庫	自記	安佐北区亀山西二丁目 3-1	テレメーター
	久地分団久地車庫	自記	安佐北区安佐町大字久地 4492	テレメーター
	小河内分団本郷車庫	自記	安佐北区安佐町大字小河内 3424-4	テレメーター
	安佐北消防署安佐出張所	自記	安佐北区安佐町大字飯室 3052-1	テレメーター
	鈴張分団鈴張西車庫	自記	安佐北区安佐町大字鈴張 4366-4	テレメーター
	安芸区役所	自記	安芸区船越南三丁目 4-36	テレメーター
	安芸区役所中野出張所	自記	安芸区中野三丁目 20-9	テレメーター
安 芸 区	瀬野分団中原車庫	自記	安芸区上瀬野一丁目 18-14	テレメーター
	安芸区役所阿戸出張所	自記	安芸区阿戸町 6257-2	テレメーター
	安芸区役所矢野出張所	自記	安芸区矢野東五丁目 7-18	テレメーター
	佐伯消防署	記自記	佐伯区五日市中央七丁目 25-18	テレメーター
佐 伯 区	水内分団堂原車庫	自記	佐伯区湯来町麦谷 1746-3	テレメーター
	上水内分団上多田車庫	自記	佐伯区湯来町多田 525-1	テレメーター

#### (2) 広島県雨量観測所《県道路河川管理課・河川課》

γ̈́ī	河川名 観測所名 情報入手		入手先	位	置	備	考		
京	橋	JII	西部建設	河川セン	情 報 タ ー	南区比治山本町 16	-2	広島県 西部建設	事務所内
安		Ш	瀬 戸 内ハ イッ		//	安佐南区伴東一丁	∄ 52	瀬戸内第	3公園内
瀬	野	][[	上瀬野	;	//	安芸区上瀬野町		瀬野川公	園内
八	幡	Ш	魚切ダム		//	佐伯区五日市町大	字上河内 998-7		
	//		重光		//	佐伯区湯来町大字[	自砂 979-7		
梶	毛	Ш	梶毛ダム		//	佐伯区五日市町石口	<b>为</b>		

#### (3) 広島県雨量観測所(土砂災害発生監視システム) 《県砂防課》

	(3)	,			が災害発生監視ンステム)《県砂防謀》 「	
フロ	コツク	ク名	観測所名	) <del></del> 111 k± +=	位    置	備考
広		島	江 波	河 川 情 報セ ン タ ー	中区江波西一丁目 1-13	江波中学校
	//		楠 那	"	南区楠那町 5-7	楠那小学校
東		区	中山新町	//	東区中山新町二丁目 8-1	東浄小学校
	//		福木	//	東区馬木九丁目 1-2	福木小学校
	//		揚倉山	//	安芸郡府中町山田五丁目 5	揚倉山健康運動公園
	//		海 田	//	安芸郡海田町幸町 10-1	海田中学校
	//		坂	//	安芸郡坂町 2912	坂小学校
	//		牛田早稲 田	//	東区牛田早稲田四丁目 9-1	早稲田小学校
西		区	己斐	//	西区己斐中三丁目 127	己斐東小学校
	//		井口台	"	西区井口台三丁目 5-1	井口台小学校
	伴		奥 畑	"	安佐南区沼田町大字伴奥畑地先	
	//		祗園山本	//	安佐南区山本町方置山 1514-1 地先	
狩	留	家	上 原	//	安佐北区可部東二丁目 25-30	上原県公舎第1号館
飯		室	日 浦	"	安佐北区安佐町大字あさひが丘 955	日浦小学校
南		原	堂 免 橋	"	安佐北区可部町大字上町屋	堂免橋
白		木	白 木 (市川)	"	安佐北区白木町大字市川 1428	白木中学校
佐	伯	区	彩が丘	"	佐伯区河内南二丁目 10-1	彩ケ丘小学校
	//		五月が丘	"	佐伯区五月が丘二丁目 23-1	五月が丘中学校
	//		五日市観音	"	佐伯区坪井三丁目 88	五日市観音中学校
湯		来		"	佐伯区杉並台 64-18	
	//		菅沢	"	佐伯区湯来町菅沢字向志割 531 地先	

#### (4) 国土交通省雨量観測所(太田川水系)《国土交通省太田川河川事務所》

河川名	観測所名	情報入手先	位置	備考
太田川	加言	· 河川情報 センター	山県郡安芸太田町加計中ノ渡	
太田川	広 島	<u>'</u>	中区八丁堀 3-20	
太田川	飯	<u>"</u>	安佐北区安佐町大字飯室字渡官有無番地	
太田川	高 滩	<u>"</u>	安佐南区八木五丁目 31-1 高瀬堰管理支所	
松原川 (太田川)	松原	į "	山県郡安芸太田町松原	国土交通省 温井ダム管理所
大佐川 (太田川)	雄鹿原	<i>!</i>	山県郡北広島町中祖字岩城山 33-4	
丁川 (太田川)	溝  □	"	山県郡北広島町溝口字大崎 1151	
筒賀川 (太田川)	筒 賀	Ī //	山県郡安芸太田町上筒賀字堂ノ原 972-1	
西宗川 (太田川)	七曲	- //	山県郡北広島町吉木字七曲 4779 - 1	
水内川 (太田川)	湯 メ	<u> </u>	佐伯区湯来町麦谷字中河原 1594-1	
水内川 (太田川)	大 名	<i>"</i>	佐伯区湯来町多田字上大谷 44-2	
吉山川 (太田川)	戸山	1 "	安佐南区沼田町阿戸字大原 51-3	
鈴張川 (太田川)	鈴 引	# //	安佐北区安佐町大字鈴張字戸木谷 1567 - 4	
根谷川	大 柞	k //	安佐北区可部町大林字下毛山 2137-2	
南原川 (根谷川)	南原	<i>!!</i>	安佐北区可部町南原字無神 477	
三篠川	向 原	į "	安芸高田市向原町坂字松ノ木 3641-4	
三篠川	狩留多	<i>!!</i>	安佐北区狩留家町 2658	
三篠川	白オ	<i>"</i>	安佐北区白木町小越字関川 612-4	

### (4.2) 国土交通省雨量観測所(砂防関係)《国土交通省広島西部山系砂防事務所》

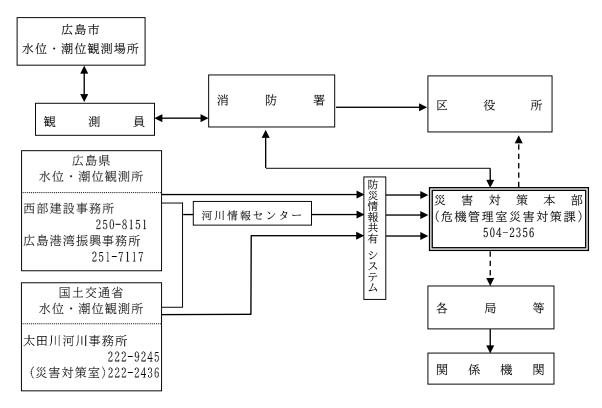
河川名	観測所名	情報入手先	観測所位置	備考
がうちがわ	^{オガラチ} 内(砂防)	河川情報 センター	安佐北区安佐町大字小河内字平原谷	
おがうちがわ 小河内川	祝备 ( <b>莎</b> 族)	"	安佐北区安佐町大字小河内字西沢田	
<b>三篠川</b>	市川(祕防)	"	安佐北区白木町大字市川字宮地山	
よしやまがわ 吉 山 川	くすのき智(祕防)	"	安佐北区安佐町大字くすの木台 4-2	
安川	崑莎菛苔(荻防)	"	安佐南区毘沙門台 4 丁目 500-226	
<b>查篠川</b>	深川(祕防)	"	安佐北区深川 5 丁目 12-1	
ましゃまがわ 吉山川	髻芷(萩族)	"	安佐南区沼田町大字吉山字影浦	
その他	若芮(祕族)	"	佐伯区五日市町大字石内字奥原 2266-4	
その他	温品(砂防)	"	東区戸坂町 748	
その他	^{アカドチ} 赤土地(砂防)	"	佐伯区湯来町白砂字赤土地地先	
やすかわ安川	稻鱼(都務)	"	安佐南区相田7丁目	

# (5) 広島地方気象台雨量観測施設《広島地方気象台》

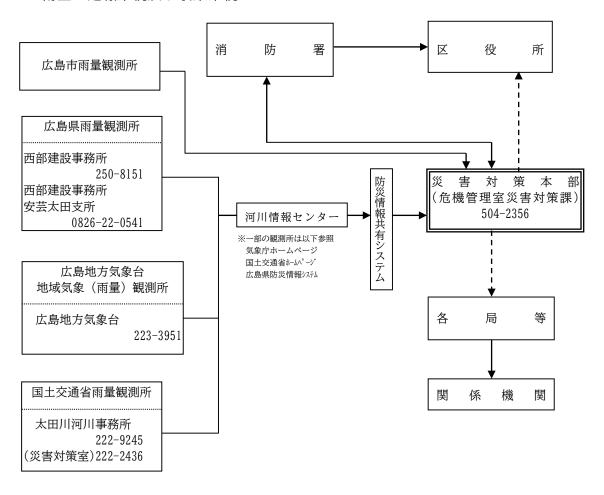
Ÿ	可川名	Ż	観測	所名	情報入手先	種	類	位置		通信連絡先
沿	岸	部	広	島		気 缜	東台	中区上八丁堀 6-30 広島地方気象台		
根	谷	Ш	111	入				安佐北区三入		
太	田	Ш	加	計				山県郡安芸太田町加計字	神田	
-	竜山/ 太田/		王	泊				山県郡北広島町細見		
	キ木ノ 太田ノ		内具	黒山	気象庁ホームページ 国土交通省ホームページ	地域		山県郡安芸太田町大字横 横川東平	川字	223-3951
	//		八	幡	広島県防災情報システム		量) 訓所	山県郡北広島町東八幡原		
	関川太田ノ		志	和				東広島市志和町志和堀		
	水内川 (太田川)		佐伯	湯来				佐伯区湯来町大字和田字中	須賀	
	西宗 / 太田 /		都是	志見				山県郡北広島町都志見		

### 別表第2 水位・潮位及び雨量の通報系統及び収集系統

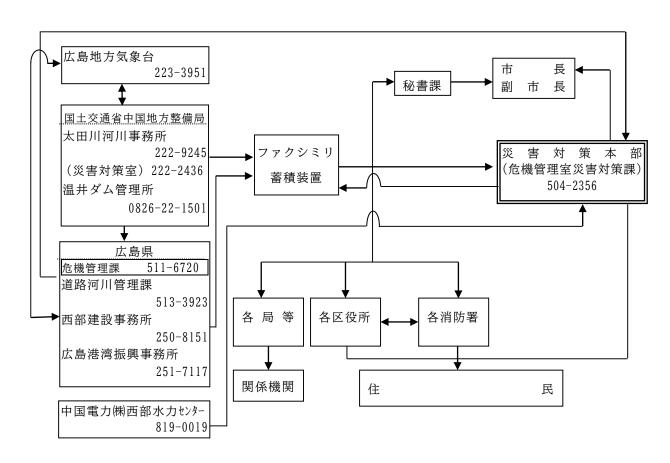
1 水位・潮位の通報系統及び収集系統



#### 2 雨量の通報系統及び収集系統



### 別表第3 気象又は水防に関する情報の伝達



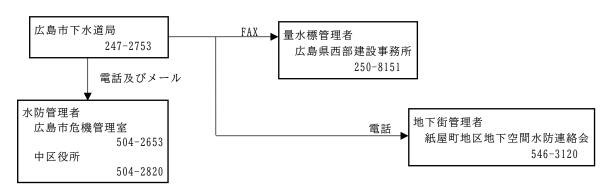
### 別表第4 水位周知下水道における水位到達情報の通知

1 水位周知下水道、基準観測所、内水氾濫危険水位(雨水出水特別警戒水位)

水位周知下水道	観測所名	内水氾濫危険水位
<b>小</b> 世周和 [	10000000000000000000000000000000000000	(雨水出水特別警戒水位)※
新千田ポンプ場	新千田ポンプ場着水井	5.66m

※ 内水氾濫危険水位(雨水出水特別警戒水位)とは、雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位であり、地下空間の利用者を対象に、地上部までの避難に要する時間と下水道の水位の上昇速度を考慮して設定した水位である。

#### 2 伝達系統図



# 別表第5 水防上重要な場所

- 1 河川・海岸等の重要な場所
  - (1) 準用河川《下水道局河川防災課》

東 区(旧安芸地区)

		-												
河	Ш	名	岸別	護	岸 (m)	高	延 長 (m)	場	所	危状	険 況	対策水防工法	附図 番号	備考
寺	山	Ш	左右			2.0	375	福田二丁目 大原川合流	点より上流	В-	- 1	積土俵工	1	Δ
	計			1 河	][[									

#### 安佐北区(高陽地区)

河	Ш	名	岸別	護	岸 (m)	高	延 (	長 m)	場	所	危状	険 況	対策水防工法	附図 番号	備考
岩	上	Ш	左右			2.0			落合南二丁目 県道広島三次		В	- 1	積土俵工	2	Δ
	計			1 河	]][										

(2) 普通河川《下水道局河川防災課》

東 区(旧市内地区)

河	Ш	名	岸別	護 (m	高 )	延 長 (m)	場		所	危 険 状 況	対策水防工法	附図 番号	備考
戸	坂	Ш	左右		2.0	100	戸坂大上3 山室宅より	E丁目 ) 上流		B - 1	積土俵工	3	Δ
小		計		1河川									

#### 東 区(旧安芸地区)

河	Ш	名	岸別	護	岸 高 (m)	延 (m	長()	場	所	危 険 状 況	対策水防工法	附図 番号	備考
鮎	信	][[	左右		2.5		55		] 上流	A – 2	木流し工	4	Δ
糸	ヶ迫	][[	左右		1.(	9	40	上温品三丁目 松尾宅より」	目 上流	B - 1	積土俵工	5	*
後	谷	][[	左右		1.0	1	04	削久保モより	)上流	B - 1	積土俵工	6	Δ
大	原畳谷	11(	左右		1.2	2	20	上温品一丁目 橋本宅より」	目 上流	B - 1	積土俵工	7	Δ
大	葉谷	][[	左右		1.2	8	90	温品町 上向井宅より	)上流	A – 2	木流しエ	8	<b>※</b> △
大	原	][[	左右		0.9	2	68	馬木九丁目 平岡宅より」	上流	B - 1	積土俵工	9	Δ
大	平	][[	左右		1.5		70	福田五丁目 上ヶ田農道。	<del></del> より上流	A – 2	木流しエ	10	Δ
金	碇	][[	左右		1.4	1	30	半 则 駐 早 场 。	より上流	B - 1	積土俵工	11	Δ
釜	ノ上	][[	左右		1.5		50		上流	A – 3	木流しエ	12	*
下	条	][[	左右		2.0		29	上温品四丁目 樫本宅より」	] 上流	A – 3	木流し工	13	Δ
下	原	][[	左右		1.(		50	福田三丁目 田屋宅より」	上流	B - 1	積土俵工	14	Δ

洹	] ]   :	名	岸別	護 岸 (m)	高	延 長 (m)	場	所		危 険 沢	対策水防工法	附図 番号	備考
新	福	][[	左右	0	). 9	70	福田三丁目 中沢宅より	上流		B – 2	積土俵工	15	Δ
水	昌 郷	][[	左右	1	. 4	159	福田八丁目 中野宅より	上流	1	A – 2	木流し工	16	*
寺	Щ	][[	左右	1	. 5	350	馬木六丁目 門田宅より	上流		B – 2	積立俵工	17	Δ
寺	条	][[	右	1	. 6	179		上流	1	A - 2	木流し工	18	Δ
寺	分	][[	左右左右	1	. 0	101	福田六丁目 大内宅より	上流	]	B – 1	積土俵工	19	Δ
南	磯	][[	左右	1	. 5	264	滕仏七より	上流	1	A - 2	木流しエ	20	Δ
西	之 畑	][[	左右左右	1	. 9	170	馬不一」日 木村宅より	上流	1	A - 2	木流し工	21	Δ
西	之 地	][[	左右	1	. 2	130		より上流	1	A - 2	木流しエ	22	Δ
向	条	][[	左右	0	).7	100	福田三丁目 小藪宅より	上流	]	B – 1	積土俵工	23	Δ
横	見	][[	左右	0	).9	50	温品六丁目 荒神社より	上流	]	B – 2	積土俵工	24	Δ
大	谷	][[	左右	2	2.0	310	馬木八丁目 えげた橋よ	り下流	]	B – 2	積土俵工	313	<b>※</b> △
小	\	計	2	22 河川									
東	区	計	2	3 河川									

### 南 区(旧市内地区)

河	JII	名	岸別	護 (m	高)	延 長 (m)	場	所	危険状況	対策水防工法	附図 番号	備考
上為	家门	F JII	左右		1.0	117	似島町家下 御田宅より上流	Ē	B - 1	積土俵工	25	Δ
家	下	JII	左右		0.7	232	似島町家下 西田宅より上流	Ē	B - 1	積土俵工	26	Δ
南	区	計	4	2 河川								

# 安佐南区(佐東地区)

ŶΠ	] ]	名	岸別	護	岸 高 (m)	延 長 (m)	場	<del>j</del>	所	危険状況	対策水防工法	附図 番号	備考
岩	谷	Ш	左右		2.	11	緑井三 原田宅。	丁目 より上流		A – 2	捨て土のうエ	27	Δ
上	山	Ш	左右		0.	5 2	八木三章 県営緑ヶ 流	௺目 ・丘第四住	宅より上	B – 2	積土俵工	29	Δ
宇	津	Ш	左右		1.	)	八木八元 中国電力流	广目 太田川発電	言所より下	B – 2	積土俵工	30	Δ
上	楽 地	11	左右		0.		1学准书。	より上流		A – 2	捨て土のうエ	31	Δ
大	上	JII	左右		0.	13	緑井八五	丁目 より上流		B – 2	積土俵工	32	Δ
小	原山	1 111	左右		1.	1	八木三元 石原宅。	丁目 より上流		B – 2	積土俵工	33	Δ

河	JII	名	岸別	護 (n	岸 高 n)	延 長 (m)	場	所	危 後 状 況	対策水防工法	附図 番号	備考
鳥	越	Ш	左右		1.0		緑井八丁目 岡田宅より	上流	A – 2	捨て土のうエ	34	Δ
宮	下	Ш	左右		1.0		緑井七丁目 松岡宅より	上流	A – 2	捨て土のう工	35	Δ
山	手	Ш	左右		1.2	446	八木四丁目 JR 可部線よ	り上流	A – 2	木流し工	36	*
小		計	9	河川								

# 安佐南区(安古市地区)

洹	] ] [	名	岸別	護 岸 高 (m)	延 長 (m)	場 所	危附状	食 兄	対策水防工法	附図 番号	備考
大	利	][[	左右	1.0	94	高取北一丁目 ソレアード高取より」	A -	2	捨て土のう工	37	Δ
尾	越	JII	左右	1.2	174	相田六丁目 品川宅より上流	A -	2	捨て土のうエ	38	*
海	田ヶ月	亰川	左右	1.8		相田六丁目 山陽自動車道より上	.流 A-	2	捨て土のうエ	39	Δ
境	谷	][[	左右	1.5	96	長楽寺一丁目 虹ヶ丘第一公園より」	上流 A —	2	捨て土のうエ	40	Δ
巣	取	JII	左右	1.2	295	高取北三丁目 高取北中学校より上	.流 A -	2	木流し工	41	Δ
鯛	之 追	<u>i</u> ]	左右	1.5	697	安東六丁目 岡竹宅より上流	A -	2	捨て土のう工	42	*
長	楽き	f JII	左右	1.0	76	四七より上侃	В –	1	積土俵工	43	Δ
中	相田	]	左右	1.5	71	相田四丁目 栗栖宅より <del>上</del> 流	A -	2	捨て土のう工	44	Δ
七	塚	][[	左右	1.2	18	相田二丁目 尾崎宅より上流	A –	2	捨て土のう工	45	*
南	高耳	Z JII	左右	1.4	399	高取南一丁目 松井宅より上流	A –	2	捨て土のうエ	46	<b>※</b> △
東	荒名	川	左右	1.0	290	上安七丁目 山根宅より上流	A -	2	捨て土のう工	47	$\triangle$
東	尾起	划	左右	1.2	340	相田六丁目 前田宅より上流	A -	2	捨て土のうエ	48	Δ
東魚	鯛之	迫川	左右	1.5	142	安東六丁目 松前宅より上流	A -	2	捨て土のうエ	49	Δ
小	`	計	]	3河川							

### 安佐南区 (祇園地区)

河	Щ	名	岸別	護 岸 iii (m)	馬延 長 (m)	場	所	危 検 状 況	対策水防工法	附図 番号	備考
青	原	][[	左右	1.	0 403	祇園四丁目 溜池より下流		A – 2	捨て土のうエ	50	Δ
迫		Ш	左右	1.	5 213	山本九丁目 佐伯宅より下流		B - 1	積土俵工	51	Δ
下	谷	Ш	左右	1.	5 76	祇園八丁目 祗園北高校入口。 上流	より	B – 1	積土俵工	52	Δ
下	山	Ш	左右	1.	0 222	長東西一丁目 前田宅より上流		B – 1	積土俵工	53	Δ
立	石	][[	左右	0.	8 86	長東西一丁目 蔵田宅より上流		B – 1	積土俵工	54	Δ
東	寺山	1 111	左右	1.	0 63	山本八丁目 田村宅より上流		B – 1	積土俵工	55	Δ

	河	Ш	名	岸別	護 岸 高 (m)	延 長 (m)	場	所	危	対策水防工法	附図 番号	備考
Ξ	. 名	<u>Ц</u>	7 )	左右	1.	162	山本六丁目 山本川合流	     点より上流	A – 2	木流し工	56	Δ
	小		計		7河川							

# 安佐南区 (沼田地区)

ŶĪ	可川	名	岸別	護 岸 高 (m)	延 長 (m)	場 所	危険状況	対策水防工法	附図 番号	備考
石	ケ原	][[	左右	1.0		沼田町伴 森川宅より上流	A - 2	捨て土のう工	57	<b>%</b> \( \times \)
大	下	Ш	左右	1.3	00	沼田町伴 大下集会所より下流	A - 2	捨て土のうエ	58	Δ
釜	ケ原	][[	左右	1.0	34	沼田町伴 角宮宅より上流	B - 1	積土俵工	59	<b>※</b> △
上	槇 原	][[	左右	2.0	290	沼田町阿戸 玉野宅より上流	B - 1	積土俵工	60	Δ
権	現	Ш	左右	1.0	268	沼田町伴 農免道より上流	A – 2	捨て土のうエ	61	Δ
猿	押	Ш	左右	1.5		沼田町伴 大迫宅より上流	B - 1	積土俵工	62	Δ
猿	滝	JII	左右	2.0	210	沼田町伴 六原宅より上流	A - 2	捨て土のうエ	63	Δ
桜	ケ峠	][[	左右	1.4	332	沼田町吉山 (株)ナガツキより上流	A - 2	木流し工	64	Δ
高	鉢	JII	左右	2.5	118	アクティスリエ派    沼田町吉山    上原宅より上流	A - 2	木流し工	65	Δ
竹	ノ下	. 111	左右	1.2	29	沼田町阿戸 吉山川合流点より上流	Ā A − 2	捨て土のうエ	66	Δ
寺	谷	][[	左右	1.4	627	日田川日祝点より工が 沼田町大塚 河本宅より上流	A - 2	捨て土のう工	67	※△
中	央	JII	左右	0.7		円本名より上流 沼田町阿戸 田中宅より上流	B - 1	積土俵工	68	Δ
中	村	JII	左右	1.0	66	沼田町吉山 吉山川合流点より上流	Ā A − 2	捨て土のうエ	69	Δ
中	尾	JII	左右	1.2	17	沼田町吉山 森野宅より上流	A - 2	捨て土のうエ	70	Δ
鳴	谷	][[	左右	1.0		沼田町伴 農免道より上流	A - 2	捨て土のう工	71	Δ
西	平次	][[	左右	1.5	109	<u>展光圏より工統</u> 沼田町伴 奥畑川合流点より上流	A-2	捨て土のう工	72	Δ
飯	ノ山	][[	左右	1.6	362	沼田町阿戸 有馬宅より下流	A - 2	捨て土のうエ	73	Δ
橋	田	][[	左右	2.8	6	沼田町阿戸 橋田宅東側	A - 2	捨て土のうエ	74	Δ
平	木	Ш	左右	1.2	916	沼田町伴 新谷宅より上流	A - 2	木流し工	75	Δ
東	平次	][[	左右	1.5	116	<u>初日宅より上流                                    </u>	A - 2	捨て土のうエ	76	Δ
東	天狗剂	竜川	左右	1.4	346	沼田町伴 奥畑川合流点より上流	B - 1	木流し工	77	<b>%</b> \( \times \)
松	宗	][[	左右	1.5	455	沼田町伴 河野宅より上流	A - 2	捨て土のうエ	79	Δ
宮	の谷	: ][[	左右	1.0	37	沼田町伴 坂口宅より上流	B - 1	積土俵工	80	Δ
宮	の垣戸	り川	左右	2.0	180	沼田町伴 奥畑川合流点より上流	A - 2	捨て土のう工	81	Δ
若	杉谷	: ][[	左右	1.5	93	沼田町阿戸 荒木宅より上流	A – 2	捨て土のう工	82	<u>*</u>
影	浦	JII	左右	2.4	1,078	沼田町吉山 松山橋上流	A - 2	積土俵工	83	*

河	JII	名	岸別	護 (m	\	延 (	長 m)	‡	易		所	危 状	険 況	対策水防工法	附図 番号	備考
殿	山	Ш	左右		2.5		428	沼田町 吉山川	「阿戸   合流	i i点よ	り上流	A -	- 2	捨て土のう工	84	Δ
小		計	2	27 河川												
安估	南	区計	5	56 河川												

# 安佐北区(白木地区)

泸	] ]   :	名	岸別	護 岸 高 (m)	延 長 (m)	場	所	危 検 状 況	対策水防工法	附図 番号	備考
赤	羽根	Ш	左右	3.0	376	白木町大字志 栄堂川合流。		A – 2	捨て土のうエ	85	Δ
汗	平	][[	左右	2.5	1,237	白木町大字志 栄堂川合流点	すとり 上流	B - 1	積土俵工	86	Δ
穴	迫	Ш	左右	1.5		白木町大字志 栄堂川合流点	くみソエ伽(	A – 2	捨て土のうエ	87	Δ
入	野谷	Ш	左右	2.0	443	白木町大字古 栄堂川合流点	i屋 iより上流	B – 1	積土俵工	88	Δ
牛	の谷	Ш	左右	3.0	597	白木町大字三 三篠川合流点		A – 2	捨て土のうエ	89	Δ
内	Щ	Ш	左右	2.5	488	白木町大字志 飯田宅より上		A – 2	捨て土のうエ	90	Δ
栄	堂	Ш	左右	3.0	809	白木町大字志 桐山川合流点		B – 1	積土俵工	91	Δ
江	地谷	Ш	左右	2.0	247	白木町大字井 三篠川合流点		A – 2	捨て土のうエ	92	Δ
大	城	Ш	左右	3.0	34	二條川台流点	ほより上流	B – 1	積土俵工	93	Δ
大	滝	Ш	左右	2.5	633	白木町大字志 人甲川合流点	:路 (より上流	B – 1	積土俵工	94	Δ
大	谷	Ш	左右	3.0	671	白木町大字古 栄堂川合流点		B – 1	積土俵工	95	Δ
大	椿	Ш	左右	2.0	211	白木町大字三 三篠川合流点		B – 1	積土俵工	96	<b>※</b> △
大	槌	Ш	左右	4.0	1,093	白木町大字市 河津川合流点		B – 1	積土俵工	97	Δ
奥	谷	Ш	左右	2.5	221	白木町大字志 大野宅より上	:流	B – 1	積土俵工	98	Δ
梶	名	][[	左右	2.0	251	白木町大字志 栄堂川合流点	ほより上流	A – 2	捨て土のうエ	99	Δ
釜	ケ谷	Ш	左右	3.0	490	白木町大字志 内山川合流点		B – 1	積土俵工	100	Δ
神	の倉谷	11(	左右	2.0	529	白木町大字爿酒井宅より上	:流	B – 1	積土俵工	101	Δ
桐	山	Ш	左右,	3.0	1,385	白木町大字志	ほより上流	B – 1	積土俵工	102	Δ
茱	萸 谷	JII	左右,	2.0	1,029	内山川台流点	ほり上流	B – 1	積土俵工	103	Δ
小	椿	JII	左右,	2.0	94		:流	B – 1	積土俵工	104	Δ
木	ノ原	][[	左 右	3.0	1,398	白木町大字志 栄堂川合流点	i路 iより上流	A – 2	捨て土のう工	105	Δ

ŶΠ	引 川 :	名	岸別	護 岸 高 (m)	(m)	場	所	危 検 状 況	対策水防工法	附図 番号	備考
下	野原	Ш	左右	2.0	29	白木町大字三 堂面川合流点	E田 気より上流	B – 1	積土俵工	106	Δ
神	出谷	Ш	左右	3.0	261	白木町大字三 好川宅より」		A - 2	捨て土のうエ	107	Δ
外	谷	Ш	左右	3.0	64	白木町大字三 谷内川合流点		A – 2	捨て土のうエ	108	$\triangle$
高	瀬谷	Ш	左右	3.0	229	白木町大字井 三篠川合流点		B - 1	積土俵工	109	Δ
谷		Ш	左右	2.0	260	白木町大字三 三篠川合流点	E田 点より上流	B - 1	積土俵工	110	Δ
地	獄谷	Ш	左右	2.0	522	白木町大字三 三篠川合流点		B - 1	積土俵工	111	Δ
戸	石	Ш	左右	2.0	14	白木町大字井 安佐北1区193·	‡原 号線より上流	A - 2	捨て土のうエ	112	Δ
栃	谷	Ш	左右	3.0	637	白木町大字市 河津川合流点		B - 1	積土俵工	113	Δ
鳥	追	Ш	左右	2.0	125	白木町大字井 JR芸備線 』	より上流	A - 2	捨て土のうエ	114	Δ
羽	出庭	Ш	左右	1.5	140	白木町大字爿 羽山宅より」		B - 1	積土俵工	115	Δ
盤	若 谷	Ш	左右	3.0	653	白木町大字爿 西山宅より」		A - 2	捨て土のうエ	116	Δ
福	永	Ш	左右	3.0	305	白木町大字三 JR芸備線 』		A - 2	捨て土のうエ	117	Δ
古	矢	Ш	左右	1.5	200	白木町大字志 栄堂川合流点		B - 1	積土俵工	118	Δ
堀	越	Ш	左右	2.0	27	溝山宅より」	上流	A – 2	捨て土のうエ	119	Δ
Ξ	田西	Ш	左右	1.0	99	白木町大字3 山崎宅より」		B – 1	積土俵工	120	Δ
月	۱ أ	計	3	6 河川							

### 安佐北区(高陽地区)

		, ht.		- (1HJ 1997 + LD E						
泂	ן אן	名	岸別	護 岸 高 (m)	延 長 (m)	場 所	危	対策水防工法	附図 番号	備考
_	ヶ谷	Ш	左右	1.5	54	口田南五丁目 矢口川合流点より上流	A – 2	捨て土のうエ	121	Δ
岩	海	Ш	左右	0.9	48	口田南一丁目 JR芸備線より上流	B - 1	積土俵工	122	Δ
奥	迫	JII	左右	1.7		深川八丁目 県道広島三次線より上 流	B – 1	   積土俵工	123	Δ
上	西	JΠ	左右	1.0	29	狩留家町 山下宅より上流	A – 2	捨て土のうエ	124	Δ
観	音 寺	Ш	左右	1.2	117	深川町 三篠川合流点より上流	A – 2	捨て土のうエ	125	Δ
狐	田	Ш	左右	1.5	219	上深川町 三篠川合流点より上流	B - 1	積土俵工	126	Δ
草	谷	Ш	左右	1.0	71	口田南六丁目 竹内宅より上流	A – 2	捨て土のうエ	127	Δ
合	力	Ш	左右	1.3		武田半より下流	B – 1	積土俵工	128	Δ
迫	谷	Ш	左右	0.9	468	狩留家町 杉ケ谷川合流点より上流	B - 1	積土俵工	129	Δ

泂	] ]]]	Ż L	岸別	護 岸 高 (m)	延 長 (m)	場 所	危険状況	対策水防工法	附図 番号	備考
下	西	Ш	左右	1.0	44	狩留家町 平田宅より上流	B - 1	積土俵工	130	$\triangle$
白	滝	Ш	左右	1. 2		杉本宅より上流	B - 1	積土俵工	131	Δ
杉	ケ谷	Ш	左右	1.0	252	狩留家町 宮脇宅より上流	B - 1	積土俵工	132	Δ
谷	尻	Ш	左右	1.0	14	加島宅より上流	B - 1	積土俵工	133	Δ
土	井 迫	Ш	左右	1.		洛台川台流点より上流	A - 2	捨て土のうエ	134	Δ
研	屋	Ш	左右	1.5	391	水戸宅より上流	B - 1	積土俵工	135	Δ
中	山	Ш	左右	1.8	404	湯坂川合流点より上流	A – 2	捨て土のうエ	136	Δ
鳴		Ш	左右	1.5		狩留家町 岡田宅より上流	A – 2	捨て土のうエ	137	Δ
西	塚	Ш	左右	1.2	337	馬瑒毛より上流	B - 1	積土俵工	138	Δ
西	畑	Ш	左右	1.5	90	上深川町 大歳公園より上流	A – 2	捨て土のうエ	139	Δ
堀	田奥	][[	左右	1.5	1,011	狩留家町  湯坂川合流点より上流	A – 2	捨て土のうエ	140	Δ
仏	堂	Ш	左右	1.8	291	小河原町 田中宅より上流	B - 1	積土俵工	141	Δ
松	笠	Ш	左右	1.0		口田南一丁目 沓田宅より上流	A - 2	捨て土のうエ	142	Δ
水	撫	Ш	左右	1.2	428	深川八丁目 寺下工業より上流	B - 1	積土俵工	143	Δ
矢	П	Ш	左右	2.	1,024	大口川台流点より上流	B - 1	積土俵工	144	Δ
柳	ケ谷	Ш	左右	2.0	394	金信名より上流	B - 1	積土俵工	145	Δ
落	合	Ш	左右	1.	56	中本宅より上流	B - 1	積土俵工	146	※△
弁	柄	Ш	左 右	1. (	150	深川二丁目 三篠川合流点より上流	B - 1	積土俵工	147	<b>※</b> △
小	\	#	2	7河川					_	

# 安佐北区 (可部地区)

河	] ]] :	名	岸別	護 岸 高 (m)	延 長 (m)	場所	危 検 状 況	対策水防工法	附図 番号	備考
綾	ヶ谷	][[	左右	1.0	200	削田モより上流	B - 1	積土俵工	148	Δ
荒	谷	Ш	左右	1.0	60	可部町大字今井田 旧 JR 可部線今井田踏切 より上流	B - 1	積土俵工	149	$\triangle$
石	佐	][[	左右	0.7	349	可部町大字綾ヶ谷 岩本宅前より上流	A – 2	捨て土のう工	150	Δ
石	丸	Ш	左右	0.9	450	可部町大字桐原 桐原川合流点より上流	B - 1	積土俵工	151	Δ
壱	ノ坪	Ш	左右	1.2	75	可部町大字勝木 雛田宅より上流	A – 2	捨て土のう工	152	Δ
入	野	Ш	左右	2.0	150	可部町大字桐原 川崎宅前より上流	B - 1	積土俵工	153	Δ
上	ケ原	Ш	左右	1.5	43	可部六丁目 平前宅より上流	B - 1	積土俵工	154	Δ

ŶΠ	J JII	名	岸別	護 岸 高 (m)	延 長 (m)	場 所	危	対策水防工法	附図 番号	備考
植	松	Ш	左右	1.5	1,310	可部町大字綾ヶ谷 大畑農協より上流	B – 1	積土俵工	155	$\triangle$
馬	通	Ш	左右	1.0	236	三入二丁目 山倉川合流点より上流	B - 1	積土俵工	156	$\triangle$
大	井 手	<u>=</u> ][[	左右	0.8		亀山一丁目 寺田宅より上流	B - 1	積土俵工	157	Δ
大	薄	Ш	左右	1.6	173	大林町 国道 54 号 (旧)より上流	A – 2	捨て土のうエ	158	Δ
大	坪	Ш	左右	0.8	240	可部町大字勝木 行森川合流点より上流	A - 2	捨て土のうエ	159	Δ
大	野	Ш	左右	0.7	220	可部町大字勝木 太田川合流点より上流	B - 1	積土俵工	160	$\triangle$
押	手	Ш	左右	2.0	107	可部町大字大林 川本宅より上流	B – 1	積土俵工	161	Δ
Ш	手	Ш	左右	0.8	65	可部町大字勝木 中本宅より上流	B – 1	積土俵工	162	Δ
給	人原	〔川	左右	0.9	47	亀山八丁目 森本宅前より上流	B - 1	積土俵工	163	Δ
ク	ドシ	/ 川	左右	3.0	350	大毛守川台流点より上流	A – 2	捨て土のうエ	164	Δ
小	南原	<b>!</b>	左右	1.0	1,241	可部町大字綾ヶ谷 平原バス停前より上流	A – 2	捨て土のう工	165	Δ
迫	田	Ш	左右	1.0	84	可部東四丁目 壱貫田宅前より上流	B – 1	積土俵工	166	Δ
下	の谷	111	左右	1.3	300	大林三丁目  根谷川合流点より上流	B - 1	積土俵工	167	Δ
上	徳	Ш	左右	1.0	255	保田七より上流	B - 1	積土俵工	168	Δ
神	宮寺	ŧ JII	左右	0.7	577	亀山南一丁目 西山宅より上流	B - 1	積土俵工	169	<b>※</b> △
新	迫	Ш	左右	0.8	5	三入六丁目 山根宅より上流	B - 1	積土俵工	170	Δ
新	建	][[	左右	1.7	44	可部東五丁目山根宅より上流	B - 1	積土俵工	171	Δ
杉	谷	Ш	左右	1.0		円部町入子桐原 石井宅より上流	B – 1	積土俵工	172	Δ
専	隆寺	ŧ JII	左右	1.3	354	三入六丁目 専隆寺より上流	B - 1	積土俵工	173	<b>※</b> △
草	田	Ш	左右	1.0	1,385	大林町 県道大林井原線より上流	B - 1	積土俵工	174	Δ
台		][[	4	1.8	320	可部東六丁目  迫枡宅より上流	B - 1	積土俵工	175	Δ
竹	坂	Ш	左右	1.1	151	可部町大字勝木 松浦宅より上流	A – 2	捨て土のうエ	176	Δ
近	長	Ш	左右	1.2	125	即台七より上派	B – 1	積土俵工	177	Δ
鳥	屋ヶ瀬	森川	左右	1.0	493	可部町大字綾ヶ谷 鳥屋ヶ森バス停前より 上流	A – 2	捨て土のうエ	178	Δ
中	応 寺	<b>∮</b> ][[	左右	1.6	1,100	可部町大字桐原 桐原川合流点より上流	B - 1	積土俵工	179	Δ
	河内		左右	1.0		可部町大字勝木	B – 1	積土俵工	180	Δ
長 (	迫 大 材	)I[ k )	左右	1.1	955	大林町根谷川合流点より上流	A – 2	捨て土のう工	181	Δ
中	の谷	111	左右	2.1	294	大林町  国道 54 号より上流	B - 1	積土俵工	182	Δ

Vπ	]][	タ	岸	護岸	5 延 長	場	所	危険	対策水防工法	附図	備考
1".	1 / 1	11	別	(m)	(m)	~		状 況	71 采小的工伍	番号	佣石
中	谷	Ш	左右	1.	0 115	四侬七よりエ	ヶ谷 流	B - 1	積土俵工	183	Δ
番	谷	Ш	左右	0.	9 411	可部九丁目 東部産業より	上流	A – 2	捨て土のうエ	184	<b>※</b> △
東	植札	11 2	左右	1.	0 55	可部町大字綾 沖政宅より上		A – 2	捨て土のうエ	185	Δ
人	甲	Ш	左右	3.	0 1,453	大林町 県道大林井原線	泉より上流	B - 1	積土俵工	186	Δ
火	ノ見	【川	左右	1.	2 450	新廾乇より上	流	B - 1	積土俵工	187	Δ
姫	瀬	Ш	左右	0.	9 86	可部町大字勝 太田川合流点		B - 1	積土俵工	188	Δ
桧	山	Ш	左右	1.	5 501	大M八幡呂よ		A – 2	捨て土のうエ	189	Δ
平	原	Ш	左右	1.	4 459	可部町大字綾横林口バス停電	前より上流	B - 1	積土俵工	190	Δ
坊	地	Ш	左右	1.			· 1	A – 2	捨て土のうエ	191	Δ
松	の原	利	左右	1.	2 118	亀山八丁目 勝木幼稚園よ	り上流	B - 1	積土俵工	192	Δ
水	越	JII	左右	1.	2 199	可部町大字勝森川宅より上		B - 1	積土俵工	193	Δ
無	神	][[	左右	0.	6 846	可部町大字南 南原川合流点		A – 2	捨て土のう工	194	Δ
柳	河	][[	左右	3.	0 700	+ ** m		B - 1	積土俵工	195	Δ
義	経	JII	左右	0.	8 265	亀山五丁目 仁井宅より上	流	B - 1	積土俵工	196	Δ
若	藤	Ш	左右	1.	1 21	亀山五丁目 川住宅より上	流	B - 1	積土俵工	197	Δ
城	田	JII	左右	1.	0 96	可如町十字統	ヶ谷	B - 1	積土俵工	198	Δ
横	林	JII	左右	1.	5 665	可如町七字統	ヶ谷	B - 1	積土俵工	199	Δ
原	迫	JII	左右	1.	0 285	鱼山土工口		B - 1	積土俵工	200	Δ
松	原	Ш	左右	1.	0 12	可部町大字勝 小田工務店よ	:木	B - 1	積土俵工	201	Δ
小	\	計	5	64 河川							

### 安佐北区 (安佐地区)

河	Ш	名	岸別	護	岸 ī (m)	高	延 長 (m)	場	所	危	対策水防工法	附図 番号	備考
油	木	Ш	左右		1.	0	189	安佐町大字館 旧JR可部線		A – 2	捨て土のうエ	202	Δ
洗		][[	左右		2.	5	294	安佐町大字 毛木川合流,		B - 1	積土俵工	203	Δ
_	面	Ш	左右		2.	0	315	安佐町大字/ 小河内川合流		A – 2	捨て土のう工	204	Δ
出	羽	Ш	左右		1.	0	333	安佐町大字/ 上三谷川合流		B - 1	積土俵工	205	Δ
犬	田	Ш	左右		1.	5	43	安佐町大字の渡宅より上流		A – 2	捨て土のうエ	206	Δ
猪	之 子	- 川	左右		1.	0	247	安佐町大字館 田丸宅より		A – 2	捨て土のうエ	207	Δ

沪	ŢIJ	名	岸別	護 岸 高 (m)	延 長 (m)	場 所	危 検 状況	対策水防工法	附図 番号	備考
上	畠	JII	左右	2.0	366	安佐町大字飯室 上畠会館より上流	B – 1	積土俵工	208	Δ
馬	の 爪	111	左右	1.0	25	安佐町大字毛木 竹本宅より上流	A – 2	捨て土のうエ	209	Δ
迫	分	JII	左右	1.5	110	安佐町大字後山 栄宅より上流	B - 1	積土俵工	210	Δ
大	迫	Ш	左右	1.0	531	安佐町大字鈴張 国道 261 号より上流	B – 1	積土俵工	211	Δ
大	下	Ш	左右	1.0	344	安佐町大字久地 県道広島豊平線より上流	B - 1	積土俵工	212	Δ
大	利名	111	左右	1.5	185	安佐町大字小河内 県道広島豊平線より上流	B - 1	積土俵工	213	Δ
奥	迫	JII	左右	1.5	347	晋光院宅より上流	B – 1	積土俵工	214	Δ
楓	原	JII	左右	1.5	220	安佐町大字小河内 小河内川合流点より上流	B – 1	積土俵工	215	Δ
片	廻	JII	左右	1.0		安佐町大字鈴張 西谷川合流点より上流	A – 2	捨て土のうエ	216	Δ
金	山	JII	左右	1.5	328	安佐町大字久地 佐々本宅より上流	B - 1	積土俵工	217	Δ
上	三名	111	左右	1.0	410	安佐町大字小河内 三谷川合流点より上流	B – 1	積土俵工	218	Δ
Ш		JII	左右	1.0		安佐町大字毛木川口宅より上流	A – 2	捨て土のうエ	219	Δ
北	谷	Ш	左右	1.0	905	安佐町大字飯室 鈴張川合流点より上流	A – 2	捨て土のう工	220	Δ
喜	藤名	][[ {	左右	1.5		安佐町大字鈴張 行根川合流点より上流	B – 1	積土俵土	221	Δ
木	元	Ш	左右	1.2		安佐町大字久地 県道広島豊平線より上流	A – 2	捨て土のうエ	222	Δ
黒	瀬	Ш	左右	1.8	1,389	安佐町大字小河内小河内川合流点より上流	B – 1	積土俵工	223	Δ
形	部	Ш	左右	1.5	307	安佐町大字筒瀬 山本宅より上流	B – 1	積土俵工	224	Δ
見	谷	Ш	左右	1.0	176	安佐町大字小河内 古広宅より上流	A – 2	捨て土のうエ	225	Δ
此	谷	Ш	左右	1.5	86	安佐町大字飯室 中本宅より上流	B – 1	積土俵工	226	Δ
権	現	Ш	左右	1.5		安佐町大字飯室 河野宅より上流	B – 1	積土俵工	227	Δ
菅	谷	Ш	左右	1.5	212	安佐町大字鈴張 西谷川合流点より上流	B – 1	積土俵工	228	Δ
砂	子田		左右	1.0	61	安佐町大字鈴張 砂本宅より上流	A – 2	捨て土のう工	229	<b>%</b> △
総	田原	<b>[</b> ]	左右	1.5	234	安佐町大字毛木 亀田宅より上流	B – 1	積土俵工	230	Δ
大	仏諱	<b>事</b> 川	左右	1.0		安佐町大字小河内 太田川合流点より上流	A – 2	捨て土のう工	231	Δ
鷹	野巣	き川	左右	1.0	92	安佐町大字鈴張 林田宅より上流	A – 2	捨て土のう工	232	Δ
鈩		JII	左右	1.0	316	安佐町大字鈴張 西谷川合流点より上流	B – 1	積土俵工	233	Δ
鈩	ケ追	山直	左右	1.0	282	安佐町大字鈴張 笹原川合流点より上流	A – 2	捨て土のう工	234	Δ

沪	J JII	名	岸別	護 岸 高 (m)	延 長 (m)	場	所	危 険 状況	対策水防工法	附図 番号	備考
谷	河内	Ш	左右	2.0	242	安佐町大 平野宅よ	:字小河内 :り上流	B - 1	積土俵工	235	Δ
誰	賀	Ш	左右	2.0	41	安佐町大 竹内宅よ		B - 1	積土俵工	236	Δ
堂	原	Ш	左右	2.0	211		t字小河内 合流点より上流	B - 1	積土俵工	237	Δ
戸	崎	JII	左右	1.0	425	安佐町大 東谷川合		B - 1	積土俵工	238	Δ
長	沢	Ш	左右	1.5		安佐町大 福島宅よ		B - 1	積土俵工	239	Δ
中	谷	Ш	左右	1.0	232	安佐町大 原宅より		B - 1	積土俵工	240	Δ
中	道	Ш	左右	2.0	140		こより上流	A - 2	捨て土のうエ	241	Δ
西	ケ進	]][	左右	2.0	100	佐々木宅	:字小河内 :より上流	B - 1	積土俵工	242	Δ
西	峰	Ш	左右	1.5	300	安佐町大金本宅よ	り上流	B - 1	積土俵工	243	Δ
林	谷	Ш	左右	2.0	294	安佐町大三浦宅よ	り上流	A - 2	捨て土のう工	244	Δ
東	黒瀬	[]]	左右右	1.0	223	黒瀬川合	マイン (マイン) マイン (マイン) (マ	B - 1	積土俵工	245	Δ
平		][[	左右右	1.0	169	植田宅よ		A - 2	捨て土のう工	246	Δ
平	原	][[	左右	1.5	48	安佐町大大和宅よ	り上流	A - 2	捨て土のう工	247	Δ
平	原谷	: ][[	左右	1.0		中川宅よ		B - 1	積土俵工	248	Δ
本	郷	][[	左右·	1.2	120	小河内川	マル河内 合流点より上流	A - 2	捨て土のう工	249	Δ
溝	手	Ш	左右	1.5	119	小河内川	マル河内 合流点より上流	B - 1	積土俵工	250	Δ
宮	野	][[	左右	1.0	93	安佐町大 太田川合	⟨字久地 ⟩流点より上流 ⟩	A - 2	捨て土のう工	251	Δ
明	見谷	: ][[	左右	2.0	1,024	安佐町大 小河内川	マンラック マラック (マイラングラック) マップ (マイランアン (マイラン) (マイラン) (マイラン) (マイラング) (マイラン)	B - 1	積土俵工	252	Δ
免	田	Ш	左右	1.5	559	安佐町大 後山川合	<字後山 ↑流点より上流	A - 2	捨て土のう工	253	Δ
薮	谷	][[	左右	1.5	391	安佐町大 薮宅より	上流	B – 1	積土俵工	254	Δ
横	山谷	: ][[	左右	2.0	1,119	安佐町大 三谷川合	☆字小河内 ☆流点より上流	A – 2	捨て土のう工	255	Δ
月	\	計	5	4河川							
安	佐北区	₹計	1	71 河川							

安 芸 区 (瀬野川地区)

	女	1	へ (概野川)	1		1			
ŸĒ	可川 名	岸 別	護 岸 高 (m)	延 長 (m)	場 所	危	対策水防工法	附図 番号	備考
洗	J	一石	1.3	70	中野三丁目 今井宅より上流	B – 1	積土俵工	256	Δ
_	飯谷丿	乜		380	上瀬野町古屋地 JR 山陽本線より上流	A – 2	捨て土のう工	257	<b>※</b> △
_	井木」	一口	1.1		瀬野一丁目 正藤宅より上流	A – 2	木流し工	258	Δ
入	江 谷 J	左右	1.2	2	瀬野町下瀬野 沢田宅より上流	A – 2	捨て土のう工	259	
榎	山丿	石	1.4	1,188	瀬野町下瀬野 県道瀬野川福富本郷線 正道寺橋より上流	A – 2	木流し工	260	<b>*</b>
願	々谷」	一口	0.9	55	中野四丁目 中野宅より下流	A – 2	木流し工	261	<u>*</u>
鏡	谷」	左右	1.4	179	中野町 鏡池より上流	A – 2	木流し工	262	*^
京	ノ岡リ	一口	0.7	172	中野東町 加佐見宅より上流	A – 2	捨て土のう工	263	Δ
正	之 坪 丿	石		146	<b>倉庫より下流</b>	B – 1	積土俵工	264	Δ
清	水 丿	一口	0.9	47	上瀬野町清水 JR山陽本線より上流	A – 2	捨て土のう工	265	Δ
清	防」		1.5	116	中野東五丁目 松下宅より上流	A – 2	捨て土のう工	266	Δ
清	光寺丿	一口	1.2	51	中野東五丁目 田尾宅より上流	A – 2	捨て土のう工	267	Δ
龍	尾原丿	一口	1.0	51	中野東二丁目 秦宅より上流	A – 2	捨て土のう工	268	<b>%</b> △
長	泉寺丿	左右	1.0	178	中野三丁目 県道瀬野船越線より上流	A – 2	捨て土のう工	269	Δ
津	村 丿	左右	1.0	66	中野七丁目 瀬野川東中学校入口の JR 山陽本線交差部	A – 2	捨て土のう工	270	Δ
長	尾」	一口	0.3	753	畑賀町 世良宅から畑賀川まで	A – 2	捨て土のう工	271	Δ
前	田 丿	左右	1.2	19	中野二丁目 末田宅より上流	A – 2	捨て土のうエ	272	Δ
大	高下丿	一口	2.4		上瀬野町 光原宅から寺分川まで	A – 2	捨て土のう工	273	Δ
金	比 羅丿	一口	1.7	123	瀬野町下瀬野 保本宅より上流	A – 2	捨て土のう工	274	Δ
土	百面丿	一口	1.0		畑賀町横田宅より下流	A – 2	捨て土のう工	275	Δ
荒	野」	石		117	中野六丁目 砂防河川荒野川より上流	A – 2	捨て土のう工	276	Δ
名	護」	石	1.0		中野七丁目 浜本宅より上流	A – 2	捨て土のうエ	277	Δ
立	石 丿	左右	1.5	12	瀬野町下瀬野 重本橋より上流	A – 2	捨て土のうエ	278	*
月	、 計		23 河川						
			<del></del>				<del></del>		

安 芸 区 (阿戸地区)

河	JII	名	岸別		学 高	延 長 (m)	場 所	危	対策水防工法	附図 番号	備考
板	取	][[	左右		1.2	214	阿戸町字奥の谷 市道橋より上流	B - 1	積土俵工	279	Δ
牛	ヶ谷	: ][[	左右		0.9	276	阿戸町字牛ヶ谷 西方寺川合流点より上流	B - 1	積土俵工	280	Δ
大	谷	Ш	左右		1.0	888	阿戸町字大谷 中野宅より上流	A – 2	捨て土のう工	281	<b>※</b> △
谷	迫	Ш	左右		1.4		阿戸町字谷迫 横田宅より上流	A - 2	捨て土のう工	282	Δ
フラ	ラケi	鱼川	左右		1.2	137	阿戸町字大谷 大谷川合流点より上流	A – 2	捨て土のう工	283	Δ
升	越	Ш	左右		1.0	110	阿戸町字升越 権現橋より上流	A - 2	捨て土のうエ	284	<b>※</b> △
小		計	(	6 河川	[						

# 安 芸 区(船越地区)

河	Ш	名	岸別	護岸(m)	高)	延 長 (m)	場	所	危 後 状 況	対策水防工法	附図 番号	備考
的	場	Ш	左右		2.5		船越二丁目 植田宅より		A – 2	捨て土のうエ	285	Δ
小		計		1 河川								

# 安 芸 区 (矢野地区)

河	. 111 :	名	岸別	護岸(m		延 長 (m)	場	所	危 検 状 況	対策水防工法	附図 番号	備考
江	の口	Ш	左右		2.1		矢野西一丁 海田湾流入 呉線交差部	部よりJR	A – 2	捨て土のう工	286	Δ
大	原	Ш	左右		0.9		矢野東七丁 向宅より上	帝	A – 2	捨て土のうエ	287	Δ
神	長	JΠ	左右		1.2		矢野東七丁 大田宅前から	) <del>メ</del> ザブルー ま ( ゛	A – 2	捨て土のうエ	288	Δ
神	出	][[	左右		0.9	120	矢野東四丁 小野医院よ	目 り上流	A – 2	捨て土のう工	289	Δ
寺	屋 敷	][[	左右		1.4	430	矢野町寺屋 呉市境より		A – 2	捨て土のうエ	290	Δ
久	喰	Ш	左右		1.3	174	矢野西七丁 山口宅裏よ		A – 2	捨て土のうエ	291	Δ
山	田	JΠ	左右		1.0	155	矢野東四丁 高山宅より	目 上流	A – 2	捨て土のうエ	292	Δ
北	尾	][[	左右		2.0	8	矢野東四丁 鈴木宅より		A - 2	捨て土のうエ	293	Δ
宮	下	Ш	左右		2.0	130	矢野西一丁 国道 31 号大 市道極楽橋	に浜橋より	B – 1	積土俵工	294	Δ
小	i	計	0,	9河川								
安	芸区	計	3	19 河川								

佐 伯 区 (五日市地区)

河	]][	名	岸別	護 岸 高 (m)	延 長 (m)	場 所	危 検 沢	対策水防工法	附図 番号	備考
扇	迫	Ш	左右	2.0	25	五日市町大字石内 橋本宅より上流	A – 2	木流し工	295	Δ
かけ	きの身	美川	左右	1.1	550	五日市町大字石内 県道広島湯来線より上流	A – 2	木流しエ	296	Δ
己	斐 峠	[	左右	1.4	597	五日市町大字石内 永井宅より上流	A – 2	木流し工	297	Δ
城	六	Ш	左右	0.4		五日市町大字下河内 越藤宅より上流	B - 1	積土俵工	298	Δ
住	吉	Ш	左右	1.5	25	石内川合流点より上流	B - 1	積土俵工	299	Δ
入	道原	Ш	左右	0.5	410	五日市町大字石内 山田川合流点より上流	A – 2	木流し工	300	Δ
梁	井	Ш	左右	1.3	62	八幡東三丁目 梅田宅より上流	B – 1	積土俵工	301	Δ
湯	戸	Ш	左右	1.0	320	五日市町大字石内 石内川合流より上流	B – 1	積土俵工	303	<b>※</b> △
吉	合 津	: ][[	左右	1.6	300	五日市町大字石内 六拾部宅より上流	A – 2	木流し工	304	Δ
夫	婦	Ш	左右	2.0	147	五日市町大字石内 山陽自動車道石内高架 橋より上流	A – 2	木流しエ	305	Δ
三	宅	Ш	左右	1.5	180	三宅五丁目 神原橋より上流および下流	A – 2	積土俵工	306	Δ
小		計	1	1河川						

# 佐 伯 区 (湯来地区)

γ̈́	J JII	名	岸別	護 岸 高 (m)	延 長 (m)	場	所	危 険 状況	対策水防工法	附図 番号	備考
柏	谷	Ш	左右	1.	148	湯来町大字		B – 1	積土俵工	307	Δ
鹿	道	Ш	左右	1.	110	湯来町大字  八幡川合流		B - 1	積土俵工	308	Δ
上	中郷	川谷	左右	1.	185	湯来町大字位 中郷川合流		B – 1	積土俵工	309	Δ
葛	谷	Ш	左右	1.		水内川合流点	5田字田布 ほより上流	B - 1	積土俵工	310	Δ
下	伏名	111	左右	1.		湯来町大字代谷川合流	伏谷字下伏 点より上流	B - 1	積土俵工	311	<b>※</b> △
赤	土地	<u>i</u> ][[	左	2.		八幡川合流	白砂 点より上流	A - 2	木流しエ	312	Δ
大	谷	Ш	左右	3.	500	湯来町大字水内川合流	多田 点より上流	A – 2	木流しエ	313	<u>*</u>
大	山	][[	左	2.	120	湯来町大字  佐伯5区8号		A - 2	木流しエ	314	<u></u> % △
島	木名	][[ {	左	3.		太田川台流	占より上流	B - 1	積土俵工	315	<b>※</b> △
弥	平名	111	左右	3.	60	湯来町大字水内川合流	多田 点より上流	A – 3	木流しエ	316	<b>※</b> △
月	`\	計	1	0 河川							
乜	上伯区	計	2	21 河川							

普通河川 総 計	312 河川	
ום מאוי		

#### (凡 例)

#### 危険状況

- A 護岸の崩壊のおそれのある場所
- B 越水のおそれのある場所
- ※ 令和5年度改修予定箇所
- △ 令和5年度以降改修予定箇所

#### 現 況

- 1 断面不足
- 2 護岸老朽(強度不足を含む。)
- 3 水衝部老朽 (洗掘を含む。)

#### (3) 直轄管理河川(太田川水系) 《国土交通省太田川河川事務所》

2 大田川 6 保持承水 A 品色物図 東京 17日 日本 日本 17日 日本 日本 17日 日	県担当 事務所
	ID THE SECRETARY THE SECRETARY
	場県西部建設事務所
	易県西部建設事務所
1	易県西部建設事務所
1	- 県西部建設事務所
大田川   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日	県西部建設事務所
大田     Tana     Tana     Tana     Tana     Tana     Tana     Tana     Tana     Tan	易県西部建設事務所
1	場果西部建設事務所
10   大田     左   各種地質顕著   8   本書作政政主工日・大変工目、大変工目、大変工目、大変工程、関係を表している。   14   15   15   15   15   15   15   15	易県西部建設事務所
11   大田川   左   水田・水田   日   広島市変区戸田田田丁田   広島市   18/1500 - Gr/4010   550   木乗前   木売し   大芝出催所   日   日   日   日   日   日   日   日   日	易県西部建設事務所
13   大田   古   24   24   25   25   25   25   25   25	場果西部建設事務所
13   太田川   古   基礎地盤選末   日   広島市安佐南区東末丁目   石泉市   7x100~7x300   200   選末   月/翰   大芝出張所   日   14   太田川   古   現体悪水   日   広島市安佐南区東丁目~長東3丁目   広島市   7x100~7x300   200   選末   月/翰   大芝出張所   日   15   太田川   古   現体悪水   野   広島市安佐南区西西京丁目   西島市   7x300~7x540   240   現体悪水   年本   1   北京   1   北京	場県西部建設事務所
14   大田川   古   現体圏水   日   広島市安佐州区西原2丁目一西原3丁目   広島市   77:300-775:40   240   国体圏水 + 74:30   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120   120	県西部建設事務所
15   大田川   古   現体業水   更	場果西部建設事務所
15   大田川   古   塩体瀬木   夏   広島市安佐南区西原3丁目   広島市   76,540~76,800   300   塩体源水・デベリ   塩   木造し   大芝出場所   丘島市安佐南区西原3丁目   西島7丁目   広島市   76,730~8000   270   選水   月/翰   大芝出場所   丘島市安佐南区西原3丁目   西島7丁目   広島市   76,730~8000   270   選水   月/翰   大芝出場所   丘島市安佐南区西原3丁目   西島7丁目   広島市   76,000~80300   590   塩体源水・デベリ   総か土車   大芝出場所   丘島市安佐南区東原1丁目   丘島市   76,000~80300   590   塩体源水・デベリ   総か土車   大芝出場所   丘島市安佐南区東原1丁目   丘島市   76,000~80300   590   塩体源水・デベリ   総か土車   大芝出場所   丘島市安佐南区東原1丁目   丘島市   106,000~108,700   100   (退防評組金機)   月/翰   大芝出場所   丘島市安佐南区東野1丁目   丘島市   106,000~108,700   200   選水   月/翰   大芝出場所   丘目   大芝出場所   丘島市安佐南区東野1丁目   丘島市   106,000~108,700   200   選水   月/翰   大芝出場所   丘島市安佐南区東野1丁目   丘島市   106,000~108,700   200   選水   月/翰   大芝出場所   丘目   大芝出場所   丘島市安佐南区東野1丁目   丘島市   116,000~118,000   200   選水   月/翰   大芝出場所   丘目   106,000~118,000   200   選水   月/翰   大芝出場所   丘目   106,000~118,000   200   選水   月/翰   大芝出場所   丘島市安佐南区用内91丁目   丘島市   118,000~118,000   100   選水   月/翰   大芝出場所   丘島市安佐南区用内91丁目   丘島市   126,730~138,600   200   選水   月/翰   大芝出場所   丘島市安佐市区用内91丁目   丘島市   126,730~138,600   200   選水   月/翰   大芝出場所   丘島市安佐市区田口1丁目   丘島市   126,000   118,000   100   選水   月/翰   大芝出場所   丘田1   106,000   118,000   118,000   118,000   118,000   118,000   118,000   118,000   118,000   118,000   118,000   118,000   118,000   118,000   118,000   118,000   118,000   118,000   118,000   118,000   118,000   118,000   118,000   118,000   38,000   38,000   38,000   38,000   38,000   38,000   38,000   38,000   38,000   38,000   38,000   38,000   38,000   38,000   38,000   38,000   38,000   38,000   38,000   38,000   38,000   38,000   38,000   38,000   38,000   38,000   38,000   38,000   38,000   38,000   38,000   38,000   38,000   38,000   38,000   38,000   38,000   38,000   38,000   38,000   38,000   38,000   38,000   38,000   38,000   38,000   38,000   38,000   38,000   38,000   38,000   38,000   38,000   38,000   38,000   38,000   38,000   38,000   38,000   38,000   38,000   38,000   38,000   38,000   38,000   38,000   38,000   38,000   38,000   38,000   38,000   38	場果西部建設事務所
16   大田川   右   延世姫瀬州   日   広島市安佐州区西部3丁目、西海汀日   広島市   7K730~8K000   270   選水   月/輪   大芝出場所   丘島市   7K300~8K730   590   塔体漏水   月/輪   大芝出場所   丘島市   7K300~8K730   590   塔体漏水・すべり   貼か土泉   大芝出場所   丘島市   7K300~8K730   590   塔体漏水・すべり   貼か土泉   大芝出場所   丘島市   10K100~10K200   100   (選防部島検)   月/輪   大芝出場所   丘島市   10K100~10K200   100   選本   月/輪   大芝出場所   丘島市   11K100~11K700   100   3本   月/輪   大芝出場所   丘島市   12K1500~10K200   100   選本   月/輪   大芝出場所   丘島市   12K1500~10K200   100   20K130   100   20K130   100   20K130   100   20K130   100   20K130	易県西部建設事務所
18   太田川   右   基礎地盤編水   A   広島市安佐南区東野1丁目   広島市   10K100~10K700   100   選水   月/輪   大芝出張所   丘島市安佐南区東野1丁目   広島市   10K100~10K700   200   選水   月/輪   大芝出張所   丘島市安佐南区東野1丁目   広島市   10K100~11K700   200   選水   月/輪   大芝出張所   丘岩市   10K100~11K700   200   選水   月/輪   大芝出張所   丘岩市安佐南区   10K100~11K700   200   選水   月/輪   大芝出張所   丘岩市安佐市区   10K100~11K700   200   選水   月/輪   大芝出張所   丘岩市安佐市区   10K100~11K700   200   選水   月/輪   大芝出張所   丘岩市安佐南区   10K100~11K700   200   選水   月/輪   大芝出張所   丘岩市安佐市区   10K100~11K700   200   選水   月/輪   大芝出張所   丘岩市安佐北区   10H100   100   選水   月/輪   大芝出張所   丘岩市安佐北区   10H100   100   選水   月/輪   大芝出張所   丘岩市安佐北区   10H100   100   選水   月/輪   大芝出張所   丘岩市安佐北区   10H100   10H100   200   選水   月/輪   大芝出張所   丘岩市安佐北区   10H100   10H100   200   選水   月/輪   大芝出張所   丘岩市安佐北区   10H100   10H1000   200   選水   月/輪   大芝出張所   丘島市安佐北区   10H100   10H100   200   選水   月/輪   大芝出張所   丘島市安佐北区   10H100   10H1000   200   選水   月/輪   大芝出張所   丘島市安佐北区   10H100   10H1000   200   選水   月/輪   大芝出張所   丘島市安佐北区   10H1000   200   選水   月/輪   大芝出張   八本   10H1000   200   選水   八本   10H1000   200   200   200   200   200   200   200   200   200   200   200   200   200   200   200   200   200   200   200   200   200   200   200   200   200   200   200   200   200   200   200   200   200   200   200   200   200   200   200   200   200   200   200   200   200   200   200   200   200   200   200   200   200   200   200   20	8県西部建設事務所
18   大田川   古   基礎地盤編末   A   広島市安佐南区東野1丁目   広島市   10K100-10K200   100   選水   月/翰   大芝出張所   丘島市安佐南区東野1丁目   広島市   10K100-10K200   100   (退防評組点検)   月/翰   大芝出張所   丘岩   大芝出張所   丘岩   大芝出張所   丘島市安佐南区東野1丁目   広島市   10K100-10K200   100   (退防評組点検)   月/翰   大芝出張所   丘岩   大芝出張所   丘温   大芝出張所   丘岩   大芝出張所   丘岩   大芝出張所   丘岩   大芝出張所   丘岩   大芝出張所   丘温   大芝出張所   丘島   大芝工   大芝工	
19   太田   右   基礎地盤編木   要   広島市安佐南区東野1丁目   広島市   10K100~10K200   100   (退防詳組成検)   月/翰   大芝出張所   丘岳市安佐南区東野1丁目   広島市   10K100~10K200   200   選水   月/翰   大芝出張所   丘岳市安佐南区東野1丁目   広島市   10K700~10K700   200   選水   月/翰   大芝出張所   丘岳市安佐南区東野1丁目   広島市   10K700~10K700   200   選水   月/翰   大芝出張所   丘岳市安佐南区東野3丁目、川内1丁目   広島市   11K160~11K700   540   埋休漏水・すべり   城の土田   大芝出張所   丘岳市安佐南区川内3丁目   広島市   11K160~11K700   540   埋休漏水・月/翰   大芝出張所   丘岳市安佐南区川内3丁目   広島市   11K160~11K700   540   埋休漏水・すべり   城の土田   大芝出張所   丘岳市安佐南区川内3丁目   広島市   12K730~12K500   100   選水   月/翰   大芝出張所   丘岳市安佐南区川内6丁目   八木丁目   12K30~13K600   870   埋休漏水・すべり   城の土田   大芝出張所   丘岳市   12K730~13K600   870   埋休漏水・月/翰   大芝出張所   丘石市安佐市区川内6丁目   八木丁目   広島市   12K730~13K600   870   選水   月/翰   大芝出張所   丘石市安佐市区川内6丁目   八木丁目   広島市   12K730~13K600   870   選水   月/翰   大芝出張所   丘岳市安佐市区川内6丁目   八木丁目   広島市   12K730~13K600   870   選水   月/翰   大芝出張所   丘岳市安佐市区口田7丁目   広島市   11K600~11K600   100   選水   月/翰   大芝出張所   丘石市安佐市区口田7丁目   広島市   11K600~11K600   100   選水   月/翰   大芝出張所   丘石田7丁目   丘島市   11K600~11K600   100   選水   月/翰   大芝出張所   丘石田7丁目   丘島市安佐市区口田7丁目   丘島市   11K600~11K600   100   選水   月/翰   大芝出張所   丘岳市安佐市区口田7丁目   丘田7丁目   丘島市   11K600~11K600   100   選水   月/翰   大芝出張所   丘岳市安佐市区口田7丁目   丘島市   11K600~11K600   100   選水   月/翰   大芝出張所   丘岳市安佐市区内田7丁目   丘島市   11K600~11K600   100   選水   月/翰   大芝出張所   丘岳市安佐市区内田7丁目   丘島市   11K600~11K600   100   選水   月/翰   大芝出張所   丘岳市安佐市区内田7丁目   丘島市   11K600~11K600   100   選水   月/翰   大芝出張所   丘岳市安佐市区市日7日   丘島市   11K600~11K600   100   選水   月/翰   大芝出張所   丘島市   11K600~11K600   100   選水   月/翰   11K	県西部建設事務所
20   太田川   古   基礎地盤漏水   日   広島市安佐南区東野1丁目   広島市   10K500~10K500   200   選水   月ノ輪   大芝出張所   広島市   10K500~10K500   200   選水   月ノ輪   大芝出張所   広島市   10K700~10K500   200   選水   月ノ輪   大芝出張所   広島市   10K700~11K500   200   選水   月ノ輪   大芝出張所   広島市   11K400~11K500   200   選水   月ノ輪   大芝出張所   広島市   12K750~12K500   200   選水   月ノ輪   大芝出張所   広島市   12K750~13K500   200   選水   月ノ輪   大芝出張所   広島市   12K730~13K500   11K500~11K500   1100   選水   月ノ輪   大芝出張所   広島市   12K730~13K500   200   選水   月ノ輪   大芝出張所   広島市   12K730~13K500   200   選水   月ノ輪   大芝出張所   丘島市   12K730~14K500   200   24k7編水・すべり   線か土線   大芝出張所   丘島市   14K730~14K500   200   24k7編米・すべり   240+12   7旬出張所   丘島市   14K750~14K500   200   24k7編米・すべり   240+12   7旬出張	· 県西部建設事務所
21   太田川 右   基礎地盤編末   B   広島市安佐南区東野3TB、川内1TB   広島市   10K700~10K900   200   選水   月/輪   大芝出張所   広島市安佐南区東野3TB、川内1TB   広島市   11K160~11K700   540   堤体漏水・すべり   扱か土電   大芝出張所   広島市   11K160~11K700   540   堤体漏水・すべり   扱か土電   大芝出張所   広島市   元之出張所   広島市   元之に表記し   元之に表示   元之に表記し   元之に表記し   元之に表記し   元之に表記し   元之に表記し   元之に表記し   元之に表記し   元とに表記し	
22   大田川 右   堤体漏水 B   広島市安佐南区川内3丁目   広島市   11K160~11K700   540   堤体漏水・すべり   福み主意   大芝出張所   丘名・大芝出張所   丘名・大芝出張市   丘名・大芝出張所   丘名・大芝出張の   丘名・大芝出張所   丘名・大芝出張の   丘名・大芝出張の   丘名・大芝出張の   丘名・大芝出張の   丘名・大芝出張の   七米和・ナーリ   石・大芝出張の   日・大田・大工・大芝出張の   11K400~14K800   600   堤体漏水・ナーリ   石・大芝出張の   千米和・ナーリ   石・大工・大芝出張の   丘・大田・大工・大工・大工・大工・大工・大工・大工・大工・大工・大工・大工・大工・大工・	· 県西部建設事務所
23   太田川   右   基礎地盤漏水   A   広島市安佐南区川内3丁目   広島市   11K400~11K800   100   漏水   月/輪   大芝出張所   丘名   九田川   右   基礎地盤漏水   A   広島市安佐南区川内6丁目   広島市   12K730~13K600   870   堤体漏水・すべり   積み土室   大芝出張所   丘名   大工工工   大芝出張所   丘名   大工工   大工   大工工   大工工   大工   大工工   大工工   大工   大工工   大工	· 県西部建設事務所
23-2   大田川 右   基礎地盤漏水   A   広島市安佐南区川内の丁目   広島市   12K730~13K800   870   堤体漏水・すべり   観み土電   大芝出張所   丘島市   七大芝出張所   丘島市   七大〇〇~14K830   600   七大田木・オ・リ   日本・大芝出張所   丘島市   七大〇〇~14K830   600   七大田木・オ・リ   日本・大芝	場県西部建設事務所
24   太田川 右   退体漏水 B   広島市安佐東区川内6丁目、八木1丁目   広島市   12K730~13K800   870   退体漏水・すべり   福み土車   大芝出張所   丘島市   12K730~13K800   870   週水   月/輪   大芝出張所   丘島市   丘	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
25   大田川   古   基礎地盤漏水   日   広島市安佐北区口田1丁目   広島市   12K730~13K600   870   漏水   月/翰   大芝出張所   広島市   元本11K500~11K600   100   漏水   月/翰   大芝出張所   広島市   元本11K500~11K600   100   漏水   月/翰   大芝出張所   広島市安佐北区口田1丁目   広島市   11K500~11K600   100   漏水   月/翰   大芝出張所   広島市安佐北区口田2丁目   広島市   11K600~11K800   200   漏水   月/翰   大芝出張所   広島市安佐北区口田2丁目   広島市   11K600~11K800   1100   漏水   月/翰   大芝出張所   広島市安佐北区口田2丁目   広島市   11K800~12K900   1,100   漏水   月/翰   大芝出張所   広島市安佐北区口田2丁目   広島市   11K800~12K900   1,100   漏水   月/翰   大芝出張所   広島市安佐北区口田2丁目   広島市   11K400~12K900   500   堤体漏水・すべり   積み土乗   大芝出張所   広島市安佐北区口田2丁目   広島市   13K400~14K000   600   堤体漏水・すべり   積み土乗   大芝出張所   広島市安佐北区落合2丁目   広島市   14K200~14K800   600   堤体漏水・すべり   積み土車   可能出張所   丘名市安佐北区落合2丁目   広島市   14K200~14K800   600   堤体漏水・すべり   積み土車   可能出張所   丘名市安佐北区落台2丁目   広島市   14K500~14K850   300   木頂丘   可能出張所   丘名市安佐北区京台2丁目   広島市   14K500~14K850   300   木頂し   可能出張所   丘	- 県西部建設事務所
26   大田川   左   基礎地盤漏水   日   広島市安佐北区口田1丁目   広島市   11K500~11K500   100   漏水   月/輪   大芝出張所   広島市安佐北区口田1丁目   広島市   11K500~11K500   200   漏水   月/輪   大芝出張所   広島市安佐北区口田1丁目   広島市   11K600~11K500   200   漏水   月/輪   大芝出張所   広島市安佐北区口田1丁目~口田2丁   広島市   11K600~12K900   1.100   漏水   月/輪   大芝出張所   広島市安佐北区口田1丁目~口田2丁   広島市   11K600~12K900   1.100   漏水   月/輪   大芝出張所   広島市安佐北区口田1丁目~口田2丁   広島市   11K400~12K900   500   境体漏水   月/輪   大芝出張所   広島市安佐北区日本1丁目、口田5丁目   広島市   12K400~12K900   500   境体漏水・すべり   積み土乗   大芝出張所   広島市安佐北区落合2丁目   広島市   13K400~14K800   600   境体漏水・すべり   積み土乗   大芝出張所   広島市安佐北区落合2丁目   広島市   14K200~14K800   600   境体漏水・すべり   積み土車   大芝出張所   丘名市安佐北区落合2丁目   広島市   14K200~14K800   600   境体漏水・すべり   積み土車   可能出張所   丘名市安佐北区落合2丁目   広島市   14K500~14K850   300   水価部   木流し   可能出張所   丘名・水香・洗掘   日本・水香・洗掘   日本・水香・洗掘   日本・大売し   可能出張所   丘名・水香・洗掘   日本・大売し   可能出張所   丘名・大売日   日本・大売日   日	- 県西部建設事務所
27   大田川   左   基礎地盤漏水   A   広島市安佐北区口田2丁目   広島市   11K600~11K800   200   漏水   月/輪   大芝出張所   丘   元息市安佐北区口田2丁目   広島市   11K800~12K900   1.100   漏水   月/輪   大芝出張所   丘   元息   元息   元息   元息   元息   元息   元息	- 県西部建設事務所
23   大田川   左   基礎地盤漏水   日   広島市安佐北区口田2丁目   広島市   11K800~12K900   1.100   漏水   月/軸   大芝出張所   丘   11K800~12K900   1.100   漏水   月/軸   大芝出張所   丘   12K400~12K900   1.100   漏水   月/軸   大芝出張所   丘   12K400~12K900   1.100   湯水   12K400~12K900   1.100   場外土乗   大芝出張所   丘   12K400~14K800   12K4000~14K800   12K4000~14K800   12K4000~14K800   12K4000~14K800   12K4000~14K800   12K40	県西部建設事務所
29   大田川 左   塩体漏水   B   広島市安佐北区口田2丁目、口田5丁目   広島市   12K400~12K900   500   堤体漏水・すべり   積み土象   大芝出張所   広島市   13K400~14K900   600   堤体漏水・すべり   積み土象   大芝出張所   広島市   13K400~14K900   600   堤体漏水・すべり   積み土象   大芝出張所   広島市   14K200~14K900   600   堤体漏水・すべり   積み土象   大芝出張所   広島市   14K200~14K900   600   堤体漏水・すべり   積み土象   可部出張所   広島市   14K500~14K850   300   水価部   水流し   可部出張所   広島市   14K500~14K850   300   水価部   木流し   可部出張所   広島市   14K500~14K850   300   大価格の   木流し   可能出張所   広島市   14K500~14K850   300   大価部   大流し   可能出張所   広島市   14K500~14K850   300   大価部   大流し   可能出張所   広島市   14K500~14K850   300   大価部   大流し   可能出張所   広島市   14K500~14K850   300   大流山   14K500~14K850   300   14K500   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300	- 県西部建設事務所
30   太田川   左   堤体漏水   B   広島市安佐北区落合2丁目   広島市   13K400~14K000   600   堤体漏水・すべり   橋か土乗   大芝出張所   広島市   14K200~14K800   600   堤体漏水・すべり   稲か土乗   可部出張所   広島市   14K200~14K800   600   堤体漏水・すべり   稲か土車   可部出張所   広島市   14K500~14K850   300   水雨部   水流し   可部出張所   広島市   14K500~14K850   300   水面部   水流し   可能出張所   広島市安佐北区玖村   広島市   14K500~14K850   300   水面部   水流し   可能出張所   広島市   14K500~14K850   300   水面部   水流し   可能出張所   広島市安佐北区玖村   14K500~14K850   300   14K500   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300   300	- 県西部建設事務所
31   太田   左   堤体漏水   B   広島市安佐北区落合2丁目   広島市   14K200~14K800   600   堤体漏水・すべり   積み土蔵   可部出張所   広島   元   元   元   元   元   元   元   元   元	易県西部建設事務所
32   太田川   左   水衝・洗腮   B   広島市安佐北区玖村   広島市	- 県西部建設事務所
32 太田川 左 水質・洗泥 B IAS中女佐北区以行 IAS中 14K50U~14K85U 30U (高水寇岸無L) 不流し 可部田張所 IA	- 県西部建設事務所
33   大田     大   提体導水   B   広島市学佐北区京部南1丁日   広島市   152/000~152/400   400   提体導水・オペリ   152/12   京が上来   京が出現に   2	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	- 県西部建設事務所
本日   左 基礎地盤漏水     広島市安佐北区可部南1丁目、可部南3	- 県西部建設事務所
35         太田川         左         工作物         B         太田川橋         広島市         16K023         桁下高不足         可部出張所         広	県西部建設事務所
36         太田川         左         越水(溢水)         B         広島市安佐北区可部1丁目         広島市         17K800~18K000         200         堤防高不足         積み土蚕         可部出張所         広	県西部建設事務所
37         太田川         左         堤体漏水         B         広島市安佐北区亀山1丁目         広島市         18K200~18K400         200         断面不足         積み土衰         可部出張所         広	易県西部建設事務所
38         太田川         左         越水(溢水)         B         広島市安佐北区亀山南1丁目         広島市         18K400~19K000         600         堤防高不足         積み土業         可能出張所         広島市	易県西部建設事務所
39 太田川 左 堤体漏水 A 広島市安佐北区亀山南1丁目 広島市 18K400~18K800 400 断面不足 積み土薬 可部出張所 広	易県西部建設事務所
40         太田川         左         越水(溢水)         B         広島市安佐北区亀山南1丁目         広島市         19K400~19K500         100         堤防島不足         積み土菱         可部出張所         広	- 県西部建設事務所
41 太田川 左 越水(溢水) A 広島市安佐北区可部町柳瀬 広島市 19K800~20K550 750 堤防高不足 積み土業 可部出張所 広	易県西部建設事務所
42         太田川         左         堤体漏水         B         広島市安佐北区可部町柳瀬         広島市         20K900~21K350         550         断面不足         積み土菱         可部出張所         広	場県西部建設事務所
43 太田川 左 越水(溢水) A 広島市安佐北区可部町柳瀬 広島市 21K0~21K900 900 堤防高不足 積み土蚕 可部出張所 広	
44         太田川         左 越水(溢水)         B 広島市安佐北区可部町今井田         広島市         22K950~23K600         650         堤防高不足         積み土業         可部出張所         広島市	易県西部建設事務所

図面 対象 番号	河川名	左右 岸の 別	種別	重要度	地点名	水防管理団 体 又は 施設管理者	区間	延長	重要理由	工法	担当出張所	県担当 事務所
46	太田川	左	越水(溢水)	В	広島市安佐北区可部町今井田	広島市	24K0~24K200	(m) 200	堤防高不足	積み土蚕	可部出張所	広島県西部建設事務所
47	太田川	左	越水(溢水)	В	広島市安佐北区可部町今井田	広島市	24K200~24K400	200	堤防高不足	積み土義	可部出張所	広島県西部建設事務所
48	太田川	左	越水(溢水)	A	広島市安佐北区可部町大野	広島市	25K600~25K800	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
49	太田川	左	越水(溢水)	В	広島市安佐北区可部町大野	広島市	25K800~26K0	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
50	太田川	左	越水(溢水)	A	広島市安佐北区可部町大野	広島市	26K0~26K200	200	堤防高不足	積み土義	可部出張所	広島県西部建設事務所
51	太田川	左	工作物	В	共栄橋	広島市	26K217		桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
52	太田川	左	越水(溢水)	A	広島市安佐北区可部町中河内	広島市	26K800~27K0	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
53	太田川	左	越水(溢水)	В	広島市安佐北区可部町中河内	広島市	27K200~27K400	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
54	太田川	左	越水(溢水)	В	広島市安佐北区安佐町姫瀬	広島市	28K200~28K400	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
55	太田川	左	越水(溢水)	В	広島市安佐北区安佐町姫瀬・飯室	広島市	28K600~29K800	1,200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
56	太田川	左	堤体漏水	В	広島市安佐北区安佐町姫瀬・飯室	広島市	28K800~30K0	1,200	断面不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
57	太田川	左	工作物	A	壬辰橋	広島市	29K219		析下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
58	太田川	左	工作物	A	長沢梧	広島市	30K638		径間長不足 桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
59	太田川	左	越水(溢水)	В	広島市安佐北区安佐町宇津	広島市	30K400~30K750	350	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
60	太田川	左	越水(溢水)	В	広島市安佐北区安佐町油木	広島市	31K0~31K100	100	堤防高不足	積み土薬	可部出張所	広島県西部建設事務所
61	太田川	左	越水(溢水)	A	広島市安佐北区安佐町油木	広島市	31K600~31K800	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
62	太田川	左	越水(溢水)	В	広島市安佐北区安佐町布	広島市	32K400~32K600	200	堤防高不足	精み土蚕	可部出張所	広島県西部建設事務所
63	太田川	左	越水(溢水)	В	広島市安佐北区安佐町布	広島市	32K600~32K800	200	堤防高不足	積み土薬	可部出張所	広島県西部建設事務所
64	太田川	左	越水(溢水)	A	広島市安佐北区安佐町布	広島市	32K800~33K000	200	堤防高不足	積み土棄	可部出張所	広島県西部建設事務所
65	太田川	左	工作物	В	大川橋	広島市	32K945	200	桁下高不足	頂が上級	可部出張所	広島県西部建設事務所
66	太田川	左	越水(溢水)	В	広島市安佐北区安佐町布	広島市	33K400~33K600	200	径間長不足 堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
67	太田川		越水(溢水)	В	広島市安佐北区安佐町布	広島市	34K400~34K600	200	堤防高不足	積み土裏	可部出張所	広島県西部建設事務所
68	太田川	左		В			35K600~36K100	500		積み土蚕		
69	太田川	左	越水(溢水)	В	広島市安佐北区安佐町小浜	広島市	35K800~36K100	300	堤防高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
		左	堤体漏水	В	広島市安佐北区安佐町小浜	広島市			断面不足	積み土義	可部出張所	広島県西部建設事務所
70	太田川	左	越水(溢水)		広島市安佐北区安佐町小河内	広島市	36K600~36K800	200	堤防高不足 桁下高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所 広島県西部建設事務所
71	太田川	左	工作物	В	宇賀大橋	広島市	36K698		径間長不足 場防高不足	27 1. 1. 1/2	可部出張所	広島県西部建設事務所
72	太田川	左	越水(溢水)	В	広島市安佐北区安佐町小河内	広島市	36K800~36K850	50		積み土義	可部出張所	
73	太田川	左	工作物	В	太田川第一橋梁(旧JR可部線)	広島市	36K813 14K200~15K380	4400	径間長不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
	太田川	右	堤体漏水	-	広島市安佐南区八木5丁目、八木9丁目	広島市		1,180	堤体漏水・すべり	積み土薬	74-24-7	広島県西部建設事務所
75	太田川	右	基礎地盤漏水	В	広島市安佐南区八木9丁目、八木8丁目	広島市	15K750~16K170	420	漏水	月/輪	可部出張所	広島県西部建設事務所
76	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐南区八木町	広島市	17K200~17K800	600	堤防高不足	積み土妻	可部出張所	広島県西部建設事務所
77	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐南区八木町	広島市	17K800~19K800	2,000	堤防高不足	積み土薬	可部出張所	広島県西部建設事務所
78	太田川	右	越水(溢水)	В	広島市安佐北区可部町筒瀬	広島市	21K800~22K400	600	堤防高不足	積み主義	可部出張所	広島県西部建設事務所
79	太田川	右	越水(溢水)	В	広島市安佐北区可部町筒瀬	広島市	22K400~22K600	200	堤防高不足	積み土薬	可部出張所	広島県西部建設事務所
80	太田川	右	越水(溢水)	В	広島市安佐北区可部町筒瀬	広島市	22K600~22K850	250	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
81	太田川	右	越水(溢水)	В	広島市安佐北区可部町宮野	広島市	25K200~25K400	200	堤防高不足	積み土義	可部出張所	広島県西部建設事務所
82	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐北区可部町宮野	広島市	25K400~25K800	400	堤防高不足	積み土義	可部出張所	広島県西部建設事務所
83	太田川	右	越水(溢水)	В	広島市安佐北区可部町宮野	広島市	25K800~25K900	100	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
84	太田川	右	越水(溢水)	Α	広島市安佐北区可部町後山	広島市	26K500~26K800	300	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
85	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐北区可部町川平	広島市	27K400~27K800	400	堤防高不足	積み土義	可部出張所	広島県西部建設事務所
86	太田川	右	越水(溢水)	В	広島市安佐北区可部町川平	広島市	27K800~28K200	400	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
87	太田川	右	堤体漏水	В	広島市安佐北区可部町川平	広島市	27K800~28K200	400	断面不足	積み土養	可部出張所	広島県西部建設事務所
88	太田川	右	越水(溢水)	В	広島市安佐北区可部町毛木	広島市	28K500~29K400	900	堤防高不足	積み土養	可部出張所	広島県西部建設事務所
89	太田川	右	堤体漏水	A	広島市安佐北区可部町毛木	広島市	29K0~29K100	100	断面不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
90	太田川	右	越水(溢水)	Α	広島市安佐北区可部町毛木	広島市	29K400~29K600	200	堤防高不足	積み土養	可部出張所	広島県西部建設事務所
91	太田川	右	越水(溢水)	В	広島市安佐北区可部町長沢	広島市	30K400~30K600	200	堤防高不足	積み土養	可部出張所	広島県西部建設事務所
92	太田川	右	越水(溢水)	Α	広島市安佐北区可部町長沢	広島市	30K600~30K800	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所

図面 対象 番号	河川名	左右 岸の 別	種別	重要度	地点名	水防管理団 体 又は 施設管理者	区間	延長	重要理由	工法	担当 出張所	県担当 事務所
93	太田川	右	越水(溢水)	В	広島市安佐北区可部町岩宿	心 成 自 理 有	31K400~31K800	(m) 400	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
94	太田川	右	越水(溢水)		広島市安佐北区可部町岩宿	広島市	31K800~32K200	400	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
95	太田川	右	越水(溢水)		広島市安佐北区可部町岩宿	広島市	32K200~32K400	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
96	太田川	右	越水(溢水)		広島市安佐北区安佐町川井	広島市	32K700~32K900	200	堤防高不足	積み土豪	可部出張所	広島県西部建設事務所
97	太田川	右	堤体漏水		広島市安佐北区安佐町川井	広島市	32K700~32K900	200	断面不足	積み土薬	可部出張所	広島県西部建設事務所
98	太田川	右	越水(溢水)		広島市安佐北区安佐町間野平	広島市	33K400~34K0	600	堤防高不足	結み十書	可部出張所	広島県西部建設事務所
99	太田川	右	越水(溢水)		広島市安佐北区安佐町野冠	広島市	34K600~34K800	200	堤防高不足	積み土棄	可部出張所	広島県西部建設事務所
100	太田川	右	越水(溢水)		広島市安佐北区安佐町野冠	広島市	34K800~35K000	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
101	太田川	右	越水(溢水)		広島市安佐北区安佐町鹿之巣	広島市	37K000~37K200	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
102	太田川	右	越水(溢水)		広島市安佐北区安佐町追崎	広島市	37K900~38K200	300	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
103	太田川	右	越水(溢水)		広島市安佐北区安佐町追崎	広島市	38K200~38K400	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
104	太田川	右	越水(溢水)		広島市安佐北区安佐町追崎	広島市	38K400~38K600	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
105	太田川	右	越水(溢水)		広島市安佐北区安佐町追崎	広島市	38K600~38K800	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
106	太田川	右	越水(溢水)	В	広島市安佐北区安佐町追崎	広島市	39K0~39K200	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
107	太田川	右	越水(溢水)	Α	広島市安佐北区安佐町追崎	広島市	39K200~39K500	300	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
108	太田川	右	越水(溢水)	В	広島市安佐北区安佐町多良後	広島市	40K200~40K400	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
109	太田川	右	越水(溢水)	Α	広島市安佐北区安佐町多良後	広島市	40K400~40K500	100	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
110	太田川	左	越水(溢水)	В	山県郡安芸太田町穴字来見	安芸太田町	39K600~40K050	450	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
111	太田川	左	工作物	В	太田川第二橋梁(旧JR可部線)	広島市	39K960		径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
112	太田川	左	越水(溢水)	Α	山県郡安芸太田町穴字船場	安芸太田町	40K300~40K600	300	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
113	太田川	左	工作物	В	太田川第三橋梁(旧JR可部線)	広島市	41K812		析下高不足 径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
114	太田川	左	越水(溢水)	В	山県郡安芸太田町穴字澄合	安芸太田町	43K400~43K600	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
115	太田川	左	工作物	В	太田川第四橋梁(旧JR可部線)	広島市	44K710		析下高不足 径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
116	太田川	左	越水(溢水)	В	広島市佐伯区湯来町宇佐	広島市	45K000~45K400	400	堤防高不足	積み土寮	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
117	太田川	左	堤体漏水	В	広島市佐伯区湯来町宇佐	広島市	45K600~45K700	100	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
118	太田川	左	工作物	В	津伏橋	広島市	45K894		桁下高不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
119	太田川	左	堤体漏水	В	広島市佐伯区湯来町久日市	広島市	46K100~47K600	1,500	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
120	太田川	左	越水(溢水)	В	広島市佐伯区湯来町久日市	広島市	46K400~46K600	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
121	太田川	左	越水(溢水)		広島市佐伯区湯来町久日市	広島市	46K600~47K0	400	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
122	太田川	左	越水(溢水)		広島市佐伯区湯来町久日市	広島市	47K000~47K200	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
123	太田川	左	工作物		安水梧	広島県	47K493		析下高不足	D. 7 - D.	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
124	太田川	左	工作物		大前橋	広島市	47K540		析下高不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
	大阪連右岸送路							200	径間長不足	<b>2</b> 7. 上市		
125		左	越水(溢水)		広島市佐伯区湯来町大前	広島市	47K600~47K800	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
126	大氣栗台岸透路	左	堤体漏水		広島市佐伯区湯来町大前	広島市	47K600~48K0	400	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
127	大前原若岸流路	左	越水(溢水)		広島市佐伯区湯来町大前	広島市	47K800~48K0	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
128	太田川	左	越水(溢水)		山県郡安芸太田町坪野	安芸太田町	48K400~48K600	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
129	太田川	左	越水(溢水)		山県郡安芸太田町坪野	安芸太田町	48K600~49K0	400	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
130	太田川	左	堤体漏水	В	山県郡安芸太田町坪野	安芸太田町	48K800~49K100	300	断面不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
131	太田川	左	越水(溢水)	В	山県郡安芸太田町坪野	安芸太田町	49K0~49K100	100	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
132	太田川	左	工作物	В	太田川第五橋梁(旧JR可部線)	安芸太田町	49K143		径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
133	太田川	左	工作物	В	吉ヶ瀬橋	中国電力	49K282		析下高不足 径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
134	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町坪野字光石	安芸太田町	49K800~50K000	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
135	太田川	左	越水(溢水)	В	山県郡安芸太田町坪野宇附地	安芸太田町	51K200~51K400	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
136	太田川	左	越水(溢水)	А	山県郡安芸太田町坪野字附地	安芸太田町	51K400~51K800	400	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
137	太田川	左	越水(溢水)	В	山県郡安芸太田町坪野字附地	安芸太田町	51K800~51K900	100	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
138	太田川	左	工作物	В	筒質梧	広島県	51K904		析下高不足 径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
139	太田川	左	工作物	В	砂ケ瀬橋	安芸太田町	52K336		析下高不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所

図面 対象番号	河川名	左右 岸の 別	種別	重要度	地点名	水防管理団 体 又は 施設管理者	区間	延長 (m)	重要理由	工法	担当 出張所	県担当 事務所
140	太田川	左	越水(溢水)	В	山県郡安芸太田町坪野	安芸太田町	53K000~53K200	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
141	太田川	左	越水(溢水)	В	山県郡安芸太田町津浪	安芸太田町	53K400~53K600	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
142	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町津浪	安芸太田町	53K600~54K500	900	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
143	太田川	左	工作物	В	太田川第六橋梁(旧JR可部線)	安芸太田町	53K718		析下高不足 径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
144	太田川	左	越水(溢水)	В	山県郡安芸太田町加計宇香草	安芸太田町	55K400~55K600	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
145	太田川	左	越水(溢水)	А	山県郡安芸太田町加計字香草	安芸太田町	55K600~56K700	1,100	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
146	太田川	左	越水(溢水)	А	山県郡安芸太田町大加計字丁川, 加計, 山崎	安芸太田町	57K100~57K400	300	堤防高不足	積み土養	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
147	太田川	左	堤体漏水	А	山県郡安芸太田町大加計字丁川,加計, 山崎	安芸太田町	57K100~57K400	300	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
148	太田川	左	越水(溢水)	В	山県郡安芸太田町大加計字丁川, 加計, 山崎	安芸太田町	57K400~57K600	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
149	太田川	左	工作物	В	旭構	安芸太田町	57K482		析下高不足 径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
150	太田川	左	堤体漏水	В	山県郡安芸太田町大加計字丁川, 加計, 山崎	安芸太田町	57K800~57K900	100	断面不足	積み土養	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
151	太田川	左	越水(溢水)	Α	山県郡安芸太田町加計字木坂	安芸太田町	58K600~58K800	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
152	太田川	左	越水(溢水)	В	山県郡安芸太田町加計字木坂	安芸太田町	58K800~59K0	200	堤防高不足	積み土養	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
153	太田川	左	越水(溢水)	А	山県郡安芸太田町加計字鵜渡瀬	安芸太田町	59K200~59K400	200	堤防高不足	積み土養	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
154	太田川	左	越水(溢水)	В	山県郡安芸太田町加計字鴉渡瀬	安芸太田町	59K400~59K600	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
155	太田川	左	越水(溢水)	Α	山県郡安芸太田町加計字鶇渡瀬	安芸太田町	59K600~59K800	200	堤防高不足	積み土養	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
156	太田川	左	工作物	В	鮎ヶ平橋	安芸太田町	59K833		桁下高不足 径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
157	太田川	左	越水(溢水)	В	山県郡安芸太田町下殿河内	安芸太田町	60K400~60K600	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
158	太田川	左	越水(溢水)	А	山県郡安芸太田町下殿河内	安芸太田町	60K600~60K800	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
159	太田川	左	越水(溢水)	А	山県郡安芸太田町下殿河内	安芸太田町	61K600~61K800	200	堤防高不足	積み土養	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
160	太田川	左	工作物	В	堂見橋	広島県	61K772		桁下高不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
161	太田川	左	堤体漏水	В	山県郡安芸太田町下殿河内	安芸太田町	61K800~62K400	600	断面不足	積み土養	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
162	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町下殿河内	安芸太田町	62K400~62K600	200	堤防高不足	積み土養	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
163	太田川	左	越水(溢水)	А	山県郡安芸太田町上殿	安芸太田町	63K200~63K400	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
164	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町上殿	安芸太田町	63K400~63K900	500	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
165	太田川	左	工作物	A	上殿橋	安芸太田町	63K960		析下高不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
166	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町上殿	安芸太田町	64K000~64K200	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
167	太田川	左	越水(溢水)	В	山県郡安芸太田町上殿	安芸太田町	64K600~64K750	150	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
168	太田川	左	工作物	В	轟大橋	広島県	64K796		桁下高不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
169	太田川	左	堤体漏水	В	山県郡安芸太田町上殿	安芸太田町	64K900~65K200	300	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
170	太田川	左	工作物		恭橋梁(IBJR可部線)	安芸太田町	65K066		径間長不足	14-7-32	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
171	太田川	左	越水(溢水)	В	山県郡安芸太田町上殿	安芸太田町	65K400~66K000	600	堤防高不足	積み土豪	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
172	太田川	左左	工作物	В	山木の女女 A 田川 上版	安芸太田町	65K628		桁下高不足	·	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
172	太田川	左左	工作物	В	其角排水樋門	安芸太田町	65K680		径間長不足 管体クラック		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
173	太田川	左	越水(溢水)	В	山県郡安芸太田町	安芸太田町	66K800~67K000	200	世口側法肩部クラック	積み土養	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
175	太田川	左左	工作物	В	土居橋	中国電力	67K200	200	析下高不足	TRY/上表	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
176	太田川	左左	上TF 100 堤体漏水	В	山県郡安芸太田町土居	安芸太田町	67K600~68K0	400	径間長不足 断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
									堤防高不足			
177	太田川	左	越水(溢水)	В	山県郡安芸太田町土居 土居橋梁(旧JR可部線)	安芸太田町	67K800~68K0	200		積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
178	太田川	左	工作物	В		安芸太田町	68K010		径間長不足	60 a. J. W.		西部建設事務所安芸太田支所
179	太田川	左	堤体漏水	В	山県郡安芸太田町土居	安芸太田町	68K200~69K400	1,200	断面不足 漏水	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
180	太田川	左	基礎地盤漏水	Α	山県郡安芸太田町土居	安芸太田町	68K750~68K850	100	(実績有り) 桁下高不足	月ノ輪	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
181	太田川	左	工作物	В	グランド橋	安芸太田町	69K694		行下商不足 径間長不足 桁下高不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
182	太田川	左	工作物	В	花治山橋	安芸太田町	69K709		径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
183	太田川	左	越水(溢水)	В	山県郡安芸太田町土居宇粒谷	安芸太田町	70K100~70K300	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
184	太田川	左	堤体漏水	В	山県郡安芸太田町土居字粒谷	安芸太田町	69K900~70K200	300	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
185	太田川	左	工作物	В	小原橋	安芸太田町	70K223	-	桁下高不足 径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
186	太田川	左	工作物	В	遊谷橋梁	JR	70K624		径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所

				Т		水防管理団						
図面 対象 番号	河川名	左右 岸の 別	種別	重要度	地点名	水が管理団 体 又は 施設管理者	区間	延長 (m)	重要理由	工法	担当 出張所	県担当 事務所
187	太田川	左	越水(溢水)	А	山県郡安芸太田町上本郷	安芸太田町	70K800~71K0	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
188	太田川	左	工作物	В	明神橋	安芸太田町	70K839	-	析下高不足 径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
189	太田川	右	越水(溢水)	В	山県郡安芸太田町穴字津都見	安芸太田町	41K600~41K900	300	堤防高不足	積み土衰	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
190	太田川	右	堤体漏水	А	山県郡安芸太田町穴字津都見	安芸太田町	41K600~41K800	200	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
191	太田川	右	越水(溢水)	А	山県郡安芸太田町穴字津都見	安芸太田町	41K900~42K800	900	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
192	太田川	右	堤体漏水	А	山県郡安芸太田町穴宇津都見	安芸太田町	41K900~43K0	1,100	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
193	太田川	右	越水(溢水)	В	山県郡安芸太田町穴字程原	安芸太田町	44K0~44K100	100	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
194	太田川	右	越水(溢水)	А	山県郡安芸太田町穴字程原	安芸太田町	44K100~44K600	500	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
195	太田川	右	堤体漏水	В	山県郡安芸太田町穴字程原	安芸太田町	44K100~44K700	600	(護岸老朽)		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
196	太田川	右	堤体漏水	А	山県郡安芸太田町穴字程原	安芸太田町	44K400~44K700	300	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
197	太田川	右	越水(溢水)	В	山県郡安芸太田町穴字程原	安芸太田町	44K600~44K700	100	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
198	太田川	右	越水(溢水)	В	広島市佐伯区湯来町津伏	広島市	45K400~45K700	300	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
199	太田川	右	堤体漏水	В	広島市佐伯区湯来町津伏	広島市	45K700~46K200	500	断面不足	積み土豪	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
200	太田川	右	越水(溢水)	В	広島市佐伯区湯来町津伏	広島市	46K200~46K400	200	堤防高不足	積み土裹	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
201	太田川	右	越水(溢水)	В	広島市佐伯区湯来町小原	広島市	47K200~47K400	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
202	太田川	中州	基礎地盤漏水	A	広島市佐伯区湯来町大前	広島市	安水橋より上流に向かって本川側	240	漏水(実績有り)	月ノ輪	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
203	太田川	右	堤体漏水	A	広島市佐伯区湯安町大前	広島市	47K600~47K800	200	断而不足	精み土薬	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
204	太田川	右	堤体漏水	В	広島市佐伯区湯来町大前	広島市	47K800~48K0	200	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
				<u> </u>								
205	大約原右維治器	右	越水(溢水)	В	広島市佐伯区湯来町小原	広島市	47K400~47K600	200	堤防高不足	積み土義	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
206	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市佐伯区湯来町大前	広島市	48K0~48K300	300	堤防高不足	積み土養	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
207	太田川	右	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町中筒賀字吉ケ瀬	安芸太田町	49K200~49K600	400	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
208	太田川	右	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町中簡賀字向光石	安芸太田町	50K400~50K600	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
209	太田川	右	越水(溢水)	В	山県郡安芸太田町中筒賀字向光石	安芸太田町	50K600~50K850	250	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
210	太田川	右	堤体漏水	A	山県郡安芸太田町中筒賀字向光石	安芸太田町	50K600~50K850	250	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
211	太田川	右	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町中筒賀字田之尻	安芸太田町	51K550~51K800	250	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
212	太田川	右	越水(溢水)	В	山県郡安芸太田町中筒賀字田之尻	安芸太田町	51K800~51K850	50	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
213	太田川	右	越水(溢水)	В	山県郡安芸太田町中筒賀字砂ケ瀬	安芸太田町	52K200~52K400	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
214	太田川	右	堤体漏水	В	山県郡安芸太田町中筒賀字砂ケ瀬	安芸太田町	52K400~52K600	200	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
215	太田川	右	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町中筒賀字小原	安芸太田町	53K200~53K400	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
216	太田川	右	越水(溢水)	Α	山県郡安芸太田町中筒賀字辻ノ河原	安芸太田町	54K600~55K0	400	堤防高不足	積み土養	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
217	太田川	右	越水(溢水)	В	山県郡安芸太田町中筒賀字辻ノ河原	安芸太田町	55K0~55K200	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
218	太田川	右	越水(溢水)	В	山県郡安芸太田町中筒賀字遅越	安芸太田町	55K600~55K800	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
219	太田川	右	越水(溢水)	В	山県郡安芸太田町大字加計字上原	安芸太田町	58K200~58K600	400	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
220	太田川	右	越水(溢水)	В	山県郡安芸太田町加計宇木坂	安芸太田町	58K600~58K700	100	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
221	太田川	右	越水(溢水)	А	山県郡安芸太田町加計字鮎ヶ平	安芸太田町	59K400~59K800	400	堤防高不足	積み土養	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
222	太田川	右	堤体漏水	В	山県郡安芸太田町加計字鮎ヶ平	安芸太田町	59K700~60K200	500	水衝部 (護岸老朽、高不足)	木流し	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
223	太田川	右	越水(溢水)	В	山県郡安芸太田町加計字鮎ヶ平	安芸太田町	60K200~60K250	50	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
224	太田川	右	越水(溢水)	В	山県郡安芸太田町下筒賀字西調子	安芸太田町	60K600~60K800	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
225	太田川	右	越水(溢水)	А	山県郡安芸太田町下筒賀字西調子	安芸太田町	60K800~61K600	800	堤防高不足	積み土養	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
226	太田川	右	越水(溢水)	В	山県郡安芸太田町下殿河内	安芸太田町	61K600~61K700	100	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
227	太田川	右	堤体漏水	А	山県郡安芸太田町下筒賀字西調子	安芸太田町	61K600~61K700	100	断面不足	積み土養	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
228	太田川	右	越水(溢水)	А	山県郡安芸太田町下筒賀字高下	安芸太田町	62K0~62K500	500	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
229	太田川	右	堤体漏水	В	山県郡安芸太田町下筒賀字高下	安芸太田町	62K800~63K700	900	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
230	太田川	右	越水(溢水)	В	山県郡安芸太田町下筒賀字高下	安芸太田町	63K000~63K200	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
231	太田川	右	堤体漏水	В	山県郡安芸太田町中筒賀字松原	安芸太田町	64K800~65K100	300	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
232	太田川	右	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町中筒賀字正地	安芸太田町	66K600~66K800	200	堤防高不足	積み土衰	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
233	太田川	右	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町中筒賀	安芸太田町	67K200~67K400	200	堤防高不足	積み土義	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
	- Ameril		Page 27 VARE/JN/	Г.,	The second secon		2200 071,400		- ALMANA L'AE			

図面 対象番号	河川名	左右 岸の 別	種別	重要度	地点名	水防管理団 体 又は 施設管理者	区間	延長	重要理由	工法	担当出張所	県担当 事務所
234	太田川	右	堤体漏水	В	山県郡安芸太田町下本郷	ル 設 官 注 名 安芸太田町	69K400~69K600	(m) 200	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
235	太田川	右	堤体漏水	В	山県郡安芸太田町下本郷	安芸太田町	69K800~69K850	50	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
236	太田川	右	越水(溢水)	В	山県郡安芸太田町下本郷	安芸太田町	69K800~70K0	200	堤防高不足	積み土裏	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
237	太田川	右	越水(溢水)	В	山県郡安芸太田町上本郷	安芸太田町	70K400~70K600	200	堤防高不足	積み土蚕	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
238	太田川	右	堤体漏水	В	山県郡安芸太田町上本郷	安芸太田町	70K700~71K0	300	斯面不足	積み土薬	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
1	滝山川	左	工作物	В	山県 伊女会 入口町 エ 予郷 滝山川橋	広島県	0K251	300	径間長不足	似の工装	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
									桁下高不足、		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
2	中祖川	左	工作物	В	中祖橋	広島県	0K254		径間長不足	*** 1 77		
3	滝山川	左	堤体漏水	В	山県郡安芸太田町加計字天神町	安芸太田町		270	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
4	中祖川	左	工作物	В	井手ケ平橋	安芸太田町	0K600		析下高不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
5	滝山川	左	工作物	В	川北橋	安芸太田町	0K846		析下高不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
6	滝山川	右	堤体漏水	В	山県郡安芸太田町加計字天神町	安芸太田町	1K0~1K100	100	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
7	中祖川	右	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町加計字天神町	安芸太田町	0K350~0K400	50	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
1	根谷川	右	堤体漏水	В	広島市安佐北区可部南二丁目	広島市	1K200~2K000	800	堤体漏水・すべり	積み土豪	可部出張所	広島県西部建設事務所
2	根谷川	右	越水(溢水)	В	広島市安佐北区可部南二丁目	広島市	1K600~1K800	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
3	根谷川	右	越水(溢水)	В	広島市安佐北区可部二丁目	広島市	2K400~2K700 3K300~3K800	800	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
4	根谷川	右	堤体漏水	Α	広島市安佐北区可部三丁目、八丁目	広島市	3K600∼3K800 4K600∼5K000	600	断面不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
5	根谷川	右	越水(溢水)	В	広島市安佐北区可部三丁目、八丁目	広島市	3K800~5K000	1,200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
6	根谷川	左	堤体漏水	В	広島市安佐北区深川二丁目	広島市	0K000~0K200	200	堤体漏水・すべり	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
7	根谷川	左	堤体漏水	В	広島市安佐北区可部東一丁目~四丁目	広島市	1K400~3K000	1,600	堤体漏水・すべり	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
8	根谷川	左	越水(溢水)	В	広島市安佐北区可部東一丁目	広島市	1K400~1K800	400	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
9	根谷川	左	越水(溢水)	В	広島市安佐北区可部東二丁目	広島市	2K300~2K500	200	堤防高不足	積み土豪	可部出張所	広島県西部建設事務所
10	根谷川	左	越水(溢水)	В	広島市安佐北区可部東四丁目~五丁目	広島市	2K800~3K000	200	断面不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
11	根谷川	左	越水(溢水)	В	広島市安佐北区可部町大字上原	広島市	3K800~4K600	800	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
12	根谷川	左	堤体漏水	А	広島市安佐北区可部東五丁目	広島市	3K600~4K800	1,200	断面不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
13	根谷川	左	工作物	В	丸田橋	広島市	1K166	-	析下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
14	根谷川	左	工作物	В	新川橋歩道橋	広島市	2K200	-	析下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
15	根谷川	左	工作物	В	新川橋	広島市	2K200	-	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
16	根谷川	左	工作物	А	上原橋	広島市	2K881	-	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
17	根谷川	左	工作物	В	寺山橋	広島市	3K378	-	析下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
18	根谷川	左	工作物	В	高松橋	広島市	3K624	-	析下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
19	根谷川	左	工作物	А	吉田橋	広島市	4K017	-	析下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
20	根谷川	左	工作物	В	東原橋	広島市	4K650	-	析下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
1	三篠川	左	基礎地盤漏水	А	広島市安佐北区深川一丁目	広島市	-0K100~0K100 (漏水重点監視)	200	漏水(堤防詳細点検)	月ノ輪	可部出張所	広島県西部建設事務所
2	三篠川	左	基礎地盤漏水	В	広島市安佐北区深川一丁目	広島市	0K100∼0K320	220	漏水	月ノ輪	可部出張所	広島県西部建設事務所
3	三篠川	左	基礎地盤漏水	В	広島市安佐北区深川一丁目	広島市	0K380~0K500	120	漏水	月ノ輪	可部出張所	広島県西部建設事務所
4	三篠川	左	基礎地盤漏水	А	広島市安佐北区深川一丁目	広島市	0K600~0K700 (漏水重点監視)	100	漏水(堤防詳細点検)	月ノ輪	可部出張所	広島県西部建設事務所
5	三篠川	左	基礎地盤漏水	В	広島市安佐北区深川一丁目	広島市	0K700~0K900	200	漏水	月ノ輪	可部出張所	広島県西部建設事務所
5-2	三篠川	左	基礎地盤漏水	А	広島市安佐北区深川一丁目~三丁目	広島市	0K900~1K100 (温水集点数据)	200	漏水	月ノ輪	可部出張所	広島県西部建設事務所
6	三篠川	左	基礎地盤漏水	В	広島市安佐北区深川一丁目~七丁目	広島市	(漏水重点監視) 1K700~4K300	2,600	漏水(堤防詳細点検)	月ノ輪	可部出張所	広島県西部建設事務所
7-1	三篠川	左	堤体漏水		広島市安佐北区深川一丁目~七丁目	広島市	0K800~2K300	1,500	堤体漏水・すべり	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
7-2	三篠川	左	堤体漏水		広島市安佐北区深川一丁目~七丁目	広島市	2K600~4K400	1,800	堤体漏水・すべり	積み土養	可部出張所	広島県西部建設事務所
9	三篠川	左	越水(溢水)		広島市安佐北区深川七丁目	広島市	3K900~4K200	300	堤防高不足	積み土薬	可部出張所	広島県西部建設事務所
10	三篠川	左	越水(溢水)		広島市安佐北区上深川町	広島市	4K600~4K800	200	堤防高不足	積み土薬	可部出張所	広島県西部建設事務所
11	三篠川	左	越水(溢水)		広島市安佐北区上深川町	広島市	4K800~5K000	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
12	三篠川	左左	堤体漏水		広島市安佐北区上深川町	広島市	4K800~5K000	80	断面不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
13	三篠川	左	越水(溢水)	Α .	広島市安佐北区上深川町	広島市	5K400~6K400	1,000	堤防高不足	積み土養	可部出張所	広島県西部建設事務所
14	三篠川	左	堤体漏水	Α	広島市安佐北区上深川町	広島市	5K400~5K900	500	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所

						水防管理団						
図面 対象 番号	河川名	左右 岸の 別	種別	重要度	地点名	水が管理団 体 又は 施設管理者	区間	延長 (m)	重要理由	工法	担当 出張所	県担当 事務所
15	三篠川	左	堤体漏水	В	広島市安佐北区上深川町	広島市	6K100~9K200	3,100	堤体漏水・すべり	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
16	三篠川	左	越水(溢水)	Α	広島市安佐北区上深川町	広島市	7K000~7K200	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
17	三篠川	左	越水(溢水)	Α	広島市安佐北区上深川町	広島市	7K200~7K600	400	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
18	三篠川	左	越水(溢水)	В	広島市安佐北区上深川町	広島市	7K600~7K800	200	堤防高不足	積み土養	可部出張所	広島県西部建設事務所
19	三篠川	左	越水(溢水)	А	広島市安佐北区狩留家町	広島市	8K000~9K000	1,000	堤防高不足	積み土業	可部出張所	広島県西部建設事務所
20	三篠川	左	越水(溢水)	В	広島市安佐北区狩留家町	広島市	9K400~9K600	200	堤防高不足	積み土養	可部出張所	広島県西部建設事務所
21	三篠川	左	工作物	В	深川橋	広島県	0K696	-	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
22	三篠川	左	工作物	А	亀崎橋	広島市	2/000 -13	-	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
23	三篠川	左	工作物	В	亀崎梧歩道橋	広島市	2/000 -3	-	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
24	三篠川	左	工作物	Α	薬師標	広島市	2/550 -33	-	析下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
25	三篠川	左	工作物	А	横川橋	広島市	2/850+25	-	析下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
26	三篠川	左	工作物	А	陰地橋	広島市	3/700 +17	-	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
27	三篠川	左	工作物	А	JR芸備線三篠川第3橋梁	JR	4/150 +23	-	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
28	三篠川	左	工作物	A	一之瀬橋	広島県	4K266	-	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
29	三篠川	左	工作物	A	養老橋	広島市	4K874	-	析下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
30	三篠川	左	工作物	А	新島越橋	広島県	5K757	-	析下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
31	三篠川	左	工作物	А	JR芸備線三篠川第2橋梁	JR	5/800 +27	-	析下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
32	三篠川	左	工作物	А	烏越橋	広島市	5/900 +7	-	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
33	三篠川	左	工作物	A	上深川橋	広島市	6/600 -30	-	径間長不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
34	三篠川	左	工作物	A	抱岩歩道橋	広島市	7/200 -83	-	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
35	三篠川	左	工作物	A	下西橋	広島市	7K753	-	析下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
36	三篠川	左	工作物	А	西中橋	広島市	8K389	-	析下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
37	三篠川	左	工作物	A	上西橋	広島市	9K028	-	析下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
38	三篠川	右	堤体漏水	В	広島市安佐北区深川二丁目	広島市	0K000~1K400	1,400	堤体漏水・すべり	月ノ輪	可部出張所	広島県西部建設事務所
39	三篠川	右	越水(溢水)	В	広島市安佐北区深川二丁目	広島市	1K000~1K200	200	堤防高不足	積み土養	可部出張所	広島県西部建設事務所
40	三篠川	右	堤体漏水	A	広島市安佐北区深川二丁目	広島市	1K200∼1K400	200	堤体漏水	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
41	三篠川	右	越水(溢水)	В	広島市安佐北区深川四丁目	広島市	2K400~2K600	200	堤防高不足	積み土養	可部出張所	広島県西部建設事務所
42	三篠川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐北区深川四丁目	広島市	3K000∼3K100	100	堤防高不足	積み土養	可部出張所	広島県西部建設事務所
43	三篠川	右	堤体漏水	A	広島市安佐北区深川四丁目	広島市	2K600~3K060	460	断面不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
44	三篠川	右	越水(溢水)	В	広島市安佐北区上深川町	広島市	4K200∼5K000	800	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
45	三篠川	右	堤体漏水	В	広島市安佐北区上深川町	広島市	4K200~4K400	200	断面不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
46	三篠川	右	越水(溢水)	В	広島市安佐北区上深川町	広島市	5K200~5K400	200	堤防高不足	積み土妻	可部出張所	広島県西部建設事務所
47	三篠川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐北区上深川町	広島市	5K600~5K800	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
48	三篠川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐北区上深川町	広島市	6K600~6K800	200	堤防高不足	積み土豪	可部出張所	広島県西部建設事務所
49	三篠川	右	堤体漏水	В	広島市安佐北区狩留家町	広島市	7K400~9K600	2,200	堤体漏水・すべり	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
50	三篠川	右	越水(溢水)	В	広島市安佐北区狩留家町	広島市	7K600~7K800	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
51	三篠川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐北区狩留家町	広島市	7K800~9K600	1,800	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
52	三篠川	右	新堤防·破堤後	要	広島市安佐北区深川四丁目	広島市	3K100~3K400	300	新堤防	W-1-	可部出張所	広島県西部建設事務所
1	第1古川	左	·旧川跡 堤体漏水	A	広島市安佐南区中筋四丁目	広島市	2K660~3K000	340	断面不足	積み土嚢	大芝出張所	広島県西部建設事務所
2	第1古川	左	越水(溢水)	A	広島市安佐南区川内二丁目	広島市	2K800~3K000	200	堤防高不足	積み土豪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
3	第1古川	左	越水(溢水)	В	広島市安佐南区緑井六丁目	広島市	4K700~4K900	200	堤防高不足	積み土裏	大芝出張所	広島県西部建設事務所
4	第1古川	右	基礎地盤漏水	В	広島市安佐南区古市一丁目	広島市	2K080~2K500	420	湯水	月ノ輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
5	第1古川	右	堤体漏水	A	広島市安佐南区中須二丁目	広島市	2K660~3K000	340	断面不足	積み土変	大芝出張所	広島県西部建設事務所
6	第1古川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐南区中須二丁目	広島市	2K800~3K000	200	堤防高不足	積み土豪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
1	旧太田川	右	越水(溢水)	В	広島市中区江波東一丁目	広島市	C0K600~2K200	2.800	堤防高不足	精み土薬	己斐出張所	広島県西部建設事務所
2	旧太田川	右	堤体漏水	В	広島市中区江波東一丁目	広島市	C0K500~0K100	600	断面不足	積み土養	己斐出張所	広島県西部建設事務所
		$\vdash$	堤体漏水			広島市		900	断面不足			
3	旧太田川	右	堤坪湖水	В	広島市中区舟入川口町	は無印	0K500~1K400	900	町Ш个足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所

					I	-1- P4- 69: TER CO						
図面 対象 番号	河川名	左右 岸の 別	種別	重要度	地点名	水防管理団 体 又は 施設管理者	区間	延長 (m)	重要理由	工法	担当 出張所	県担当 事務所
4	旧太田川	右	堤体漏水	А	広島市中区舟入本町	広島市	2K000~2K200	200	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
5	旧太田川	右	堤体漏水	В	広島市中区舟入中町	広島市	2K200~2K500	300	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
6	旧太田川	右	堤体漏水	А	広島市中区本町二丁目	広島市	2K500~2K700	200	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
7	旧太田川	右	堤体漏水	В	広島市中区本町三丁目	広島市	2K700~2K900	200	断面不足	積み土衰	己斐出張所	広島県西部建設事務所
8	旧太田川	右	堤体漏水	В	広島市中区寺町	広島市	3K400~3K600	200	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
9	旧太田川	右	堤体漏水	В	広島市西区楠木町一丁目	広島市	3K800~3K900	100	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
10	旧太田川	右	堤体漏水	А	広島市西区楠木町一丁目	広島市	3K900~4K100	200	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
11	旧太田川	右	堤体漏水	В	広島市西区楠木町一丁目	広島市	4K300~4K400	100	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
12	旧太田川	左	越水(溢水)	В	広島市中区光南三丁目	広島市	C0K600~1K600	2,200	堤防高不足	積み土養	己斐出張所	広島県西部建設事務所
13	旧太田川	左	堤体漏水	В	広島市中区光南三丁目	広島市	C0K600~C0K100	500	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
14	旧太田川	左	堤体漏水	В	広島市中区吉島町	広島市	0K100~0K500	400	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
15	旧太田川	左	堤体漏水	В	広島市中区住吉町	広島市	1K100~1K300	200	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
16	旧太田川	左	越水(溢水)	A	広島市中区中島町	広島市	1K600~2K600	1,000	堤防高不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
17	旧太田川	左	堤体漏水	A	広島市中区中島町	広島市	1K600~2K000	400	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
18	旧太田川	左左	堤体漏水	В	広島市中区中島町	広島市	2K000~2K600	600	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
					広島市東区牛田新町二丁目						大芝出張所	
19	旧太田川	左	水衝·洗掘	В		広島市	5K650~6K250	600	根固沈下	木流し		広島県西部建設事務所
20	旧太田川	左	工作物	A	舟入橋	広島市	0K718	-	析下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
21	旧太田川	左	工作物	A	住吉楠	広島市	1/200 -23	-	析下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
22	旧太田川	左	工作物	A	新住吉橋	国土交通省	1/400 -94	-	析下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
23	旧太田川	左	工作物	Α	中島神崎橋(旧中島橋)	広島市	1K686	-	析下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
24	旧太田川	左	工作物	A	西平和大橋	広島市	2/100 -27	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
25	旧太田川	左	工作物	A	本川梧	広島市	2/400 -68	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
26	旧太田川	左	工作物	A	本川橋歩道橋	広島市	2/400 -68	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
27	旧太田川	左	工作物	В	相生橋歩道橋	広島市	2K600~2K650	-	析下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
28	旧太田川	左	工作物	В	相生橋	国土交通省	2K725	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
29	旧太田川	左	工作物	A	空鞘橋	広島市	3/200 -48	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
30	旧太田川	左	工作物	В	三篠橋	広島市	4/100 +140	-	析下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
31	旧太田川	左	工作物	В	北大橋	広島市	4/900 -15	-	析下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
1	元安川	右	堤体漏水	А	広島市中区吉島東三丁目	広島市	C0K600~0K000	600	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
2	元安川	右	越水(溢水)	В	広島市中区吉島東1丁目	広島市	C0K200~1K200	1,400	堤防高不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
3	元安川	右	堤体漏水	В	広島市中区吉島東1丁目	広島市	0K000~0K200	200	断面不足	積み土蚕	己斐出張所	広島県西部建設事務所
4	元安川	右	堤体漏水	В	広島市中区住吉町	広島市	1K100~1K300	200	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
5	元安川	右	越水(溢水)	А	広島市中区中島町	広島市	1K200~2K400	1,200	堤防高不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
6	元安川	右	堤体漏水	А	広島市中区中島町	広島市	1K300~1K500	200	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
7	元安川	右	堤体漏水	В	広島市中区中島町	広島市	1K500~1K800	300	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
8	元安川	右	堤体漏水	А	広島市中区中島町	広島市	2K100~2K300	200	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
9	元安川	左	越水(溢水)	В	広島市南区出島一丁目	広島市	D1K200~D0K800	400	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
10	元安川	左	越水(溢水)	В	広島市中区南千田西町	広島市	D0K700~D0K500	200	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
11	元安川	左	堤体漏水	В	広島市中区南千田西町	広島市	D0K700~0K000	700	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
12	元安川	左	越水(溢水)	A	広島市中区南千田西町	広島市	D0K500~D0K300	200	堤防高不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
13	元安川	左	越水(溢水)	В	広島市中区千田町三丁目	広島市	D0K300~0K100	400	堤防高不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
14	元安川	左	堤体漏水	A	広島市中区千田町三丁目	広島市	0K000~0K200	200	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
15	元安川	左	越水(溢水)	A	広島市中区千田町三丁目	広島市	0K100~0K300	200	堤防高不足	積み土妻	己斐出張所	広島県西部建設事務所
16	元安川	左	越水(溢水)	В	広島市中区大手町五丁目	広島市	0K300~1K000	700	堤防高不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
17	元安川	左	越水(溢水)	A	広島市中区大手町三丁目	広島市	1K300~1K900	600	堤防高不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
18	元安川	左	提体漏水	В	広島市中区大手町三丁目	広島市	1K500~2K100	600	断面不足	積み土変	己斐出張所	広島県西部建設事務所
19	元安川	左	越水(溢水)	A	広島市中区大手町二丁目	広島市	2K200~2K400	200	堤防高不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所

図面 対象 番号	河川名	左右 岸の 別	種別	重要度	地点名	水防管理団 体 又は 施設管理者	区間	延長	重要理由	工法	担当出張所	県担当 事務所
20	元安川	左	工作物	A	南大橋	広島市	0K539	(m) -	析下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
21	元安川	左	工作物	А	平和大橋	広島市	1K949	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
22	元安川	左	工作物	А	元安橋	広島市	2K394	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
1	天満川	右	越水(溢水)	В	広島市西区観音新町四丁目	広島市	C1K600~C0K700	900	堤防高不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
2	天満川	右	越水(溢水)	А	広島市西区観音新町一丁目	広島市	C0K750~C0K200	550	堤防高不足	積み土養	己斐出張所	広島県西部建設事務所
3	天満川	右	堤体漏水	В	広島市西区観音新町一丁目	広島市	C0K900~C0K650	250	断面不足	積み土豪	己斐出張所	広島県西部建設事務所
4	天満川	右	堤体漏水	А	広島市西区観音新町一丁目	広島市	C0K650~C0K300	350	断面不足	積み土義	己斐出張所	広島県西部建設事務所
5	天満川	右	越水(溢水)	В	広島市西区南観音八丁目	広島市	C0K200~1k092	1,292	堤防高不足	積み土業	己斐出張所	広島県西部建設事務所
6	天満川	右	堤体漏水	В	広島市西区南観音一丁目	広島市	0K100~0K300	200	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
7	天満川	右	堤体漏水	В	広島市西区南観音一丁目	広島市	0K500~0K900	400	断面不足	積み土豪	己斐出張所	広島県西部建設事務所
8	天満川	右	越水(溢水)	А	広島市西区東観音町	広島市	2k900 ~ 3K100	200	堤防高不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
9	天満川	右	堤体漏水	В	広島市西区天満町	広島市	1K900 ~ 2K000	100	断面不足	積み土養	己斐出張所	広島県西部建設事務所
10	天満川	右	堤体漏水	А	広島市西区天満町	広島市	2K200 ~3K100	900	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
11	天満川	左	越水(溢水)	А	広島市中区江波南二丁目	広島市	C1K250~ C1K150	100	堤防高不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
12	天満川	左	堤体漏水	В	広島市中区江波南二丁目	広島市	C1K250~ C0K300	950	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
13	天満川	左	越水(溢水)	В	広島市中区江波南二丁目	広島市	C1K150~1K470	2620	堤防高不足	積み土寮	己斐出張所	広島県西部建設事務所
14	天満川	左	堤体漏水	В	広島市中区舟入町	広島市	1K000 ~ 1K200	200	断面不足	積み土豪	己斐出張所	広島県西部建設事務所
15	天満川	左	越水(溢水)	А	広島市中区舟入町	広島市	1K470~1k512	42	堤防高不足	積み土義	己斐出張所	広島県西部建設事務所
16	天満川	左	堤体漏水	А	広島市中区舟入町	広島市	1K470~1k512	42	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
17	天満川	左	堤体漏水	А	広島市中区榎町	広島市	2K500 ~ 2K700	200	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
18	天満川	左	堤体漏水	В	広島市中区広瀬北町	広島市	2K700 ~ 3K100	400	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
19	天満川	左	堤体漏水	А	広島市中区広瀬北町	広島市	3K100 ~ 3K500	400	断面不足	積み土養	己斐出張所	広島県西部建設事務所
20	天満川	左	工作物	В	天満川水管橋	広島市	C0K030	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
21	天満川	左	工作物	А	新観音橋	国土交通省	1K147	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
22	天満川	左	工作物	В	観船橋	広島市	1K468	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
23	天満川	左	工作物	А	緑大橋	広島市	1K808	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
24	天満川	左	工作物	А	広電天満橋	広島電鉄	2K018	-	析下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
25	天満川	左	工作物	А	天満歩道橋	広島市	2K097	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
26	天満川	左	工作物	А	天満橋	広島市	2K097	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
27	天満川	左	工作物	А	広瀬橋	広島市	2K428	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
28	天満川	左	工作物	А	広瀬橋歩道橋	広島市	2K428	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
29	天満川	左	工作物	А	中広大橋	広島市	2K882	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
30	天満川	左	工作物	А	横川新橋	広島市	3K516	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所

(参考) 重要水防箇所評定基準(国土交通省)

	重		
種 別		長 度 B 水防上重要な区間	要注意区間
		=	
	計画高水流量規模の洪水の水		
越水	位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)が現況の堤防高を	位(高潮区間の堤防にあっては  計画高潮位)と現況の堤防高と	
(溢 水)	耐画向側位)が現代の堤防向を  越える箇所。	前 画	
(1		ない箇所。	
	堤防の機能に支障が生じる堤	堤防の機能に支障が生じる堤	
	体の変状の履歴(被災状況が確	体の変状の履歴(被災状況が確	
	認できるもの)があり、類似の変	認できるもの) があり、安全が	
	状が繰り返し生じている箇所。	確認されていない箇所、又は堤	
	堤体の土質、法勾配等からみ	防の機能に支障は生じていない	
	て堤防の機能に支障が生じる堤	が、進行性がある堤体の変状が	
	体の変状の生じるおそれがあ	集中している箇所。	
	り、かつ堤防の機能に支障が生	堤防の機能に支障が生じる堤	
堤 体 漏 水	じる堤体の変状の履歴(被災状	体の変状の履歴(被災状況が確	
	況が確認できるもの)がある箇	認できるもの)はないが、堤体	
	所。 水防団等と意見交換を行い、	の土質、法勾配等からみて堤防 の機能に支障が生じる堤体の変	
	「	状の生じるおそれがあると考え	
	高いと考えられる箇所。	られる箇所。	
		水防団等と意見交換を行い、	
		堤体漏水が生じる可能性が高い	
		と考えられる箇所。	
	堤防の機能に支障が生じる基	堤防の機能に支障が生じる基	
	礎地盤漏水に関係する変状の履	一礎地盤漏水に関係する変状の履	
	歴(被災状況が確認できるもの)	歴(被災状況が確認できるもの)	
	があり、類似の変状が繰り返し	があり、安全が確認されていな	
	生じている箇所。	い箇所、又は堤防の機能に支障	
	基礎地盤の土質等からみて堤 防の機能に支障が生じる変状の	は生じていないが、進行性があ  る基盤漏水に関係する変状が集	
	生じるおそれがあり、かつ堤防	○ 季盛禰小に関係する复れが集  中している箇所。	
基礎地盤	の機能に支障が生じる基礎地盤	堤防の機能に支障が生じる基	
漏 水	漏水に関係する変状の履歴(被	礎地盤漏水に関係する変状の履	
1113	災状況が確認できるもの)があ	歴(被災状況が確認できるもの)	
	る箇所。	はないが、基礎地盤漏水の土質	
	水防団等と意見交換を行い、	等からみて堤防の機能に支障が	
	基礎地盤漏水が生じる可能性が	生じる変状の生じるおそれがあ	
	特に高いと考えられる箇所。	ると考えられる箇所。	
		水防団等と意見交換を行い、	
		基礎地盤漏水が生じる可能性が	
	水衝部にある堤防の前面の河	高いと考えられる箇所   水衝部にある堤防の前面の河	
	水質部にめる堤内の前面の利   床が深掘れしているが、その対	水質部にめる堤内の前面の利   床が深掘れにならない程度に洗	
	策が未施工の箇所。	掘されているが、その対策が未	
	橋台取り付け部やその他のエ	施工の箇所。	
	作物の突出箇所で、堤防護岸の		
水衝・洗掘	根固め等が洗われ一部破損して		
	いるが、その対策が未施工の箇		
	所。		
	波浪による河岸の欠壊等の危		
	険に瀕した実績があるが、その		
	対策が未施工の箇所。		

工作物	河川管理施設等応急対策基準 に基づく改善措置が必要な場 橋梁、樋管その他の工作物の設 置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物 の桁下高等が計画高水流量規模 の洪水の水位(高潮区間の以下 にあっては計画高潮位)以下と なる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤 防を開削する工事 箇所又は仮締切り 等により本堤に影 響を及ぼす箇所。
新堤防・ 破堤跡・ 旧 川 跡			新堤防で築造後 3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川 跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置され ている箇所。

### (4) 県管理河川・海岸 県西部建設事務所管内

	개미미개	建設事務₽ ┃					重要水防箇	 所	
附図 番号	水系名	河川   名   海岸	担当水防管理団体(市町村)	番号	左岸右	延長 (km)	位置		対策水防 工法
1	太田川	小河内川	広島市	1	左右		広島市安佐北区安佐町大字/河内宇賀井野から太田川合? 点まで	越水	積土俵
2	//	鈴 張 川	//	2	左右	1.1 1.4	旅島市安佐北区安佐町大字館 室関之内から太田川合流点 で	录 : 決壊	木流し 積土俵
3	//	三篠川	//	3	左右	0.8	広島市安佐北区白木町大字市 川下吉井から関川合流点まで	伏塚	木流し 積土俵
4	//	"	//	4	左	0.2	広島市安佐北区白木町大字 3 田三日一	決壊	木流し 積土俵
5	//	栄堂川	//	5	左右		広島市安佐北区白木町大字‡ 原中市から三篠川合流点まで	越水	積土俵
6	//	小河原川	//	6	左右		広島市安佐北区小河原町麻 ¬ から三篠川合流点まで	決壊	木流し 積土俵
7	//	南原川	//	7	左右	0.5	広島市安佐北区可部九丁目だ ら根谷川合流点まで	<b>大場</b>	木流し 積土俵
8	//	京橋川	//	8	左右	6.2	旧太田川分派点から元安川台 流点まで	決壊	木流し 積土俵
9	//	猿猴川	//	9	左 右		京橋川分派点から海に至る	越水 決壊	木流し 積土俵
10	//	府中大川	//	10	左右	3.7	広島市東区温品四丁目第2ネ 前橋から猿猴川合流点まで	伏塚	木流し積土俵
11	//	安 川	//	11	左右		広島市安佐南区上安一丁目3川橋から古川合流点まで	漏水	積土俵 月の輪
12	//	根谷川	"	12	右	0.3	広島市安佐北区三入南一丁目 (下町屋)から南原川合流点る で	7ELY. /IX	木流し 積土俵
13	//	中山川	//	13	右	0.3	広島市東区中山中町	越水 決壊	木流し 積土俵
14	//	二又川	//	14	右		広島市東区牛田早稲田一丁目	越水	積土俵
15	//	矢 口 川	//	15	左右	0.2 0.4	広島市安佐北区口田南七丁目	越水 決壊	積土俵 木流し
16	//	湯坂川	//	16	左右	0.7 0.6	広島市安佐北区狩留家町	越水 決壊	積土俵 木流し
17	//	八幡川	//	17	左右	0.4	広島市西区己斐本町三丁目だ ら己斐西町まで	越水	積土俵
18	//	御幸川	//	18	左右	0.4	広島市西区草津東二丁目から 草津本町まで	越水	積土俵
19	//	水内川	//	19	左右		広島市佐伯区湯来町和田から 恵木谷川合流点まで	決壊	月の輪 木流し
20	瀬野川	瀬野川	海田町	20	右	3.1	安芸郡海田町山畝畝橋から》 に至る	伏塔	木流し
21	八幡川	八幡川	広島市	21	左右	4.7	広島市佐伯区利松三丁目から 河口まで	決壊	木流し 積土俵
22	//	石内川	//	22	左右	2.5	広島市佐伯区五日市町大字石 内笹利川合流点から八幡川台 流点まで	越水	積土俵
23	岡の下川	岡の下川	//	23	左右		広島市佐伯区三宅一丁目三年 川合流点から河口まで	越水	積土俵
	計	23 か所				74.4			

### 県広島港湾振興事務所管内

	7117-11-3			, ,,	47/Л <b>Б</b> Гј							H1 646			
附図		河	][[		担当水防				重	要	水	防 箇	所		1
番号	水系名			名	管理団体	番	左	延長	<i>[</i>			<b>=</b>	予想	きれる	対策水防
番写		海	岸		(市町村)	号	左岸右	km	位			置	危険	į	工法
0.4	広島港	> >	مانا. •		<u> </u>	1		7 00	広島市中区	江波	栄町	6から	起	水	1 + 1 /+:
24	海岸	江 波	、地	区	広島市	1		7.02	江波東2丁目	∄13 ∄	まで		決	壊	積土俵
25	広島港	十 坦	144	7.	,,	2		1.35	広島市中区	南吉	島门	厂目1から	5 越	<b>业</b>	<b>毛上</b> /=
25	海岸	吉 島	i 地	兦	//	2		1.35	吉島新町17	┌目2	8まて	C	決	壊	積土俵
26	広島港	- 4	□ +h	· 1.7	,,	3		1 77	<b>占自士士</b> [	<u> </u>		25 22	赵	· 水	<b>毛</b> 上 /=
20	海岸	元宇	山山地		//	3		1.77	広島市南区	兀士	ᅘ	Z3∼Z3	決	壊	積土俵
27	広島港	丹 那	7 <del> </del> 114	Γ,	,,	4		3.83	広島市南区	丹那	町1た	ゅら	赵	· 水	<b>华</b> 上 /生
21	海岸	力 那	地	兦	//	4		3.83	仁保4丁目7	まで			決	壊	積土俵
28	広島港	向 洋	÷ +44+	Γ,	,,	5		2.41	広島市南区	向洋	大原	町21か	ら起	水	<b>华</b> 上 /生
	海岸	円 任	- TH	兦	//	Э		2.41	月見町1993	(新	月見	橋)まで	ご 決	壊	積土俵
29	広島港	船越	<del>}  </del>	ব	//	6		2.09	広島市安芸	芸 区	船越	南5丁	目起	水	積土俵
49	海岸	加必	S 기단		"	0		2.09	3(新月見橋	)から	54丁	目14まっ	ご 決	壊	惧土依
	広島港				広島市				安芸郡海田	町〜	2 ±	町りかに	起	立水	
30	海 岸	矢 野	,地	区	海田町	7		9.17	女云 部 海 山 坂 町 北 新 地				沙	-	積土俵
	伊 斤				坂町				拟叫化机地	1 1	Ħ 4 ē	£ C	f.	· 埃	
31	広島港	金 !	輪	島	広島市	8		1, 36	広島市南区	中口	町 沙\	岸郊	起	水	積土俵
31	海岸	地		区	八田二	0		1.30	区语言用户	十四	삐 1口	产品	決	壊	惧土仫
	広島港	/M	島	屈					広島市南区	似島	町信	谷沿岸部	FIS .		
32			ज		//	9		0.20	から家下沿	岸部	(似	島桟橋)	赵	水	積土俵
	海岸	地		区					まで						
33	//	似	島	東	//	10		0.24	広島市南区	似島	町大	黄沿岸部	形起	÷ →l>	積土俵
_ 33		地		区	//	10		0.24	(似島小学	校)				述水	(関土)依
	計	1 (	) か	所				29.44							
	н		_ /4	,,,											

### 2 水防上重要なため池《経済観光局農林整備課》

行				規 模		決切		応 急	7/4 [50]	主な	改修必要	か所	
政	名 称	所 在 地	堤高	堤長	貯水量	予想 面積	<u> </u>	対 策	附図 番号	15.41	A 11	取水	備考
区			(m)	(m)	(m3)	(ha)	(戸)	工法	щ	堤体	余水吐	施設	
		馬木町字大原乙741	5.3	80.0	3,600	0.1	_	土俵積	1	0	0		
		戸坂町556-82 三5555	7.6	30.0	200	1.9	37	土俵積	2	0			
		<u>戸坂新町一丁目1893-3</u> 戸坂山根二丁目1204-1	3.3 4.1	144.0 30.0	4,500 700	1.1 1.1	8 15	土俵積 土俵積	3		0		
		戸坂山根三丁目1264	2.9	37.0	250	0.3	1	土俵積	5	0	ŏ	0	
東		戸坂新町二丁目2138	2.2	1	200	_	2	土俵積	6		Ĭ	Ŭ	
		戸坂数甲二丁目2304,2305	3.3	-	60	_	5		7				
ᅜ	石ケ迫1号池		4.7		213	_	7	土俵積	8				
区		中山町1058-2 中山西一丁目342	3.9 2.9		34 300	_	3 157	土俵積 土俵積	9 10				
		福田町高ケ原1432	4.6	_	2.300	_	37	土俵積	11				
	上 条 池	福田町字上条122	3.0	_	233	_	23	土俵積	12				
		福田五丁目1699	_	_	410	_	_	土俵積	15				
		福田町黄番谷1882		-	410	_		土俵積	16				
		長楽寺町字法師原甲547、乙547 山本町字上迫2653	4.7 5.1	47.9 30.3	1,019 1,342	5.5 4.7	70 70	土俵積 土俵積	18 19				
		山本町字戸石3284-1,3284-2,											
		3286,3287-1,3287-2,3288,3289	9.1	54.0	6,040	10.8	150	土俵積	20				
		祇園町字大谷丙1631	4.6	45.0	1,800	2.5	4	土俵積	21				•
÷		祇園町字大谷乙1631	4.2	55.0	2,100	2.8	4	土俵積	22		_		
安		祇園町字大谷乙1667 沼田町大字吉山字堂ヶ谷	5.6 7.5	68.0 32.0	1,900 3,600	2.2	4	土俵積 土俵積	23 24	0	0		
		沼田町大字吉山字里子谷	2.0	10.0	3,600	0.3	1	<u>土依恨</u> 土俵積	25				
		上安町	17.1	63.0	30,000	11.2	33	土俵積	26				
	尾 越	相田町字東尾越927	6.3	40.7	1,250	1.3		土俵積	27				· · · · · ·
		伴北六丁目4129-2 田沙田台書 - エB10-0	3.3	17.0	107	0.9	3		28				
		毘沙門台東一丁目19-2 高取南町大石原甲916	3.6 4.3	_	700 1,300	_		土俵積 土俵積	30 32				
南		祇園町字大谷乙1645	5.3		2,000		528	土俵積	33				
113		山本町字戸石3277	4.0	_	350	_	55	土俵積	34				
		山本八丁目1433,1442-2,1466,1444	2.9	I	500	-	114	土俵積	35				
_		伴北町字土井8782,	3.8	_	1,890	_	292	土俵積	36				
$\sim$		伴北町字宮野谷4894,4901 十塚東 - エロ1313 - 0				_							
		大塚東一丁目1717-2 沼田町阿戸狐ケ城10654-2	3.2 2.3		2,000 127		7	土俵積 土俵積	37 39				
		沼田町阿戸高野原2023-3	3.5	_	220	_	3		38				
		沼田町阿戸飯ノ山10147番	2.4	ı	150	_	9	土俵積	41				
		伴中央七丁目7086,3996-4,	10.2	_	14,000	_	88	土俵積	42				
		4001-3,4011-5			-								
		安佐町大字小河内大利谷6406 大林町野上6113	11.5 10.8	33.0 130.0	5,900 8,600	6.7 5.0	5 9	土俵積 土俵積	43 44				
		三入南二丁目189	4.2	19.0	500	1.1	23		45				
		口田南町字柳ヶ谷1108	4.1	36.0	500	1.3	2	土俵積	46				
		口田南町字柳ヶ谷965	4.4	68.0	1,700	2.7	4	土俵積	47				
		ロ田南六丁目1518 深川町字堂ノ本3676	6.0	57.0	3,000	2.4	11	土俵積	48				
		深川町子室7本3076 落合南町字久保山1302-2	5.0 8.5	58.0 58.9	1,100 4,900	3.9 5.8	11 6	土俵積 土俵積	49 50	0	0	0	
		白木町大字志路字奥谷5744	6.9	40.0	2,000	1.4	2		51	0	0	0	
		白木町大字三田字林2252	9.5	70.0	2,500	3.6	8	土俵積	52				
		白木町大字秋山字落尻471	2.2	35.0	140	0.3	2		53				
		狩留家町後迫2726	1.9	24.0	80	0.3	1	土俵積	54				
		狩留家町後迫2690 白木町大字三田字法恩寺8242	7.0 4.4	25.0 30.0	327 700	0.6 2.1	2	土俵積 土俵積	55 56				
		安佐町大字鈴張字行根表5004	3.0	21.0	400	1.6	4		57				
	鳥屋ヶ森	可部町大字綾ヶ谷字鳥屋森1016-2	5.9	28.0	1,200	0.3		土俵積	58				
		亀山南二丁目1449	3.6	38.0	1,400	2.1	8	土俵積	59				
		安佐町大字飯室字防ヶ迫	4.5	20.0	1,040	7.4		土俵積	60				
		白木町大字志路字上梶名5198 白木町大字小越字谷奥1158	4.0 3.7	21.0 40.0	360 1,300	1.2 3.2	12	土俵積 土俵積	61 62				
		安佐町久地城下338	8.8	-	5,000		14		63				
	大 坪	安佐町毛木大坪145	7.0	_	1,800	_	5	土俵積	64				
		安佐町鈴張鈩3611	2.1	_	147	_	0		65				
ঘ		可部町上原東山687	7.0	_	1,800	_	92		66	0	0	0	
区	<u>奥 桧 山</u> ーヶ谷池	大林町聖滝3319 口田南町	10.1 5.5		3,700 5,625	_	1 135	土俵積 土俵積	67 68				
		可部町勝木字一ノ坪2273	1.9	_	120	_	5		69	0		0	
		可部町勝木権現	5.2	-	1,200	_	84		70				
	蛇 の 池	白木町志路蛇の池	4.2	_	3,200	_	7	土俵積	71				
		白木町秋山堀越甲2492	0.8	_	107		27	土俵積	72				
		<u>白木町三田下野原</u>	5.0		4,500		10	土俵積	73				
		狩留家町黒王甲1061 狩留家町坊地1231-1	2.1 3.3		400 600	_	10 19	土俵積 土俵積	74 75				
		口田南町加唐1220	5.5		1,300			<u>土依恨</u> 土俵積	76				
		口田南三丁目97-2	3.3	_	800	_		土俵積	77				
		安佐町後山峠2234	4.9	_	1,800	_		土俵積	78				
		安佐町小河内一面5371	7.8	-	1,800	-	5	土俵積	79				

行				規模		決 均 予想		応 急	附図	主な		か所	
政区	名 称	所在地	堤高	堤長	貯水量	面積	戸数	対 策 エ 法	番号	堤体	余水吐	取水	備考
_	戸 崎 池	安佐町鈴張	(m) 6.1	(m) —	(m3) 2,060	(ha) —	(戸) 10	土俵積	80	7EIT	******	施設	
安		可部町大字大毛寺字安光1868	-	-	480	-	-	土俵積	82	0	0	0	
_ ~		可部町桐原神の前1352	1.7	_	140	_	4	土俵積	83				
佐		<u>落合南町</u> 落合南町合力121	9.0 8.0		9,500 2,200		288 1	土俵積 土俵積	84 85				
بالد	桐陽台	三入東一丁目2545	18.3	_	12,200	_	36	土俵積	86				
北	倉掛3号	倉掛三丁目31	4.0	_	5,000	_	119	土俵積	87				
区	筒瀬1号筒瀬2号	安佐町筒瀬中志峠 安佐町筒瀬中志垰1480	5.2		4,100		16 17	土俵積 土俵積	88				
		高陽町	6.9 5.9	27.0	8,100 1,320	0.4	0		89 174	0	0		
	馬 場	中野町字岡﨑3288	2.4	34.5	80	0.1	1	土俵積	91		Ů		
		中野東町字奥畑2234	4.3	47.0	610	0.5	_	土俵積	92				
		中野東町字奥畑2117 中野東町字細工4516	3.9 6.5	32.0 35.0	300 900	0.5 3.1		土俵積  土俵積	93 94				
		阿戸町字押谷1803	7.1	95.0	4,900	1.9	-	土俵積	96				
		阿戸町字上田字西方2208	1.8	22.0	47	0.4		土俵積	97	0	0		
		阿戸町字谷迫652 船越町字松山平551	4.8 5.7	27.0	173 1,800	0.5	24	- 15.154	98 99				
	箱 師 池	新越町子松山平551 矢野東四丁目3340	2.3	28.0 25.0	200	2.5 0.3	24		100	0		0	
	藤 ヶ 迫 池	畑賀町字上水谷東2163	3.8	22.0	1,000	0.7	3	土俵積	101				
		畑賀町字甲越3467	5.5	80.0	2,070	2.1	4		102		-		
		畑賀町字掛樋田3272 畑賀町字西宗屋	4.9 9.9	23.0 101.0	1,269 27,868	0.7 12.7		土俵積 土俵積	103 104				
		阿戸町字戸坂2014	2.4	44.0	200	0.7	′	土俵積	105				
	高 当 池	阿戸町字下畠320	3.1	30.0	500	2.2	7	土俵積	107				
		<u>畑賀町鹿子垣内東</u> 畑賀町為角	6.2 5.9		10,300 6.000		47 61		108 109		1		
		<u>冲員叫為用</u> 中野東町大谷	6.5	_	3,100	_	44		110				
	大 藤 池	瀬野川町下瀬野大藤268番地	3.4	_	477	_	72	土俵積	111				
		瀬野川町下瀬野	8.8		2,600		13		112				
		瀬野川町山田ケ原2789 阿戸町牛ケ谷1557	6.1 4.3	-	13,900 1,800		54 46	- 15 1 15 4	113 114				
		阿戸町牛ケ谷1628	3.0	1	1,100	1	7		115				
		阿戸町牛ケ谷162	2.9	-	900	-	41	- 15.154	116				
		阿戸町牛ヶ谷242-1 阿戸町押谷1823-1	14.2 6.5		51,062 5,100		64 44	- 15.154	117 118				
		中野東町字京之岡6096番地	4.0	_	330	_	3		119				
	西 村 池	瀬野川町下瀬野宮垣内1571番地	3.1	1	112	1	4	土俵積	121				
安	干野池	瀬野川町下瀬野正之坪498番地 瀬野川町下瀬野中宇根496-1番	2.1		182 84		3	- 10.104	122 123				
		上瀬野町下河内827	2.3 3.8		400		5	- 15.154	123				
	中 村 池	阿戸町水落3225	2.6	_	113	_	2	土俵積	125				
芸		阿戸町宮の郷2860	3.4	-	200	-	1		126				
		阿戸町市原1229 阿戸町押谷1879	1.8 2.2		120 240		1 29	土俵積 土俵積	129 130				
		矢野町花上3191	3.5	ı	427	ı	5		131				
区	薬 師	矢野町花上3234	4.2	-	267	-	10	土俵積	132				
		船越町松山平547 中野町鏡谷1074	6.0 5.0	-	1,100 900	-	516 95	土俵積 土俵積	133 134				
		中野町洗川1759	6.6	_	700	_	1		135				
	井 上 池	瀬野川町上瀬野大奈1657番地	2.8	-	235	-	9	土俵積	136	0	0		
		瀬野川町上瀬野久井原163-2番 阿戸町旭浦7190	1.9 3.5		31 67		2		137 138	0	0	0	
		阿戸町上畑112	3.5	_	800	_	8		138		<u> </u>		
	泉	矢野東六丁目泉4566	7.1	-	4,900	-	37	土俵積	140				
		畑賀町字庄野坪3564		-	150	-	_	土俵積	141				
		<u>畑賀町字王子ヶ峠3328</u> 畑賀町上為角3822	_	-	100 150	-	_	土俵積 土俵積	142 143	0	0	0	
	尾崎	畑賀町字七朗ヶ谷3975	_	-	600	-	_	土俵積	144	0	Ö		
	上 影	畑賀町字上影道上205	_	-	150	-	_	土俵積	145				
		中野町字岡崎1228 中野町字岡崎1334	_		300 120		_	土俵積 土俵積	146 147	0	-	0	
		阿戸町字西方乙2325	_		300		_	<u>土依領</u> 土俵積	148	0	0	0	
	奥 為角 2 号	畑賀町奥為角3696	-	ı	100	ı	_	土俵積	149				
		中野町字舞原1639	_		180 140		_	土俵積	150				
		<u>中野町字宮脇2153</u> 矢野東四丁目3499			200		_	土俵積 土俵積	151 152				
	久保1号池	中野東町字室重4419-1	-	ı	_	1	_	土俵積	153				
		中野東町字室重4421		_	_	1	_	土俵積	154	^	_		
		畑賀二丁目429 中野東町字鉾取1139	3.3		330		 166	土俵積 土俵積	155 175	0	0		
	矢 野 池	瀬野川町上瀬野奥畑2294番地	3.2	46.0	175	-	_	土俵積	176	0	0	0	
		矢野町的場2209 	2.8	56.0	200	-	0		177	0	0		
		<u>畑賀一丁目241番</u> 中野東町細工4537	2.0 3.3		200 500		_	土俵積 土俵積	178 179	0	0		
	本 L Ζ 方 池	中野果町神工403/	3.3		500			工依傾	1/9		L		

行政	名 称	所 在 地		規模		<del>決</del> 均 予想		応 急 対 策	附図	主な	改修必要	か所	- 備 考
区	名 称	所 在 地	堤高	堤長	貯水量	面積	戸数	対 策 エ 法	番号	堤体	余水吐	取水	備考
△			(m)	(m)	(m3)	(ha)	(戸)	工 法		坂冲	赤小吐	施設	
	坪井上池	廿日市市大字市原字牛池山716-1	10.6	95.2	17,400	18.6	5	土俵積	157				受益地= 五日市町
佐	坪井下池	廿日市市大字市原字牛池山716-1	8.0	60.0	18,000	17.1	3	土俵積	158				受益地= 五日市町
	有 井	五日市町大字石内字上日焼3866	4.3	25.0	1,400	0.7	_	土俵積	159				
		観音台一丁目146ほか	6.6	_	6,600	_	163	土俵積	161				
	貴 船 原	五日市町三宅若山1169-2ほか	6.6	_	4,814	_	291	土俵積	162				
伯	入の谷	五日市町三宅入の谷125ほか	4.0	_	1,360	_	4	土俵積	163				
-	西日浦畑	湯来町大字葛原字西日浦	5.8	_	613	_	0	土俵積	167				
		湯来町大字白砂字十文字1274-1	4.0	_	30	_	0	土俵積	168				
	柏原1号	湯来町白砂字柏原3211	2.0	_	469	_	1	土俵積	169				
区	東大畑1号	湯来町伏谷字西野地698	4.2	_	588	_	13	土俵積	170				
-	柏原1号	湯来町麦谷字松尾山甲328-1	3.5	_	80	_	1	土俵積	171				
		五日市町大字石内3972-1	_	_	_	_	_	土俵積	172				
		倉重3丁目384	4.8	_	12,800	_	355	土俵積	160				
	計	161か所											

## 3 未完成の宅地造成地《都市整備局宅地開発指導課》

## (1) 総括表

(令和5年10月1日現在)

行 政 区	箇 所 数	面 積 (ha)	摘要
中 区	0	0	
東区	10	4.02	
南区	3	17.99	
西区	4	8.24	
安 佐 南 区	14	148.69	
安 佐 北 区	21	106.42	
安 芸 区	9	90.88	
佐 伯 区	9	51.38	
計	70	427.62	_

(2) 個別一覧表

行政区	造成場所	開発 手法	面積 (ha)	造成主	工事施行者 (電話番号)	摘要
	福田二丁目2618の一部ほか3筆	宅	0.03	中土井 重治	㈱ヒロヨシ (883-0150)	
	馬木二丁目521-1ほか10筆	開	0. 53	㈱ジェイエステート	(1)金村建設 (232-3760)	
	上温品四丁目353番12の一部ほか4 筆	開	0. 30	(有畠中商事	㈱下前建設 (899-3048)	
	温品五丁目1233番1の一部	開	2. 19	JR西日本プロパチィーズ	(株河崎組 (228-2280)	
	牛田東一丁目	宅	0. 42	㈱パズルハウス	未定	
東区	山根町字天神谷108番70	宅	0. 03	住本 敏美	門田建設工業 (921-1411)	
	馬木六丁目449番2の一部ほか6筆	開	0. 29	シンアイ不動産販売㈱	(株下前建設 (899-3048)	
	山根町字天神谷87番2の一部ほか3筆	宅	0.05	㈱アセント	㈱KTコーポレーション (961-6156)	
	牛田旭二丁目1122番2の一部	宅	0. 01	㈱信和ホーム	㈱クリエイト (942-2945)	
	温品五丁目898番21	開	0. 17	宮崎 陽子	積水ハウス㈱ (06-6440-3111)	
	計 10か所		4. 02			
	楠那町・丹那町・丹那新町の各一部	区宅	10.74	広島市朝見原土地区画整理 組合理事長 草田 晨一		
南区	出島二丁目2番13	開	1. 52	広島市長	未定	
	宇品海岸三丁目	宅	5. 73	㈱チャリ・ロト	(有奥村組(236-6725) ㈱NIPPO(287-2780)	
	計 3か所		17. 99			
	高須三丁目1053番61の一部ほか1 筆	開	0. 17	フォーシン建設㈱	未定	
	己斐上二丁目1306番7の一部ほか 11筆	開	0.30	㈱ヒスマ	(有畑賀建設 (827-1052)	
西区	観音新町四丁目2874番69	開	7. 56	広島市	河井建設工業㈱ (291-1211)	
	井口四丁目310番1の一部ほか8筆	開	0. 21	グレイトコーポレイション	有タカハチ (212-1441)	
	計 4か所		8. 24			
	沼田町大字伴	開宅	126. 73	アイエス(株)		
	八木五丁目6101-45の一部ほか10 筆	宅	0. 15	伊勢社宮総代代表 奈良原 宏	芸北建設 (812-2429)	
	八木三丁目3034番1の一部ほか3筆	宅	0. 22	宗教法人円蔵院太陽の会	円蔵院太陽の会 (086-805-4100)	
	上安町字緑ヶ丘2042-1の一部ほか 4筆	宅	0. 22	藤谷 孝行	㈱フジコウ (262-8777)	
	沼田町大字伴字佐胡596番1ほか69 筆	宅	18. 72	<b>何水野砂利</b>	(848-6000)	
	山本六丁目1029番4ほか	宅	0. 33	㈱尼子建設	㈱尼子建設 (875-4070)	
	長楽寺一丁目86番17の一部ほか	開	0. 16	(株)BJC	(有畑賀建設 (827-1052)	
安佐南区	伴中央四丁目3694番1外19筆	開	0.74	㈱信和ホーム	門田建設工業制 (921-1411)	
	緑井八丁目773番1の一部ほか	宅	0. 14	㈱大建	㈱大建 (423-1233)	
	安東六丁目825番の一部ほか	宅	0. 75	学校法人安田学園	清水建設㈱ (225-4666)	
	伴東八丁目780番5ほか7筆	開	0. 29	広島八谷建設㈱	門田建設工業(f) (921-1411)	
	伴中央四丁目4278番の一部ほか	宅	0. 10	(株)BIM	(株ホシノ (899-7323)	
	伴中央一丁目6027番1ほか	宅	0. 11	SEIKEN(株)	(有智興業 (428-8799)	
	高取北一丁目55番1の一部	宅	0. 03	寺本 智佳子	門田建設工業(f) (921-1411)	
	計 14か所		148. 69			

行政区	造成場所	開発 手法	面積 (ha)	造成主	工事施行者 (電話番号)	摘要
	安佐町大字あさひが丘1040-4の一 部	宅	0. 15	栄進重機術	栄進重機制 (837-2038)	
	安佐町飯室宇猪之子4506-1の一部 ほか7筆	宅	0. 07	神川 栄三	坂原組 (818-8765)	
	安佐町大字あさひが丘1225-1の一 部	宅	0. 10	二井 信幸	ニコー(株) (844-0293)	
	可部町大字綾ヶ谷字畑241ほか5筆	宅	0.30	闹寺岡組	(有星野組 (842-5811)	
	安佐町大字鈴張字片平2995-1ほか 21筆	宅	2. 46	㈱みどり	(293-8500)	
	安佐町大字後山字迫分乙1039ほか	宅	0. 50	(学IGL学園	渡辺工務店	
	小河原町字佛堂508-2ほか6筆	宅	0. 17	よしや建設㈱	よしや建設(株) (281-3984)	
	白木町大字志路字大瀑3933番1の 一部ほか281筆	宅	82. 89	㈱クリショー	㈱クリショー (828-1112)	
	白木町大字志路字高盛4953-1ほか 14筆	宅	6. 50	協和鉱業㈱	協和鉱業㈱ (815-1386)	
	亀山六丁目1817番1ほか5筆	宅	0. 22	㈱不動研	(料不動研 (849-0558)	
安佐北区	安佐町大字毛木字山田1036-1ほか 23筆	宅	0. 76	西日本旅客鉄道㈱広島支社	広成建設㈱ (264-1711)	
女佐北区	安佐町大字鈴張字夕畑3942番5の 一部ほか	宅	0. 46	ジオレックス(㈱	ジオレックス㈱ (961-4783)	
	安佐町大字飯室字此山11225番ほか	開	9. 71	可部興産㈱	大林道路㈱ (925-5077)	
	大林二丁目1863番ほか	開	0. 25	平田 克之	㈱タマダ (812-3430)	
	安佐町大字飯室字上沖田3505番 の一部ほか	宅	0. 46	八千代工業㈱	境谷工業㈱ (814-4437)	
	安佐町大字飯室字沖田3215番3ほか	宅	0. 36	㈱大和興産	㈱大和興産 (554-9700)	
	深川三丁目119番1ほか	開	0. 20	オーレック㈱	(有畑賀建設 (827-1052)	
	深川六丁目1418番ほか	開	0. 38	㈱ワウハウス	(株KTコーポレーション (961-6156)	
	亀山三丁目1220番ほか	開	0. 17	㈱フロンティア・サンワ	(878-4555)	
	亀山一丁目878番ほか	開	0. 19	㈱トータテ都市開発	(朝ヤクシ (928-4646)	
	可部町大字桐原字山田1985番1ほか	宅	0. 12	平中 恵美子	(818-2815) (818-2815)	
	計 21か所		106. 42		(010 2010)	
	船越二丁目ほか	区宅	80. 90	広島市安芸土地区画整理組 合		
	瀬野町字長者山	宅	0. 91	<b>闹山一建設</b>	(有山一建設 (234-0110)	
	瀬野町字中道原	宅	0. 54	<b>恂山一建設</b>	(有山一建設 (234-0110)	
	船越町字岩瀧山303-1、304-1の各 一部	宅	0. 09	石谷興業何	石谷興業(f) (822-1821)	
安芸区	矢野町字鷹巣708-1ほか19筆	宅		㈱熊野技建	(854-4344) (米下前建設	
	中野三丁目1098番の一部ほか	開		矢神興産㈱	(899-3048) 何タカハチ	
	中野東六丁目5039番1の一部ほか	開		(前タカハチ	(212-1441) (㈱KTコーポレーション	
	中野二丁目776番3ほか	宅		日東不動産㈱	(961-6156) 門田建設工業術	
	矢野西一丁目5373番1	開		ファースト住建㈱	(921-1411)	
	計 9か所 五日市町大字下河内字野地135番1	開	90. 88	The experimental form	山陽工業㈱	
	の一部ほか109筆 五日市町大字石内字押入山1816番	宅		岩谷興業㈱	(232-6471) (株フジタ	
	21ほか65筆 五日市港一丁目1番の一部及び2番	開		西広島開発㈱	(941-5102) 大之木建設㈱	
	の一部 五日市町大字下河内字野地119番	開		広島県広島港湾振興事務所	(231-5244) ㈱SANSEI	-
	の一部ほか7筆 五日市町大字石内字教場4644番の	宅		(株)SANSEI	(926-1567) 未定	-
佐伯区	一部ほか26筆 五日市町大字美鈴園33番6ほか2	宅	0. 45	フォーシン建設(株)		
	筆並びに五日市町大字中地字長 迫10004番ほか1筆	開	0. 14	㈱吉将コーポレーション	門田建設工業制 (921-1411)	
	千同三丁目419番1の一部ほか7筆	開	0. 23	日東不動産㈱	㈱KTコーポレーション (961-6156)	
	八幡一丁目883番2ほか5筆	開	0. 26	㈱トータテ都市開発	門田建設工業制 (921-1411)	
	五日市町大字上河内字西227番ほ か3筆	宅	0. 18	制トラステック	門田建設工業制 (921-1411)	
	計 9か所		51. 38			

# 別表第6 市有水防倉庫一覧表《消防局警防課》

(令和4年10月31日現在)

名称	位置	管理区分	附図番号
大手水防倉庫	中区大手町五丁目 19 番 7 号	中消防署長	1
吉島水防倉庫	中区吉島西三丁目2番3号	// // // // // // // // // // // // //	2
白島水防倉庫	中区白島九軒町 12番 20号	//	3
江波水防倉庫	中区舟入南六丁目2番1号	//	4
光水防倉庫	東区光町二丁目 12 番 6 号	東消防署長	5
戸坂水防倉庫	東区戸坂出江二丁目 9番 11号	//	6
温品水防倉庫	東区温品七丁目 16 番 4 号	//	7
福田水防倉庫	東区福田七丁目2番10号	//	8
段原水防倉庫	南区的場町二丁目 5 番 14 号	南消防署長	9
青崎水防倉庫	南区東青崎町 10 番 25 号	//	41
日宇那水防倉庫	南区日宇那町 11 番 22 号	//	10
東本浦水防倉庫	南区東本浦町 23 番 6 号	//	11
水上水防倉庫	南区宇品海岸二丁目 23 番 39 号	//	12
宇品水防倉庫	南区宇品東二丁目 1 番 46 号	//	36
似島水防倉庫	南区似島町字家下 752 番地 74	//	13
都水防倉庫	西区都町 43 番 10 号	西消防署長	14
三篠水防倉庫	西区三篠町三丁目 16 番 23 号	//	37
己斐水防倉庫	西区己斐中三丁目 14番2号	//	15
庚午水防倉庫	西区庚午中四丁目 21番 19号	//	38
井口水防倉庫	西区商工センター四丁目1番1号	//	16
佐東水防倉庫	安佐南区緑井一丁目 10 番 3 号	安佐南消防署長	17
上安水防倉庫	安佐南区上安五丁目8番14号	//	18
祇園水防倉庫	安佐南区祇園二丁目 48 番 11 号	//	19
山本水防倉庫	安佐南区山本四丁目9番9号	//	20
沼田水防倉庫	安佐南区伴東四丁目 18 番 6 号	//	21
東原水防倉庫	安佐南区東原一丁目5番11号	//	34
中島水防倉庫	安佐北区可部南四丁目 26 番 13 号	安佐北消防署長	22
可部水防倉庫	安佐北区可部七丁目7番16号	//	23
大野水防倉庫	安佐北区可部町大字勝木1109番地2	//	24
安佐水防倉庫	安佐北区安佐町大字飯室3052番地1	//	25
高陽水防倉庫	安佐北区真亀一丁目3番6号	//	26
白木水防倉庫	安佐北区白木町大字市川字天応1533番地5	//	27
中野水防倉庫	安芸区中野三丁目 21 番 1 号	安芸消防署長	28
阿戸水防倉庫	安芸区阿戸町字宮之郷 2898 番地 13	//	29
矢野水防倉庫	安芸区矢野東五丁目7番18号	//	30
船越水防倉庫	安芸区船越南三丁目6番12号	// // >\/ # # ## ##	31
五日市水防倉庫	佐伯区五日市中央七丁目 25 番 18 号	佐伯消防署長	32
八幡水防倉庫	佐伯区利松一丁目5番24号	//	39
海老園水防倉庫	佐伯区海老園一丁目2番54号	//	33
湯来水防倉庫	佐伯区湯来町大字和田 224 番地	//	35
石内水防倉庫	佐伯区石内北五丁目5番1号	//	40

# 別表第7 水防倉庫の備蓄基準 《消防局警防課》

1 基準倉庫1棟当りの備蓄基準

区	分	品 名	基準数
		袋物 (PP 土俵)	1,500枚
		縄類	15巻
		丸太又は鉄杭(1.2m)	150本
		丸太又は鉄杭(2.0m)	50本
資	材	普通ビニールシート	15枚
		$(3.6 \text{m} \times 5.4 \text{m})$	r +4-
		大型ビニールシート (10m×10m)	5枚
		鉄線	1 5 kg
		ロープ (10m)	5 本
		シャベル	20丁
		かけや又は金大ハンマー	5丁
		たこ	2丁
		おの	2丁
		のこぎり	2丁
		ペンチ かま	2丁
		かま 手かぎ	5丁 4丁
		つるはし	4 丁
		長とび	2丁
機	材	からくわ	2丁
		かなづち	2丁
		手押一輪車	3台
		救命胴衣	5着
			6 1 HI 4 1
		サンドレッド	各水防倉庫
			1個

2 水防倉庫別基準

行政区	水防倉庫名	基準数
中 区	大手・吉島 白島 江波	2倍 基準 基準
東区	光 戸 坂 温 品 福 田	2倍 基準 基準
南区	段青日東水宇似原崎宇本上品島	2基基基基基2倍準準準準倍
西区	都 三篠 己斐 庚午 井口	2倍準基準基準
安佐南区	佐東 上安 祇園・山本 沼田 東原	3倍準基準倍準 基準
安佐北区	中島・大野 可部 安佐 高陽 白木	2倍 基 3 2 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6
安 芸 区	中野 阿戸 矢野 船越	2倍 基準 基倍
佐 伯 区	五日市 八幡 海老園 湯来 石内	2倍準基準 基準 基準
合 計	38倉庫	1.5倍

# 別表第8 国及び県の所有する備蓄機材

	国土交通省太田川河川事務所所有備蓄水防資機材配置表 令和4年4月1日現在  「「「「保」」 「「保」 「「保」 「「「保」 「「保」 「「「保」 「「「保」 「「「保」 「「「保」 「「「保」 「「「「保」 「「「「「「「「										
管	保	±	鉄	丸	材 鉄	掛	名口	シ	水	オ	吸
	管	0	**	<b>&gt;</b> L	パ	121	_		防	1	着
理	場			太	1	矢	1	1	マ	ル フ	マ
	*97	う			プ				ッ	ェン	v
者	所	袋	線	等	等	等	プ	١-	١,	ス	٢
己斐出張所口	己斐出張所倉庫	枚 15,000 耐候性 表 660 袋詰玉用 80 耐候性 表 10 数	10# 10kg 12# 2kg	本 木杭 45mm角 1.5m 90本 40mm角 1.2m 30本	本 鉄杭	丁 掛矢 2 大ハンマー (3.5kg) 1		枚 ブルーシート (3.6×5.4m) 2 ブルーシート (1.8×2.7m) 2	枚	20m/袋 4袋 15m/袋 3袋	50cm×50cm (100枚入)5箱 (50枚入)5箱 20cm×25cm (50枚入り)1箱 のれん式(万国旗型 のれん式(万国旗型 6.5m/連×10連 2箱 5.0m/連×10連 12箱 のれん式 (6.5m×4本、13m×2本) 15箱 のれん式
長	草津倉庫	大型土嚢 50 (製作済) 耐候性 土嚢 1700 (製作済)									
大芝出張所長	大芝出張所倉庫	10200 1t土嚢 60 耐候性 大型土丸 170 麻土のう 4100 土のう(10000	100kg	丸太 φ15cm 3.0m 2本 2.0m 186本 1.5m 22本 φ10cm 4.0m 381本 1.5m 70本 木杭 45mmβh 0.6m 49本	鉄バイプ	3本 玉掛けワイヤー リリースフック 5t用	トラロープ	プルーシート (3.6×5.4m) 190 防炎シート (3.6×5.4m) 25	13個 (25人)	φ110×2m (6本入) 7箱 φ150×2m (3本入)1箱	65cm×65cm (100枚入) 2箱 50cm×47cm (50枚入) 4箱 50cm×50cm (50枚入) 7箱 50cm×50cm (100枚入) 5箱 38cm×55cm (50枚入) 35箱 のれん式(万国旗型) 50cm/連×10連 7箱 6.5m/連×10連 65m/連×10連 64 07ん式
施設 管理 課長	高瀬 分室 倉庫	0					マニラ 2巻(100m)			20m/袋 13袋	(20m/箱)8箱 50cm×50cm(100枚入)1箱 65cm×65cm(100枚入)10箱 万国旗型
可部出張所長	可部出張所倉庫	1t土囊 190 1t土囊 UV)利配 340 耐候性 表型 袋語 袋材2t用		木杭 45mm角 1.5m 60本	鉄杭 Ø19mm 1.5m 200本	大ハンマー (3.5kg)	10m/m (100m)6巻 5m/m (200m)6巻	(3.6m × 5.4m) 90	10	20m/袋 10袋	(6.5m×4本、13m×2本/箱)4箱 65cm×65cm (100枚入) 7箱 65cm×65cm (100枚入) 7箱 50cm×50cm (100枚入) 2箱 50cm×50cm (150枚入) 3箱 67cm×35cm×1,5cm 72枚 20cm×25cm (80枚入) 3箱 楕円型ネット 入り 25cm×50cm (10個入) 3箱 のれん式(万国旗型) 6.5m×4本、13m×2本/箱 5箱 50cm×50cm (5m/連・10連)1箱 11cm φ×2m/6本 2箱
加計出張所	巴町倉庫	7,400 1t土嚢 70	8# 50kg	丸太	鉄パイプ	掛矢 1	30m(3分) 3巻	14	20		65cm×65cm (100枚入) 8箱 50cm×50cm (100枚入) 2箱 50cm×47cm (50枚入) 2箱 50cm×47cm 長尺物 50cm×23m(50枚/1連) 2箱 のれん式 6.5m/連×10連 1箱 5.0m/連×10連 8箱 か9cm×2m/1本 (12本入)
長	香草倉庫	1,000 耐候性 1t土嚢 60	50kg	木杭 30mm角 0.5m 7本	鉄パイプ	掛矢 4 大ハンマー (3.5kg) 3	20m(3分) 1巻			20m/袋 6袋	20cm×25cm(80枚入)2箱 50cm×47cm 34枚 のれん式 6.5m/連×10連 1箱 φ11cm×2m/1本(6本入)1箱
小瀬川出張所長	小瀬川出張所倉庫	13,880 1t土嚢		丸太 φ8cm 2.0m 7本 φ10cm 1.5m 8本 木杭 40mm角 1.0m 31cm 1.0m 37m 50mm角 1.5m 54am 1.5m 31本	鉄パイプ	掛矢 4 大ハンマー (3.5kg) 1		ブルーシート 107枚 防炎シート 6枚	14	20m/袋 13袋	65cm×65cm (100枚入) 13箱 30cm×30cm (50枚入) 17箱 のれん式 6.5m/連×10連 8箱

### 2 国土交通省所有備蓄倉庫及び備蓄土 《太田川河川事務所》

#### 水防倉庫

番号	出張所水防倉庫	所 在 地				
I	己斐出張所水防倉庫	広島市西区己斐東1丁目				
П	大芝出張所水防倉庫	広島市西区大芝 3 丁目				
Ш	高瀬分室水防倉庫	広島市安佐南区八木5丁目				
IV	可部出張所水防倉庫	広島市安佐北区可部2丁目				
V	加計出張所水防倉庫	山県郡安芸太田町加計及び巴町				
VI	小瀬川出張所水防倉庫	岩国市小瀬				

#### 備蓄土

#### (太田川)

( <u>X</u> <u>H</u> )	17							
番号	子 出	張所	河川名	粁	標	左・右	所 在 地	土 量
1	Ē	己斐	放水路	己斐出張	所構内	右	広島市西区己斐東	100m3
2	7	大芝	太田川	大芝出張	所構内	右	広島市西区大芝	1,500m3
3	7	大芝	太田川	6/000附近	Ē	左	広島市東区牛田新町	6,000m3
4	7	大芝	太田川	10/000附記	近	右	広島市安佐南区東野	10,000m3
5	7	大芝	太田川	11/000附記	近	右	広島市安佐南区川内	3, 200m3
6	7	大芝	古川	2/200附近	Ē	左	広島市安佐南区中筋	250m3
7	7	大芝	太田川	12/800付記	近	右	広島市安佐南区川内	160m3

#### (小瀬川)

番 号	出張所	河川名	粁	標	左・右	所 在 地	土 量
8	小瀬川	小瀬川	4/000付近		左	大竹市木野1丁目	150m3
9	小瀬川	小瀬川	6/200付近		左	大竹市木野 2 丁目	150m3
1 0	小瀬川	小瀬川	7/500付近		右	岩国市小瀬字御堂原	500m3

#### 備蓄土のう

#### (太田川)

番号	出張所	河川名	粁 標	左・右	所 在 地	数 量
						耐候性大型土のう
						660袋
						土のう 15 000巻
					広島市西区己斐東	15,000袋 袋詰玉石(2t)
1	己斐	放水路	己斐出張所構内	右	(己斐出張所水防倉庫)	80袋
						耐候性大型土のう
						50袋
			C2 /400			耐候性土のう
(2)	己斐	放水路	C3/400 (草津水防倉庫)	右	広島市西区草津港1丁目	1700袋 ※製作済
3	可部				広島市安佐南区八木	
3)	円前	人田川	15/800附近	- 1	<u> </u>	500袋 耐候性大型土のう
						3袋
						袋詰め玉石(2t)
4	可部	太田川	19/000附近	右	広島市安佐南区八木	763袋
5	可部	太田川	23/000附近	左	広島市安佐北区可部町今井田	100袋
6	可部	三篠川	0/000附近	左	広島市安佐北区深川	300袋
7	可部	三篠川	2/150附近	左	広島市安佐北区深川	240袋
8	可部		3/450附近	左		500袋
9	加計		46/800附近	左	広島市佐伯区湯来久日市	906袋
10	加計	太田川	62/280附近	左	山県郡安芸太田町下殿河内	大型土のう 20袋
(1)	加計	太田川	70/850附近	右	山県郡安芸太田町戸河内(明神橋)	400袋

### (小瀬川)

 (11.MX).11)							
番 号	出張所	河川名	粁	標	左・右	所 在 地	数 量
12	小瀬川	小瀬川	6/200付近		左	大竹市木野2丁目	300袋
13	小瀬川	小瀬川	7/000付近		右	岩国市小瀬宇御堂原	300袋 50袋(耐候性大型土のう)
(14)	小瀬川	小瀬川	7/150付近		た	大竹市木野2丁目	200袋

481

#### 備蓄ブロック

(太田川)

(太田川)						
番号	出張所	河川名	粁 標	左・右	所 在 地	数量・規格
A	己斐	放水路	C2/000~C1/700	左	広島市西区観音新町4丁目 (広島ヘリポート横)	ペンタコン (立体型) 4 t 2 8 8 個
В	己斐	放水路	C2/500~C2/400	右	広島市西区扇二丁目 (西部水資源再生センター横)	^゚ンタコン(立体型) 4 t 6 5 個
С	大芝	太田川	10/150附近	右	広島市安佐南区東野 (東野側帯)	^゚ンタコン(立体型) 4 t 50個
D	大芝	古川	3/400附近	右	広島市安佐南区緑井1丁目 (R54沿い資材置き場)	ぺンタコン(立体型) 4 t 5 0 個
E	大芝	太田川	12/800付近	右	広島市安佐南区川内 6 丁目	方塊ブロック (□1000) 107個 (□900) 13個 (□800) 34個
F	可部	太田川	16/100附近	左	広島市安佐北区可部南	4t根固めブロック 11個 異形ブロック(テトラ)100個
G	可部	太田川	18/600附近	右	広島市安佐南区八木	2t根固めプロック10個 4t根固めプロック36個 方塊プロック (□1000) 80個 (□900) 22個 (□800) 18個
Н	可部	太田川	19/000附近	右	広島市安佐南区八木	ストーンブェック(突型) 1t 394個 4t根固めブロック 48個 袋詰め玉石(2t) 270袋
I	可部	根谷川	0/000附近	左	広島市安佐北区深川	クリンガーブロック (立体型) 4 t 5 0 個
J	加計	太田川	46/800附近	左	佐伯区湯来久日市堤防裏	袋詰め玉石(2t) 15個 三連ブロック(4t) 12個
K	加計	太田川	64/000附近	左	山県郡安芸太田町上殿 (戸河内IC裏)	袋詰玉石 20個 三連プロック(4 t) 39個 方塊プロック(1m3型)16個 3t根固めプロック 5個
L	加計	滝山川	0/200附近	左	山県郡安芸太田町加計 (巴町水防倉庫前)	連節ブロック 24cm×47cm 1,360個
М	加計	滝山川	1/600附近	右	山県郡安芸太田町加計 (川・森・文化交流センター裏)	袋詰玉石 60個 ダイヤカットⅡ型350 (A) 912個 ダイヤカットⅡ型350 (B) 52個 コーケンプロック3単位(消波プロック) 26個 三連プロック 変形型 D型 (3 t タイプ) 8個 三連プロック (4t) 47個 方塊プロック (1m3型) 99個 方塊プロック (0.5m3型) 31個

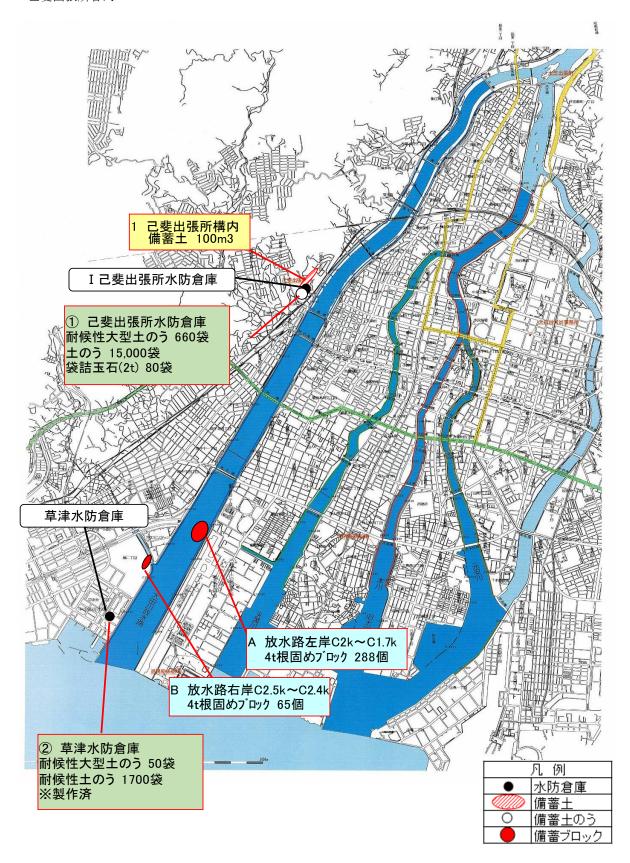
(小瀬川)

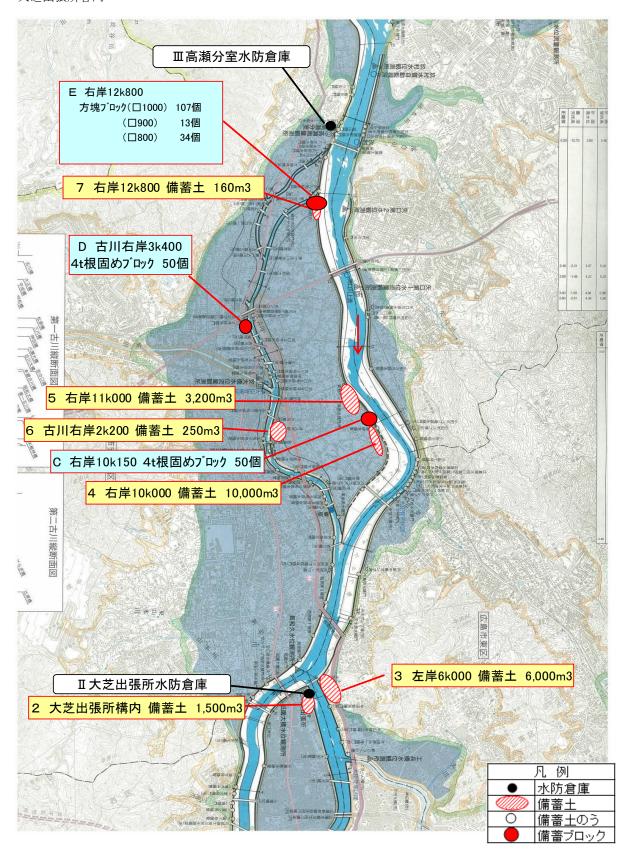
(/1 /NOR/ II/							
番 号	出張所	河川名	粁	標	左・右	所 在 地	数量・規格
							ペンタコン (立体型)4 t 116個
N	小瀬川	小瀬川	7k100付近		右	岩国市小瀬字御堂原	袋詰玉石2t 20袋
0	小瀬川	小瀬川	7k300付近		#	<b>吳</b> 国市小瀬字御党原	方塊 マンクリート172個

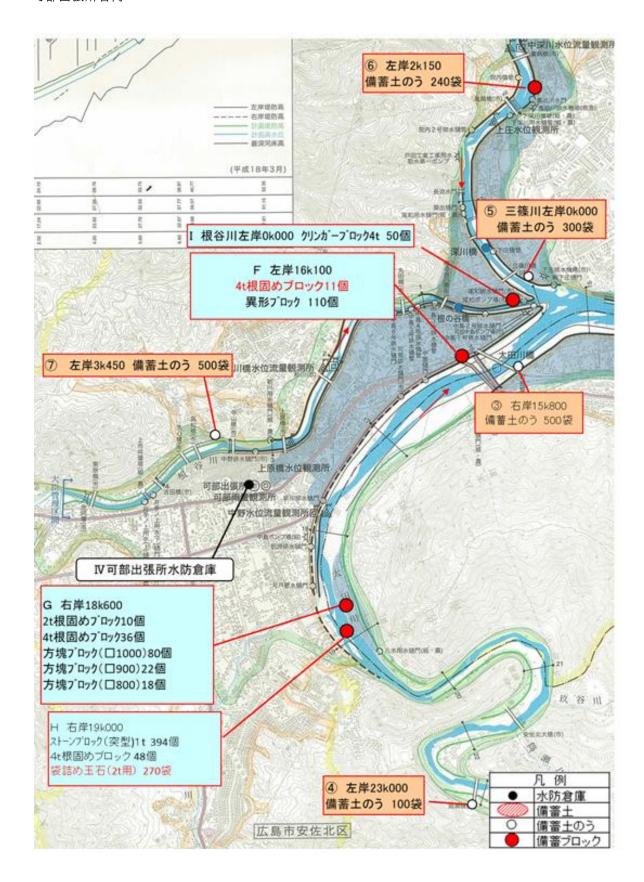
						í.	- 精蓄品目 (数量)				
行政	· I-7	所在地	管理責任者	土のう等	麻 袋	シート	なわ	ロープ	杭・丸太	鉄 線	附図番号
1149	( IZ	所任地							鉄パイプ		附凶番牙
				枚	枚	枚	巻	m	本	k g	
南	区	出島	広島港湾	2, 200		42		3,700	350		5
田		二丁目16	振興事務所長	2, 200		42		3, 700	350	Đ	ō
南	区	比治山本町		33, 675		750	35	400		20	6
田		12-6	西部建設事務	55, 675		750	33	400		20	b
佐伯	1 17	五日市町	所長	5 200	100	49			200		8
12E 1E	1 12	寺田		5, 300	100	43	3 -	=	200		8

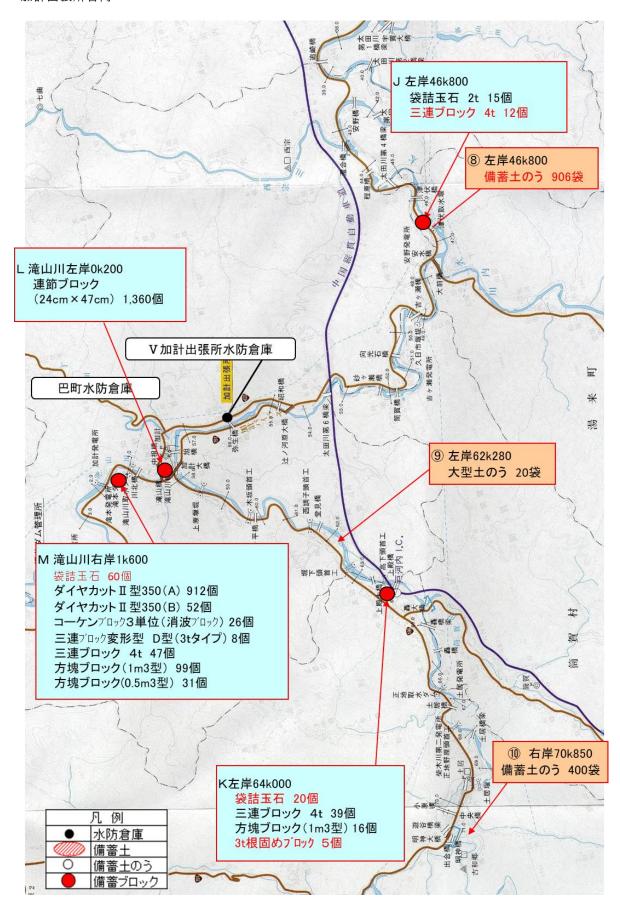
### 水防倉庫及び備蓄土位置図

### 己斐出張所管内









# 別表第9 消防機関の車両等《消防局施設課》

1 消防局(署)消防自動車等の配置状況

(令和5年4月1日現在)

	区 別		中	区	東区	南区	西区	安 佐 南 区		安芸区	佐伯区	
	局・署別		局	中	東	南	西	安佐南	安佐北	安芸	佐伯	計
消队	坊ポンプ自動	車		6	9	12	10	9	13	10	11	80
特	はしご	車		2	1	1	2	2	2	1	2	13
'	救助工作	車		1	1	1	1	1	2	1	1	9
殊		車				1	1			1		3
車	大型 水槽	車						1				1
	災害対応特殊		1	3	1	1			1		2	9
救	急	車		5	5	8	6	5	8	6	7	50
輸	送	車	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9
指	揮	車	3	1	1	1	1	1	1	1	1	11
広	報	車	1	1	1	2	1	1	2	1	1	11
積	載	車				1				1		2
査	察 広 報	車	1	1	1	1	1	1	2	2	1	11
起	震	車	1				1					1
機	関 員 訓 練	車					1	1		2		4
研	修ポンプ	車	1									1
救	急 研 修	車					1					1
マ	イクロバス	等	1		1		2	1		1	1	7
パ	トロール	車									1	1
_		両	9				3	1				13
	空隊電源	車	1									1
	付 自 転 車	等		5	7	11	12	12	17	10	8	82
消	防	艇				1						1
救	助	艇				1						1
^	リコプタ	_	1									1
無	人 航 空	機	1									1
	計		22	26	29	43	43	37	49	38	37	324

### 2 消防団消防自動車等の配置状況

(令和5年4月1日現在)

[2	<u>×</u>	別		中	区	東区	南区	西区	安 南 区	安 北 区	安芸区	佐伯区	=1
	<b>₫</b>	別		局	中	東	南	西	安佐南	安佐北	安芸	佐伯	計
消防	ポ :	ンプ	車			1			3	14	9	5	32
積	載		車		9	11	12	9	21	34	8	20	124
連	絡		車	1									1
	計			1	9	12	12	9	24	48	17	25	157

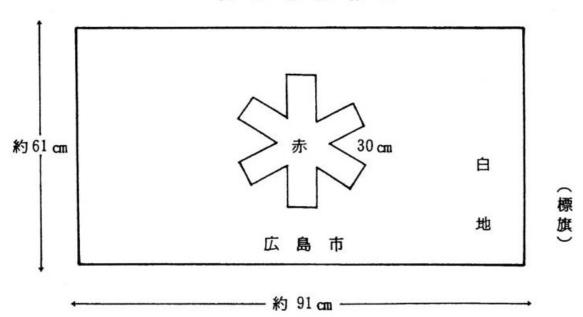
# 別表第10 市有建設車両

(令和3年4月1日現在)

局・区	課	車種	台 数(内 訳)
環境局	玖谷埋立地管理事務所	大型ダンプ	1 (9.2 t)
環境局	玖谷埋立地管理事務所	大型ダンプ	1 (8 t)
環境局	玖谷埋立地管理事務所	中型ダンプ	1 (4 t)
環境局	玖谷埋立地管理事務所	小型ダンプ	1 (2 t)
環境局	玖谷埋立地管理事務所	小型ダンプ	1 (1 t)
都市整備局	緑政課(みどり生きもの協会本部)	小型ダンプ	1 (2 t)
都市整備局	緑政課(安佐動物公園)	小型ダンプ	1 (2 t)
都市整備局	緑政課(植物公園)	小型ダンプ	2 (1 t)
中 区	維持管理課	小型ダンプ	1 (2 t)
安佐南区	維持管理課	小型ダンプ	1 (2 t)
	合計	11台	
	( 小型ダ	ンプ 8台)	
	中型ダ	ンプ 1台	
	大型ダ	ンプ 2台丿	

# 別表第11 優先通行標識

## 優先通行標識



# 別表第12 水防信号施設等

1 水防信号

方法区分	警 鐘 信 号	サイ	レ	ン	信号		
第1信号	●休止 ●休止 ●休止	約 5 秒 ●—	約 l 休		秒止	約 <b>●</b>	5 秒 <b>)</b> —
第2信号		約 5 秒 ●—	約休		秒 止	約 <b>●</b>	5 秒 <b>)</b> —
第3信号		約10秒 ●—	約休		秒 止	約 1 ●	0秒 <b>—</b>
第4信号	乱 打	約 1 分 ●—	約休		秒止	約 <b>●</b>	1 分 <b>)</b> 一
備考	<ol> <li>信号は適宜の時間継続すること。</li> <li>必要があれば警鐘信号とサイレンを係る</li> <li>危険が去ったときは口頭伝達をする</li> </ol>		0				
(注)							
第1信号	河川では量水標が警戒水位、海岸では 20メートル程度に達し、高潮のおそれが。					速か	ら 毎秒 かんしん かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい
第2信号	水防機関に属する者が直ちに出動すべき	きことを知らせ	るも	の			
第3信号	当該水防管理団体の区域内に居住する もの	もの全員が出動	すっ	<b>、き</b>	ことを	知ら	せる
第4信号	必要と認める区域内の居住者に避難のク	こめ立ち退くべ	きこ	とを	を知らせ	ける	もの

# 2 水防信号施設等

## (中区)

		種	別
設 置	場所	防災行政無線	サイレン
		(屋外スピーカー)	ソイレン
中消防署白島出張所	白島九軒町12-20		0
幟町中学校	上幟町6-29	0	
広島そごう百貨店	基町 6-27	0	
中央公園	基町 1 5	0	
広島城跡	基町 2 1	0	
福屋百貨店	胡町 6-26	0	
東横イン広島平和大通	田中町5-15	0	
広島市消防局	大手町五丁目20-12	0	0
中区役所	国泰寺町一丁目4-21	0	
広島市役所	国泰寺町一丁目6-34		0
東千田公園	東千田町一丁目1	0	
平和記念公園	中島町1	0	
吉島公園	羽衣町 1 6	0	
中消防署江波出張所	舟入南六丁目2-1		0
計 14施設		1 1	4

# (東区)

		種	別
設 置	場所	防災行政無線 (屋外スピーカー)	サイレン
東区役所	東蟹屋町9-38	0	
東消防署	光町二丁目12-6	0	0
牛田南一丁目集会所	二葉の里二丁目 6	0	
早稲田中学校	牛田早稲田四丁目15-1	0	
新牛田公園	牛田新町一丁目8	0	
矢賀小学校	矢賀二丁目10-67	0	
高天原墓園	矢賀町	0	
東消防署戸坂出張所	戸坂出江二丁目9-11		0
戸坂運動広場	戸坂新町三丁目1916	0	
広島城北学園	戸坂城山町1-3	0	
中山西第一公園	中山西二丁目14	0	
中山上第四公園	中山上一丁目7	0	
上温品小学校	上温品三丁目4-1	0	
馬木第五公園	馬木五丁目1440-1	0	
福木中学校	馬木九丁目1-5	0	
東消防署福田出張所	福田七丁目 2-10		0
計 16施設		1 4	3

# (南区)

		種	別
設 置 場	所	防災行政無線	サイレン
		(屋外スピーカー)	リイレン
広島駅新幹線口	松原町1	0	
広島市民球場(マツダスアジアム)	南蟹屋二丁目3-1	$\circ$	
南消防署青崎出張所	東青崎町10-25		$\circ$
南消防署	的場町二丁目5-14	0	
比治山公園	比治山公園1	0	
南区役所	皆実町一丁目5-44	0	
広島工業高等学校	出汐二丁目4-75	$\circ$	
渕崎公園	東雲三丁目18	0	
南消防署東本浦出張所	東本浦町23-6		0
黄金山小学校	北大河町35-1	0	
南消防署日宇那出張所	日宇那町3-6		$\circ$
出島福祉センター	出島一丁目32-1	0	
出島西公園	出島二丁目22	0	
南消防署宇品出張所	宇品東二丁目1-46	$\circ$	
広島みなと公園	宇品海岸一丁目13	0	
南消防署水上出張所	宇品海岸二丁目23-39	0	0
宇品海岸三丁目	宇品海岸三丁目 2	0	
広島競輪場	宇品海岸三丁目6-40	0	
南消防署似島出張所	似島町字家下752-74		$\circ$
計 19施設		1 5	5

# (西区)

		種	別
設置	場所	防災行政無線	サイレン
		(屋外スピーカー)	リイレン
大芝公園	大芝公園 2	0	
西消防署三篠出張所	三篠町三丁目16-23		0
横川駅前広場	横川新町1	0	
西消防署	都町43-10	0	
西区役所	福島町二丁目2-1	$\circ$	
広島県総合グラウンド	観音新町二丁目11-124	0	
観音新町四丁目	観音新町四丁目13	0	
西消防署己斐出張所	己斐中三丁目14-2		0
西広島駅前広場	己斐本町一丁目11	0	
庚午小学校	庚午中一丁目15-1	0	
草津公園	庚午南二丁目38	0	
鈴が峰公園	鈴が峰町46	0	
中央卸売市場	草津港一丁目8	0	
西消防署井口出張所	商工センター四丁目1-1		0
商工センター五丁目	商工センター五丁目7	0	
広島井口高等学校	井口明神二丁目11-1	0	
高須台第三公園	高須台五丁目 6	0	
古田台公園	古田台一丁目12	0	
計 18施設		1 5	3

### (安佐南区)

		125	Hil
	ш ->	種	別
設 置	場所	防災行政無線	サイレン
		(屋外スピーカー)	
八木分団梅林車庫	八木三丁目 2-24	0	$\circ$
細田山公園	八木七丁目12	$\circ$	$\circ$
城南中学校	川内六丁目8-1	$\circ$	
安佐南消防署	緑井一丁目10-3	$\circ$	
中須一丁目(大町駅)	中須一丁目47	$\circ$	
大町小学校	大町西二丁目24-1	$\circ$	
安佐南区役所	古市一丁目33-14	$\circ$	
祇園東中学校	西原七丁目16-1	$\circ$	
安佐南消防署祇園出張所	祇園二丁目48-11	$\circ$	$\circ$
広島経済大学	祇園五丁目37-1	$\circ$	
山本第四公園	山本五丁目67	0	
安田女子大学	安東六丁目13-1	$\circ$	
安佐南消防署上安出張所	上安五丁目8-14		$\circ$
安西小学校	高取南二丁目18-1	$\circ$	
若葉台中央公園	伴北七丁目34	$\circ$	
広陵高等学校	伴東三丁目14-1	0	
沼田高等学校	伴東六丁目1-1	0	
沼田合同庁舎	伴東七丁目64-8	$\circ$	$\circ$
伴分団奥畑車庫	伴西五丁目1126-1	$\circ$	$\circ$
上奥畑集会所	伴西六丁目310	$\circ$	$\circ$
沼田町伴桜ヶ峠口	伴西六丁目510	$\circ$	
広島修道大学	大塚東一丁目1-1	0	
戸山分団阿戸車庫	沼田町大字阿戸1416-7	0	0
戸山小中学校	沼田町大字阿戸3722	0	
戸山分団吉山車庫	沼田町大字吉山1393-1	0	0
計 25施設		2 4	9

## (安佐北区)

		種	別
設 置	場所	防災行政無線	サイレン
		(屋外スピーカー)	9400
ふじランド第一公園	口田南四丁目28	$\circ$	
口田分団矢口車庫	口田南七丁目18-22		$\circ$
中山公園	落合四丁目16	0	
安佐北消防署高陽出張所	真亀一丁目3-6		0
寺迫公園	真亀一丁目9	0	
広島市総合防災センター	倉掛二丁目33-1	0	
深川第二公園	深川四丁目8	0	0
小河原・上深川集会所	小河原町160-1	0	
狩留家集会所	狩留家町3144-4	0	
明神公園 (可部駅)	可部二丁目37	0	
安佐北区総合福祉センター	可部三丁目19-22	0	
寺山公園	可部東四丁目28	0	
安佐北消防署	可部南四丁目26-13	0	0
北部こども療育センター	可部南五丁目8-70	0	
亀山南小学校	亀山南三丁目28-2	0	
亀山分団亀山西車庫	亀山西二丁目3-1	0	0
三入公民館	三入五丁目 1 5-9	0	
桐陽台公園	三入東二丁目 6	0	
大林小学校	大林四丁目 1 4-1	0	
旧三入分団南原車庫	可部町大字南原226-3	0	0
中河内集会所	可部町大字勝木520	0	0
久地分団幸ノ神車庫	安佐町大字久地381-10	0	0
字賀神社	安佐町大字久地7681	0	
宮野神社	安佐町大字宮野61-1	0	
日浦分団筒瀬車庫	安佐町大字筒瀬559-1	0	0
小河内分団小浜車庫	安佐町大字小河内659-2	0	0
旧小河内小学校	安佐町大字小河内4734	0	
鈴張分団東車庫	安佐町大字鈴張760-3	0	0
	安佐町大字鈴張1896		
	安佐町大字鈴張4366-4	0	0
安佐北消防署安佐出張所	安佐町大字飯室3052-1		0
久地南小学校 (本)	安佐町大字の木台55-1	0	
日浦公民館	あさひが丘三丁目23-13		0
井原小学校			
	白木町大字井原825	0	
志屋小学校	白木町大字志路3890-1		
志路第一調整池	白木町大字志路6012-1	0	
白木中学校	白木町大字市川1428	0	
安佐北消防署白木出張所	白木町大字市川1533-5		0
<u> </u>	白木町大字市川6363-1	0	0
三田集会所	白木町大字三田2218-1	0	
白木町三田福永地区	白木町大字三田5961-3	0	
白木町三田弥谷地区	白木町大字三田8265	0	
計 42施設		3 7	1 6

# (安 芸 区)

		種	別
設置	場所	防災行政無線 (屋外スピーカー)	サイレン
安芸区役所	船越南三丁目4-36	0	
畑賀小学校	畑賀三丁目28-16	$\bigcirc$	$\circ$
瀬野川中学校	中野四丁目24-1	0	
安芸区スポーツセンター	中野東二丁目3-1	$\bigcirc$	
みどり坂第八公園	瀬野西三丁目25	0	$\circ$
瀬野分団中原車庫	上瀬野一丁目18-14	0	$\circ$
上大山集会所	上瀬野町139-8	0	0
阿戸町弓張松	阿戸町1933-1	0	
阿戸生活改善センター	阿戸町4020-1	0	0
安芸区役所阿戸出張所	阿戸町6257-2	0	0
県立安芸南高等学校	矢野西二丁目15-1	0	
安芸区役所矢野出張所	矢野東五丁目7-18	$\bigcirc$	
矢野ニュータウン第六公園	矢野南三丁目36	0	
寺屋敷集会所	矢野町740-3	0	
寺屋敷団地自治会倉庫	矢野町752-747	0	0
計 15施設		1 5	7

# (佐伯区)

	種	別
場が所	防災行政無線 (屋外スピーカー)	サイレン
石内南四丁目 1	0	$\circ$
五月が丘二丁目22-1	0	
美鈴が丘南三丁目1-2	0	$\circ$
五日市中央六丁目4-1	0	
五日市中央七丁目25-18	0	
海老園二丁目 5-28	0	$\circ$
海老山町 6	0	
三宅二丁目1-1	0	
美の里二丁目7	$\circ$	
河内南二丁目10-1	0	
五日市町大字上河内537	0	
五日市町大字下河内1238-4	0	$\circ$
杉並台 6 4	0	
湯来町大字下530-3	0	
湯来町大字下1241	0	
湯来町大字下1503-2	0	$\circ$
湯来町大字白砂583	0	
湯来町大字白砂2798-6	0	$\circ$
	五月が丘二丁目 2 2-1 美鈴が丘南三丁目 1-2 五日市中央六丁目 4-1 五日市中央七丁目 2 5-1 8 海老園二丁目 5-2 8 海老山町 6 三宅二丁目 1-1 美の里二丁目 7 河内南二丁目 1 0-1 五日市町大字上河内 5 3 7 五日市町大字下河内 1 2 3 8-4 杉並台 6 4 湯来町大字下 5 3 0-3 湯来町大字下 1 2 4 1 湯来町大字 1 5 0 3-2 湯来町大字白砂 5 8 3	場所 防災行政無線 (屋外スピーカー) 石内南四丁目 1 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

# (佐 伯 区)

		種	別
設置	場所	防災行政無線 (屋外スピーカー)	サイレン
上多田集会所	湯来町大字多田523-1	0	
湯来町来栖根地区	湯来町大字多田1923-2	0	0
日入谷集会所	湯来町大字多田2076-1	0	
湯来西公民館	湯来町大字多田2712	0	_
湯来町葛原地区	湯来町大字葛原1473-3	0	0
砂谷中学校	湯来町大字伏谷5-1	0	_
大森集会所	湯来町大字伏谷1499	0	
湯来東小学校	湯来町大字麦谷1803-1	0	
湯来中学校	湯来町大字和田112	0	
佐伯消防署湯来出張所	湯来町大字和田224		0
下和田集会所	湯来町大字和田1021-3	0	
計 29施設		2 8	9

# 別表第13 身分証票

身 分 証 票

水防職員証

 令和
 ·
 交付

 第
 号

所属名

職名

氏 名

生年月日

所属長氏名 印

- 1 水防法第49条第2項の規定により必要な土地に立ち入るときは必ず本証を携帯し、関係人の請求があったときはこれを提示しなければならない。
- 2 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 本証の記載事項に変動があったときは、直 ちに返還しなければならない。

(表) (裏)

# 別表第14 水防活動実績報告書 水防活動実績報告書

													(作	成責	任者	)					印
管			理		寸	体	:	名				指	定・	非指	定の	別					
水	防	i美	施	i時(	の台風	名・	豪雨:	名				報	告	年	月	日	令和	年	月		日
場	;			所		Ш	右岸左		地先	i	m					管団	理 体 分	県支出分		計	
日					自		年	月		日	時			手	当						
				時	至		年	月		日	時		人件	その	の他						
					消防	司	市	消防団	員その	D他	計	所要	費	Ī	H						
出	動	人	Į	数		人	人	,		人	人	経費			才費						
													物		才費						
					-	工法			箇所		m		件費		<b>斗費</b>						
													具	雑	費						
														Ē	計 						
				きの び									合	Ē	<b>計</b>						
Т Т		<i>/</i> L	汉	法									か	ま	す		枚	枚			枚
													Р	. P	土俵		枚	枚			枚
													む	し	ろ		枚	枚			枚
												使用	な		わ		巻	巻			巻
					堤防	田	畑	家	鉄道	道路	各人口	資材	丸		太		本	本			本
水防の	j	効		果	m	ha	h	a 戸	m	l r	n 人	1/1									
の結果	i	被		害	m	ha	h.	a 戸	m	r	n 人	- <b> </b> 									
/16	$\perp$	<u> </u>		/ <del> </del>																	
ょ		ľ	)	体の沢											伏 況 : した						
				の況								年	齢	· 所	の氏属を	及	び				
警 援	· [	— 第 助		の況									そ の 功 績 概 要 堤防その他の施設等 の 異常 の 有 無 及 び 緊急工事を要するも のが生じた時はその 場 所 及 び 損 傷 状 況								
現指職		場建日	É	の者名								水自		舌動 ( 己	に関 批		る 判				
水の		i 艮 列		系者 傷								備					考				

# 別表第15 水防活動実績報告書(作成例)

作成例

## 令和○○年台風○号における水防活動 (○○県○○市消防団・令和○○年○月○日)

#### ○概要

○○市消防団は、令和○○年○月○日、台風○号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ○部隊○名が出動。市内では、1時間雨量○○mm を超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間 〇月〇日~〇月 〇日約〇時**間**  出動延人数

〇人

主な活動内容

- ・土のう積み(○袋)
- •排水作業○件

水防活動または被害状況写真

水防活動または被害状況写真

○川右岸 積み土のう工 ○地区 浸水被害 水防箇所実施地図